

**第3期美郷町障害者計画**  
**第7期美郷町障害福祉計画**  
**第3期美郷町障害児福祉計画**



令和6年3月  
美郷町



# 【目 次】

## 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景及び目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	4

## 第2章 障がい福祉の現状と課題

1 障がいのある人を取り巻く現状	5
2 障がいのある人の教育環境・就労状況	11
3 各種福祉サービス等の状況	14
4 計画策定のためのアンケート調査の結果概要	16

## 第3章 第3期障害者計画

1 基本理念	45
2 基本目標	45
3 計画の体系	46
4 基本目標、重点施策の取組	47

## 第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

1 障害福祉計画・障害児福祉計画について	64
2 計画に定める事項	64
3 成果目標・活動指標について	64
(1) 成果目標・活動指標の設定	64
(2) 指定障害福祉サービス等の利用に係る見込量と今後の方策	75
(3) 地域生活支援事業の事業内容と見込量	84
(4) 指定通所支援等の利用に係る見込量と今後の方策	89

## 第5章 各計画の推進に向けて

1 計画の推進のために	93
2 計画の推進体制	93
3 計画の達成状況の点検と評価	94
4 計画の中間見直し	94

«美郷町障害福祉計画策定委員会 委員名簿»

## 第1章 計画の策定にあたって

---

### 1 計画策定の背景及び目的

本町では、平成18年に「美郷町障害者計画」及び「美郷町障害福祉計画」を、平成30年には「美郷町障害児福祉計画」を策定しました。これらの3つの計画は、時代の変化や障がい者のニーズに的確に対応するための見直しを重ねながら、障がい者の日常生活の支援や社会参加の促進、権利擁護の推進など様々な施策を実施してきました。

この間、国においても障がい者に関する制度は大きく進展してきました。

平成18年に身体障害・知的障害・精神障害の3障がいの福祉サービスの内容を一元化する障害者自立支援法が施行され、制度の抜本的な見直しが行われて以降、障害者基本法の改正や障害者総合支援法が施行されるとともに、平成26年には障害者の権利に関する条例を批准し、平成28年には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)が施行されています。

また、平成28年には障害者総合支援法が改正され、地域生活の支援を進めるための新たなサービスの創設や高齢障がい者の介護サービスの円滑な利用、障がい児支援のニーズへの対応などの取組が盛り込まれ、その後も文化芸術活動の推進など様々な関係法令の整備が進められました。

令和4年においては、地域生活の支援体制の充実など、障がいのある人等の地域生活や就労支援の強化等により、障がい者等が希望する生活を実現するために障害者総合支援法の改正が行われ、今後、障がい者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会の構築により取り組んでいくことが示されました。

本町においても、障がいのある人もいない人も共に支え合いながら安心して暮らせる町づくりを目指し、平成28年9月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する美郷町職員対応要領」を策定し合理的配慮の義務化や障がい理解教育等に取り組むとともに、平成31年4月に地域の社会資源を活かした、障がい者の日常生活を支援するための地域生活支援拠点等の整備、災害時における支援体制の整備など、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できる環境づくりを推進してきました。しかし、一方では障がいのある人の高齢化や重度化等も進んでいる現状があり、障がいのある人が希望する地域生活の継続・実現には、必要なサービス量の確保と適切な支援のさらなる実施が求められており、より時代とニーズに即した障害施策の推進や精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム等の構築などが必要となっています。

本町では、こうした背景をもとに、障がいのある人やその家族、難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築に向け、国の障害者基本計画(第5次)における施策の基本的な方向性やこれまでの取組における課題等を踏まえ、当事者のニーズに即した総合的かつ横断的な障害者施策を展開し、当町が目指す「健やか・安心・思いやりのまちづくり」の実現につなげていくため、本計画を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 第3期美郷町障害者計画

障害者基本法に規定される「市町村障害者計画」であり、計画の策定にあたっては、国の障害者基本計画及び秋田県障害者計画を基本として、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策の基本方針や目標を総合的かつ計画的に推進するための最も基本的な計画です。

#### 障害者基本法 第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者基本計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

### (2) 第7期美郷町障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を目的に策定する計画です。(計画は3年1期)

#### 障害者総合支援法 第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

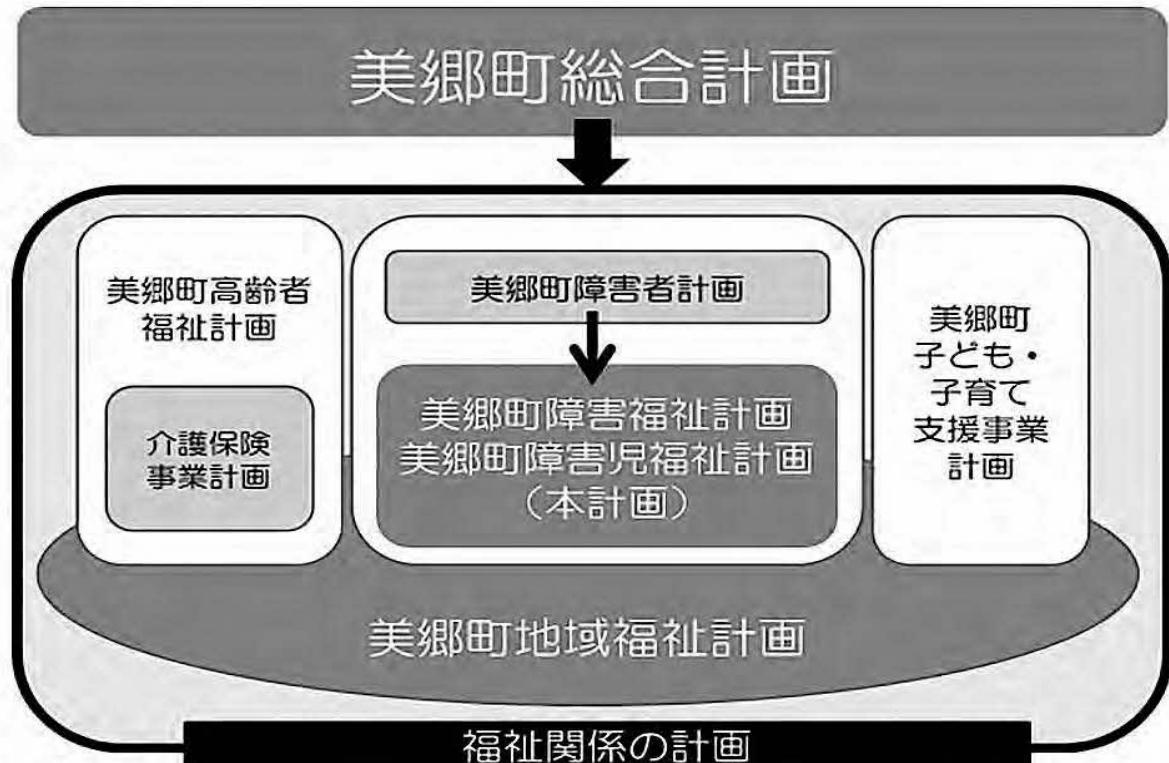
### (3) 第3期美郷町障害児福祉計画

児童福祉法に基づき、障害児通所、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施の確保を目的に策定する計画です。(計画は3年1期)

#### 児童福祉法 第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

3つの計画は根拠法が異なりますが、いずれも障がい福祉に関する計画であることから、一体的に策定することとし、「美郷町総合計画」を上位計画に、「地域福祉計画」「高齢者福祉計画」など他の福祉関係計画と連携し推進していきます。



### 3 計画の期間

障害者計画は、令和6年度から令和11年度までの6か年を計画期間とします。中期的なスパンから施策を構築し、より効果的な事業展開を図るため、地域の実情によって柔軟な期間設定ができるとする国の基本方針を踏まえ、6年間としたものです。

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画については、国が令和6年度から令和8年度までの3年間について基本方針を示していることから、3年間の目標値等を定めます。令和9年度から令和11年度までの障害福祉計画・障害児福祉計画については、令和8年度に国の基本方針に鑑みた上で、目標値等を定めることとします。

なお、同計画の策定にあたり、障害者計画の内容については、必要に応じて中間見直しを行うこととします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画		第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画			第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画			
H28～ 第2期美郷町障害者計画						第3期美郷町障害者計画					

## 4 計画の策定体制

### (1) 美郷町総合支援協議会

障害者総合支援法第89条の3の規定により障がいのある人への支援体制の整備を目的として設置された、本町の障がい者団体や保健及び福祉関係者等で構成された協議会で諮詢し、答申をいただきました。

### (2) アンケート調査の実施

障がいのある人の生活実態、障害福祉サービス等の利用状況及び今後の利用意向、福祉政策への意見、要望などを聞き取りし、計画策定の基礎資料とするためアンケート調査を実施しました。

実施期間：令和5年7月24日～令和5年8月31日（結果詳細は16ページ参照）

### (3) パブリックコメントの実施

第3期美郷町障害者計画・第7期美郷町障害福祉計画・第3期美郷町障害児福祉計画 素案に対する意見募集（パブリックコメント）を行いました。

意見募集の期間：令和6年3月1日（金）～令和6年3月8日（金）

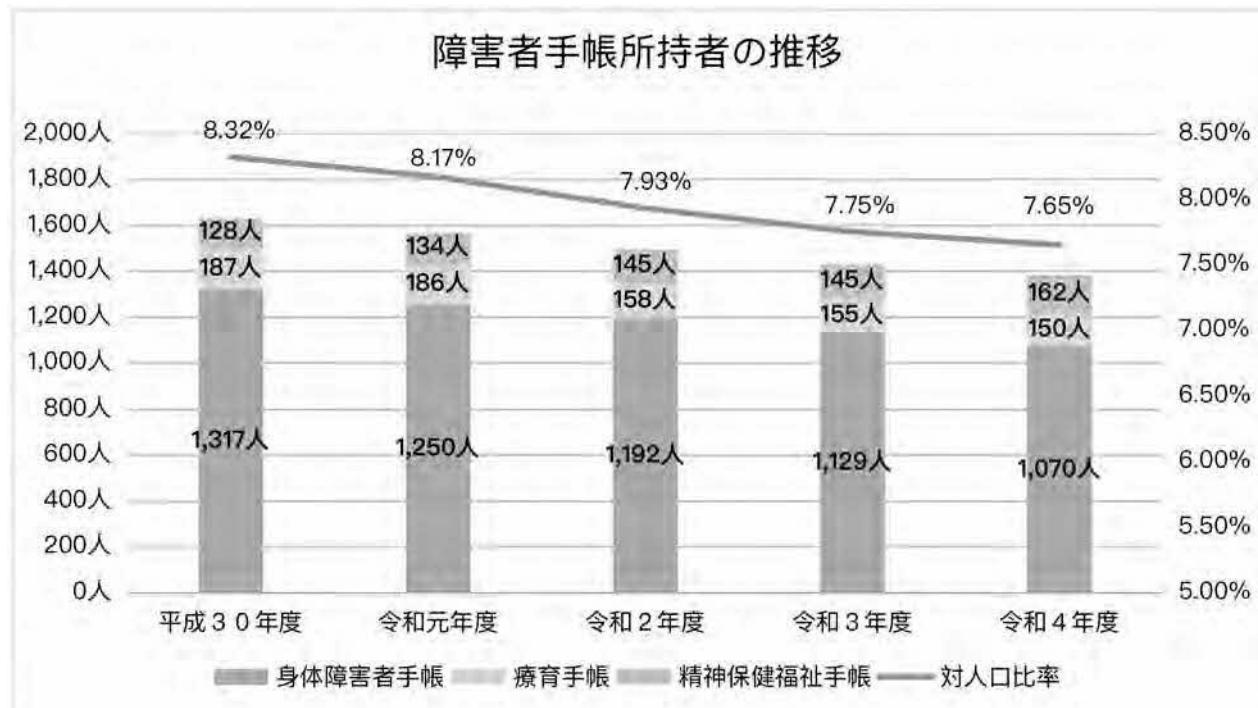
## 第2章 障がい福祉の現状と課題

### 1 障がいのある人を取り巻く現状

#### (1) 障害者手帳の交付状況

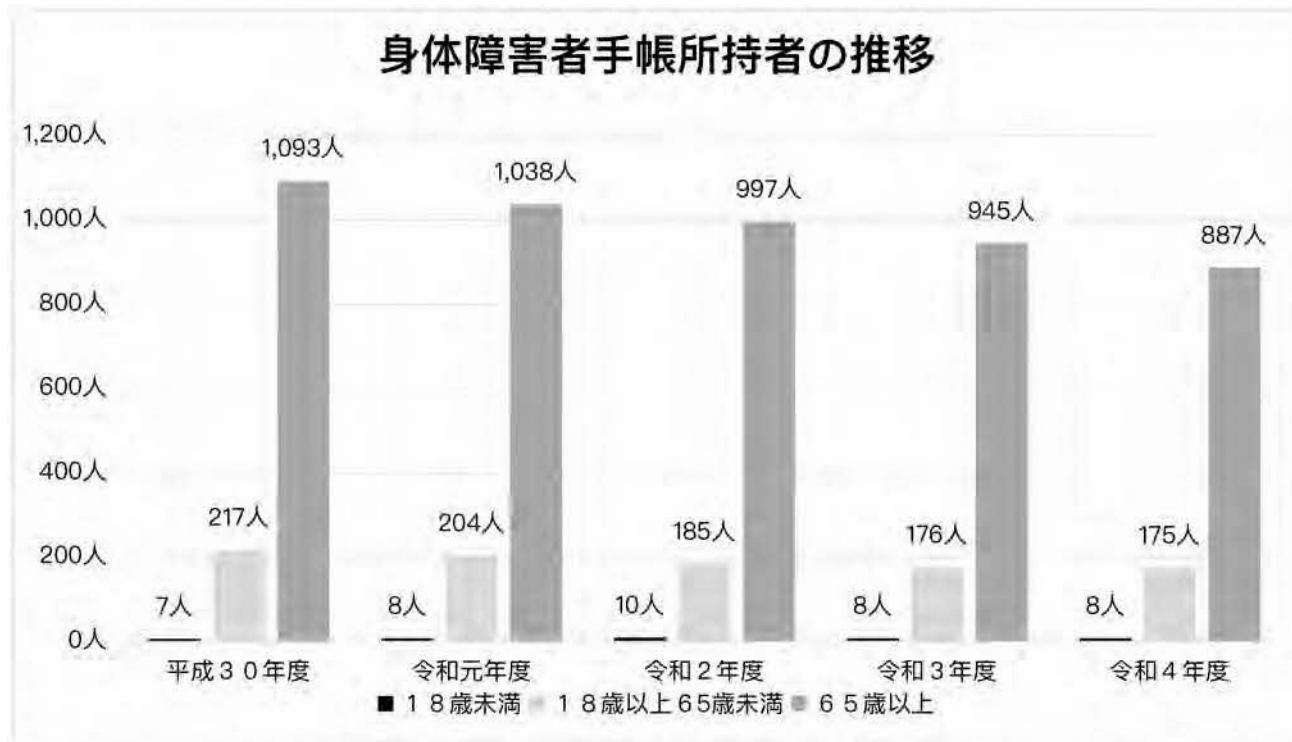
障害者手帳の交付状況は全体で平成30年度の1,632人から令和4年度は1,382人と減少しており、総人口に占める障がい者の割合も8.32%から7.65%と0.67ポイント減となっています。手帳種別では、身体障害者手帳・療育手帳所持者は年々減少しておりますが、精神保健福祉手帳所持者は増加傾向となっています。

	【単位】人				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳	1,317	1,250	1,192	1,129	1,070
療育手帳	187	186	158	155	150
精神保健福祉手帳	128	134	145	145	162
合計	1,632	1,570	1,495	1,429	1,382
総人口	19,607	19,225	18,852	18,434	18,066
対人口比率	8.32%	8.17%	7.93%	7.75%	7.65%



## (2) 身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳の所持者数は、平成30年度末の1,317人から247人減の1,070人となっており、年々減少しております。65歳未満はほぼ横ばいで推移しておりますが、65歳以上の所持者数が大きく減少しています。障害種別では肢体不自由が多く全体の約6割を占めています。



【単位】人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
種別	視覚	79	78	76	75	65
	聴覚	100	103	101	97	88
	平衡	0	0	0	0	0
	音声・言語	4	3	2	2	1
	そしゃく	0	0	0	0	2
	肢体不自由	862	805	758	712	657
	内部	272	261	255	243	257
等級	1級	358	327	310	303	269
	2級	260	242	227	203	188
	3級	240	229	220	206	196
	4級	320	311	310	286	292
	5級	77	78	65	71	62
	6級	62	63	60	60	63
合計		1,317	1,250	1,192	1,129	1,070

## 第2章 障がい福祉の現状と課題

### 年齢階層別の状況

【単位】人

			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
			18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上
種別	視覚	0	8	71	0	8	70	0	9	67	0	8	67	0	8	57	
	聴覚	1	16	83	1	15	87	1	13	87	1	13	83	1	13	74	
	平衡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	音声・言語	0	1	3	0	1	2	0	1	1	0	0	2	0	0	1	
	そしゃく	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
	肢体不自由	5	147	710	5	133	667	7	119	632	6	113	593	4	106	547	
	内部	1	45	226	2	47	212	2	43	210	1	42	200	3	47	207	
等級	1級	3	69	286	3	68	256	3	61	246	3	63	237	3	62	204	
	2級	0	39	221	0	34	208	1	32	194	1	29	173	1	25	162	
	3級	1	40	199	2	37	190	1	33	186	1	28	177	1	27	168	
	4級	2	41	277	2	41	268	2	37	271	1	32	253	3	34	255	
	5級	0	19	58	0	16	62	0	14	51	0	15	56	0	15	47	
	6級	1	9	52	1	8	54	3	8	49	2	9	49	0	12	51	
総 計		1,317			1,250			1,192			1,129			1,070			

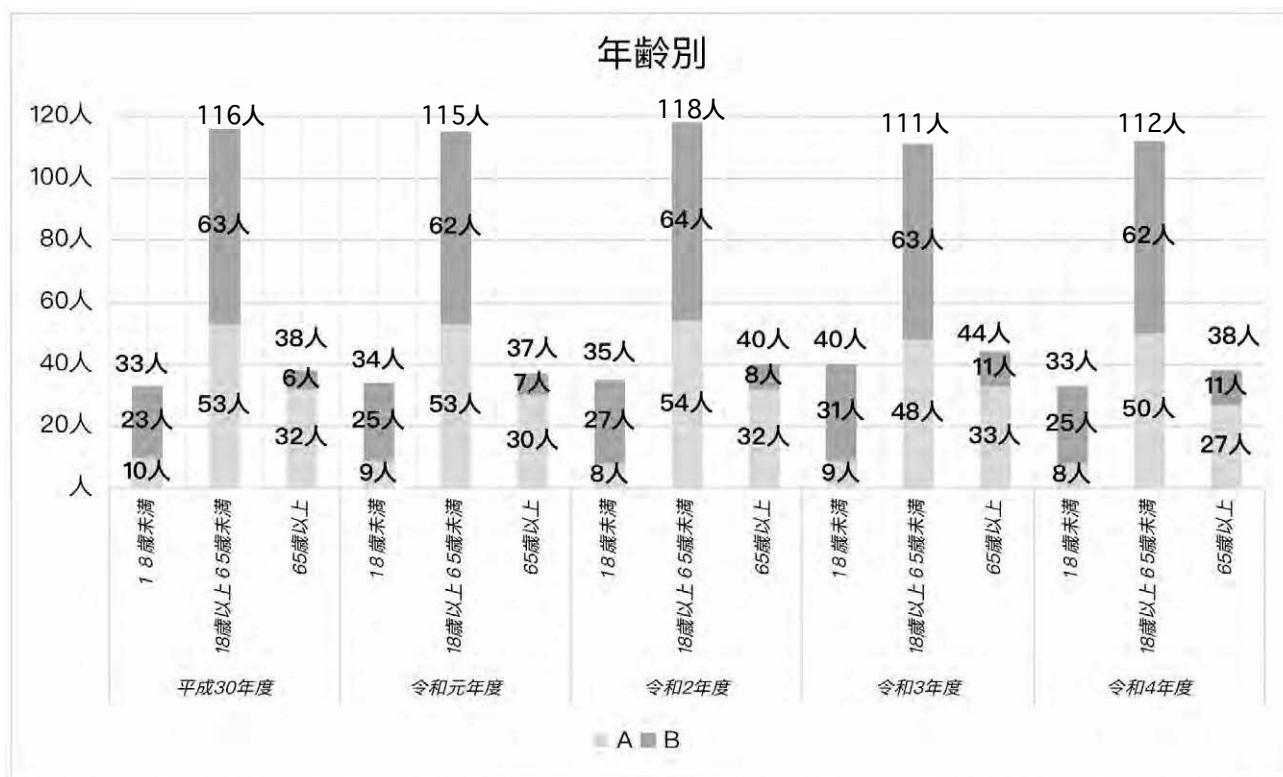
## (3) 療育手帳所持者の推移

療育手帳の所持者数は、ほぼ横ばいで推移していますが、程度別にみるとA判定の人は平成30年度末の95人から10人減の85人となっており、B判定の人は平成30年度末の92人から6人増の98人となっております。



【単位】人

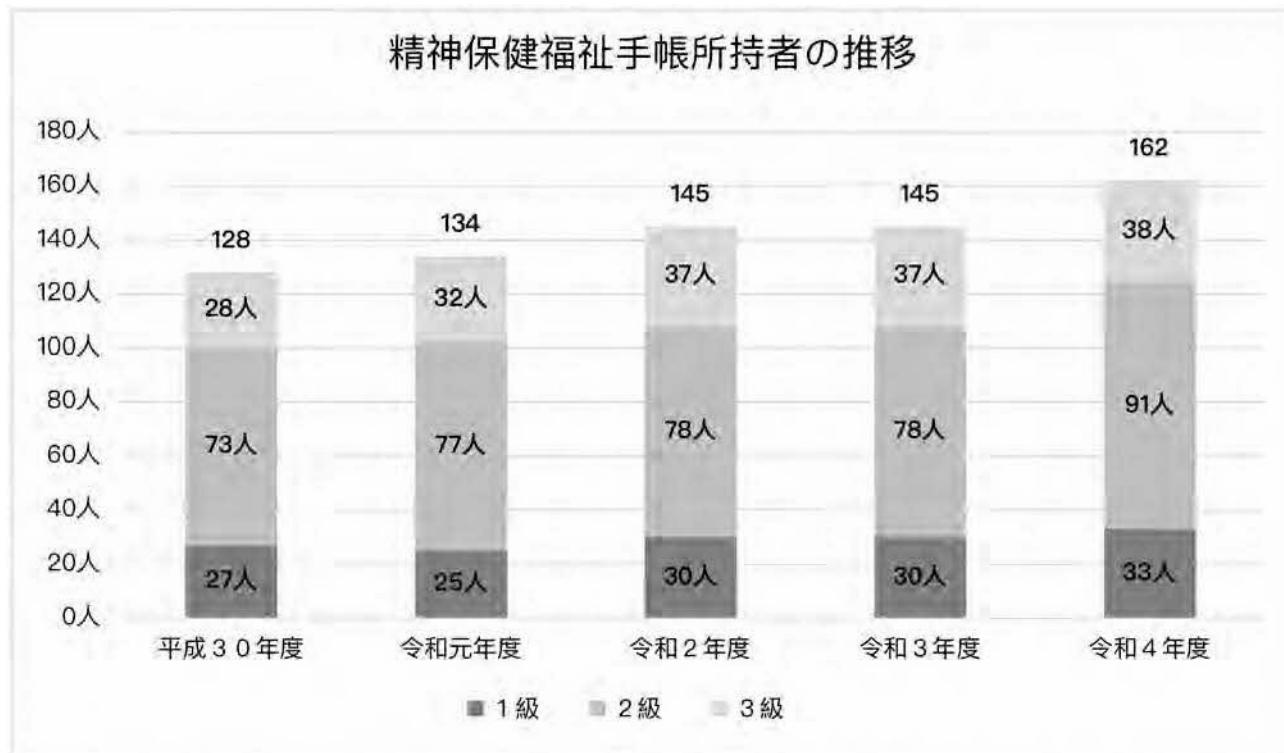
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
程度別	A	95	92	94	90
	B	92	94	99	105
合計		187	186	193	195
					183



## 第2章 障がい福祉の現状と課題

### (4) 精神保健福祉手帳所持者の推移

精神保健福祉手帳の所持者数は、平成30年度末の128人から34人増の162人となっており、年々増加しております。2級の所持者が最も多くなっています。



【単位】人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
程度別	1級	2級	3級		
1級	27	25	30	30	33
2級	73	77	78	78	91
3級	28	32	37	37	38
合計	128	134	145	145	162

### (5) 自立支援医療受給者の状況

更生医療は、身体障害者手帳を交付された18歳以上の方が利用しており、人工透析を受けている方が最も多く、次いで人工股関節の手術を受けられる方が主に利用しています。育成医療は18歳未満の身体に障がいのある児童で、指定育成医療機関における入院、手術、外来通院により、確実な治療効果が期待できる児童を対象とする医療費助成制度です。そしやく機能に関する医療を受けられる児童が最も多く利用しています。

実利用者数 【単位】人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
更生医療	43	37	33
育成医療	7	8	6
精神通院医療	295	299	326
総数	345	344	365

### (6) 特定医療費(指定難病)、小児慢性特定疾病医療受給者の状況

特定医療費(指定難病)、小児慢性特定疾病医療の受給者数は共に横ばいとなっています。

特定医療(指定難病)で最も多い疾患は潰瘍性大腸炎で、次いでクローン病、全身性エリテマトーデス、パーキンソン病等となっています。小児慢性特定疾病的疾患で最多のは悪性新生物群です。

受給者数 【単位】人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定医療費(指定難病)	135	136	134
小児慢性特定疾病医療	16	14	14
総 数	151	150	148

資料:仙北地域振興局福祉環境部(大仙保健所)

## 2 障がいのある人の教育環境・就労状況

### (1) 障がい児保育・特別支援教育の状況

保育所等における障がい児の受け入れ状況、特別支援学校等への通学状況、小学校・中学校の特別支援学級の状況の推移をみると、概ね横ばいで推移しています。年々児童・生徒数は減少しているため、比率としては年々高くなっています。

このほか、通常学級において配慮を必要とする児童・生徒に対する支援として、通級指導教室と学校支援員の配置があります。

保育所等において配慮を要する児童の受け入れ状況(3地区合計・各年度末現在)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認定こども園	35人	45人	36人
放課後児童クラブ	35人	36人	41人

資料:美郷町教育推進課

特別支援学校等への通学状況(各年度4月1日現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学部	6人	7人	6人
中学部	11人	7人	8人
高等部	12人	15人	14人
計	29人	29人	28人

資料:大曲支援学校

小学校・中学校の特別支援学級の状況(各年度4月1日現在)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	児童数(人)	35	36	34
	学級数(学級)	8	8	9
中学校	児童数(人)	14	15	19
	学級数(学級)	3	3	4

資料:美郷町教育推進課

## (2) 障がい者の雇用・就労状況

民間企業(管内)における雇用状況の推移をみると、常用労働者に対する障がい者の実雇用率はいずれも、秋田県、全国の実雇用率を上回っております。

これまで民間企業の法定雇用率は2.3%、法定雇用率対象事業所における常時雇用する労働者は43.5人以上とされていましたが、障害者雇用促進法の改正により2024年4月から法定雇用率が段階的に引き上げられることが決まりました。これに伴い障がい者1人雇用しなければならない事業主の範囲も更に広がることになります。

また、県や市町村における公的機関の法定雇用率は2.6%ですが、美郷町役場は例年上回っております。(美郷町では町長部局と教育委員会部局を合算して集計しています。)

民間企業(管内)における雇用状況(常用労働者43.5人以上の規模の企業)(各年度6月1日現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
企業数	90件	93件	95件
常用労働者数	11,070.5人	11,173.0人	11,835.0人
障がい者数	260.5人	262.0人	276.5人
実雇用率	2.35%	2.34%	2.47%
秋田県実雇用率	2.21%	2.29%	2.40%
全国実雇用率	2.20%	2.25%	2.33%
雇用達成企業数	65件	64件	71件
達成企業割合	72.20%	68.80%	74.73%

資料:ハローワーク大曲・角館

管内における就職者の状況(各年度末現在)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障がい者	32人	20人	27人
知的障がい者	15人	14人	8人
精神障がい者	26人	35人	56人
その他	12人	13人	11人
合計	85人	82人	102人

その他:発達障害、難病等の慢性疾患、高次脳障害など

資料:ハローワーク大曲・角館

## 第2章 障がい福祉の現状と課題

### 庁内(美郷町役場)における障がい者の雇用状況(各年度6月1日現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
職員数	315.5人	325.0人	328.5人
障がい者数	9.0人	9.0人	10.0人
障がい者の実雇用率	2.85%	2.77%	3.04%
法定雇用率	2.60%	2.60%	2.60%

資料:秋田労働局「障害者雇用状況」、美郷町総務課

### (3) 障がい者就労施設等からの物品等の調達状況

町では、障がい者就労施設等の受注機会の増大を目的として、「美郷町障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達に努めています。

庁内における就労施設等からの物品等の調達状況は、令和4年度は調達件数が5件、調達額は8,881,073円となっています。物品では、その他の物品としてスノーポールの調達、役務では清掃、施設管理として公園や体育館の清掃依頼の金額が大半を占めています。

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
物 品	事務用品・書籍	—	—	—	—	—	—
	食料品・飲料	1件	11,400円	1件	26,400円	1件	26,400円
	小物・雑貨	—	—				
	その他の物品	1件	2,997,500円	1件	3,597,000円	1件	6,105,000円
	小 計	2件	3,008,900円	2件	3,623,400円	2件	6,131,400円
役 務	印刷	—	—	—	—	—	—
	クリーニング	—	—	—	—	—	—
	清掃・施設管理	3件	2,646,863円	3件	2,676,843円	3 件	2,749,673円
	情報処理・テープ起こし	—	—	—	—	—	—
	飲食店等の運営	—	—	—	—	—	—
	その他の役務	—	—	—	—	—	—
	小 計	3件	2,646,863円	3件	2,676,843円	3 件	2,749,673円
総 計		5件	5,655,763円	5件	6,300,243円	5 件	8,881,073円

### 3 各種福祉サービス等の状況

#### (1) 障害支援区分の状況

障害福祉サービスには、日常的に必要な支援を受けられる介護給付と、自立した生活に必要な知識や技術を身に付ける訓練等給付があります。このうち介護給付では、利用希望者の必要度において適切なサービスが利用できるよう障害支援区分を認定(認定有期間最長3年)しています。

令和2~3年度は新型コロナウイルス感染予防のための臨時的な取り扱い(※)を行った件数は含んでおりません。そのため令和4年度に認定を行っており件数が多くなっています。

【単位】件

障害支援区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分1	0	0	0	0	0
区分2	6	10	6	6	11
区分3	9	9	21	10	13
区分4	12	13	9	9	19
区分5	7	12	3	6	10
区分6	19	12	6	10	19
合 計	53	56	45	41	72

※新型コロナウイルス感染症への感染拡大を図る観点から、障害支援区分の認定調査の対象者への面会が困難な場合においては、臨時的な取り扱いとして障害支援区分の認定の有効期間について、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとしました。(令和2年3月5日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡)

#### (2) 障害福祉サービス事業費の状況

障害福祉サービス費用状況の推移をみると、障がい者数は年々減少していますが、サービス利用費は増加傾向です。特に訪問系サービス、居住系サービス、障害児通所支援が高くなっています。高齢化の進行に伴う障がいの重度化、生活状況の変化によりサービス体系や支給量に変化がみられています。障害児通所支援は令和2年度から事業費が約2倍となっております。近隣や町内に通所できる事業所が出来たことや保護者の療育に関する意識も高まっており、今後も増加が予想されます。

【単位】千円

サービス区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問系サービス	17,029	20,695	22,586
日中活動系サービス	296,099	293,314	295,834
居住系サービス	156,115	160,252	166,229
計画相談支援	8,564	8,863	10,092
障害児通所支援	24,630	32,429	47,932
障害児相談支援	2,297	2,686	3,075
合 計	504,734	518,239	545,748

## 第2章 障がい福祉の現状と課題

町内全域において訪問系・日中活動系・居住系等サービスの複数の事業所があり、施設や事業所等がそれぞれの立場で役割を担い、連携を図ることができます。障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス体制として平成31年4月に「地域生活支援拠点」を整備しています。

【単位】カ所

サービス種類	事業所数
計画相談支援	3
障害児相談支援	3
居宅介護	5
重度訪問介護	3
同行援護	2
行動援護	1
短期入所	5
生活介護	4
障害者支援施設	1
生活訓練	1
就労移行	1
就労定着	1
自立生活援助	1
就労継続支援(B型)	4
共同生活援助(グループホーム)	6
児童発達支援	1
放課後等デイサービス	1

## 4 計画策定のためのアンケート調査の結果概要

### (1) 調査目的

障がいのある人の生活実態、障害福祉サービス等の利用状況及び今後の利用意向、福祉政策への意見、要望などを聞き取りし、計画策定の基礎資料とすることを目的に「美郷町障害福祉計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

### (2) 調査設計

調査地域	美郷町全域（町外施設への入所者を含む）
調査基準日	令和5年7月1日
調査期間	令和5年7月24日(月)～令和5年8月31日(木)
調査方法	郵送配布、郵送回収による郵送調査
回答方法	調査票による無記名アンケート
調査対象者	障害者手帳を所持している人及びその家族等で主に介護を行っている人

### (3) 調査対象者数

障害種別	本人の年齢	調査対象者数	回答者数	回収率
身体障害	17歳以下	4人	1人	25.0%
	18歳以上64歳以下	145人	64人	44.1%
知的障害	17歳以下	30人	14人	46.7%
	18歳以上64歳以下	94人	46人	48.9%
精神障害	17歳以下	4人	0人	0.0%
	18歳以上64歳以下	132人	44人	33.3%
重複障害	17歳以下	3人	1人	33.3%
	18歳以上64歳以下	20人	35人	175.0%
不明	18歳以上64歳以下	0人	5人	-
計		432人	210人	48.6%

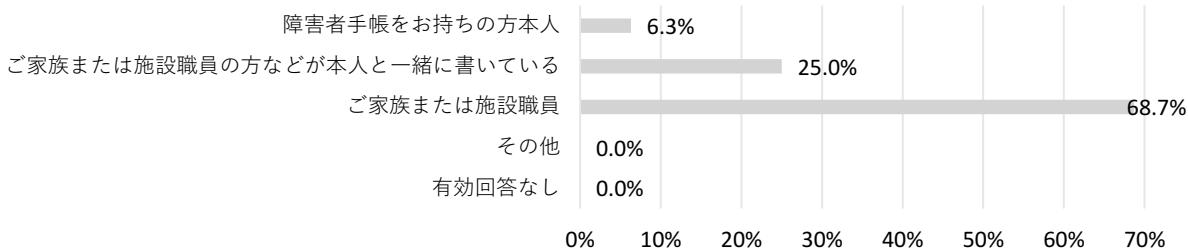
(4) 調査結果【17歳以下、抜粋一部編集】回収率39.0%

① 障がいについて

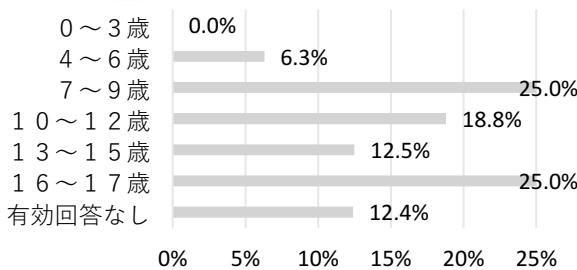
調査書は、ほぼご家族や施設職員が記入されております。

「重症心身障害」「医療的ケア」に該当される児童は多くありませんが、「発達障害」と診断されている児童が前回調査に比べて多くなっており約8割を占めております。「強度行動障害」「高次脳機能障害」「難病(特定疾患)」と診断されている児童はありませんでした。

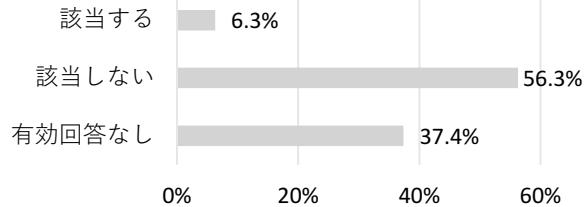
**問1 この調査票を書いているのは、どなたですか**



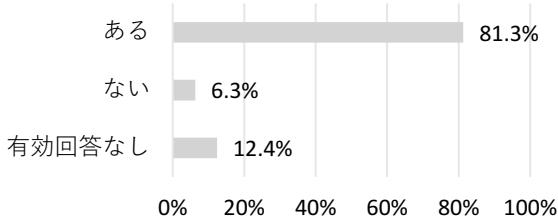
**問3 あなたの年齢はいくつですか**



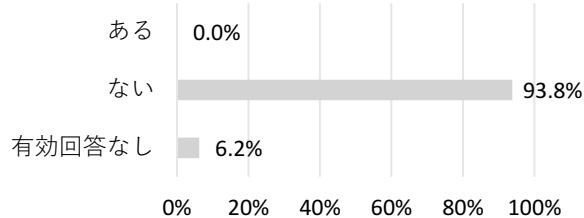
**問7 あなたは重症心身障害に該当しますか**



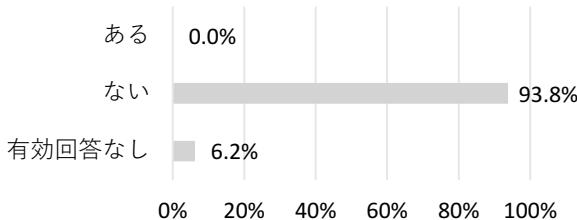
**問8 あなたは発達障害と診断されたことはありますか**



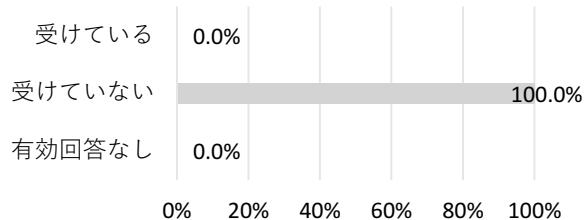
**問9 あなたは強度行動障害と診断されたことはありますか**

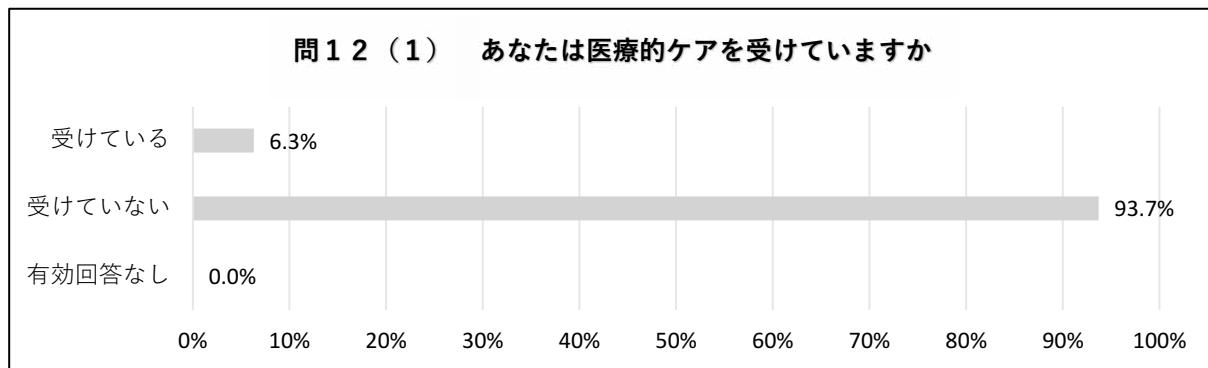


**問10 (1) あなたは高次脳機能障害と診断されたことはありますか**



**問11 あなたは難病（特定疾患）の認定を受けていますか**



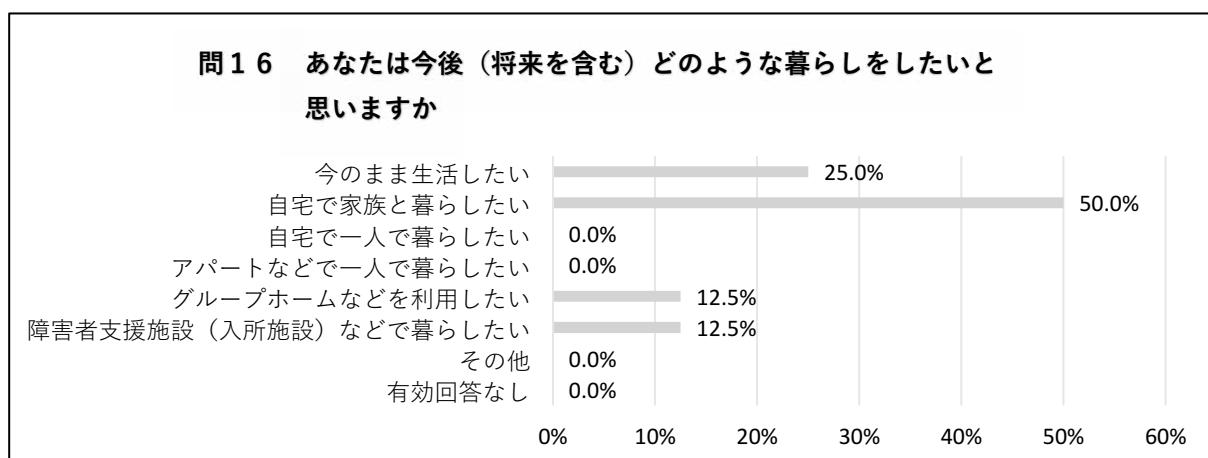


## ② 家族とすまいについて

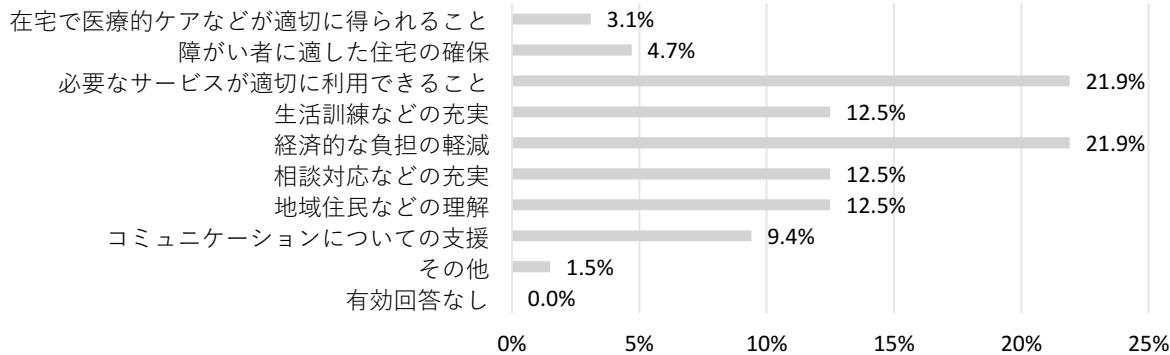
すまいについての設問では、将来的な意向を聞いております。前回の調査では3年後、10年後の暮らしを聞いており、前回同様「将来も家族とこのまま暮らしたい」と希望されている児童が最も多くなっていますが、「グループホーム」や「施設」を利用したいと回答した児童の割合が前回より高くなっています。サービスの利用や制度の浸透、地域にもグループホームが増えていることで目にする機会も増え、意識や選択肢が高まってきていると考えられます。

将来希望する暮らしを実現するために必要とされる支援として、「必要なサービスが適切に利用できること」「経済的な負担の軽減」と回答された方が最も高く、次いで「生活訓練などの充実」「相談対応などの充実」「地域住民の理解」となっています。

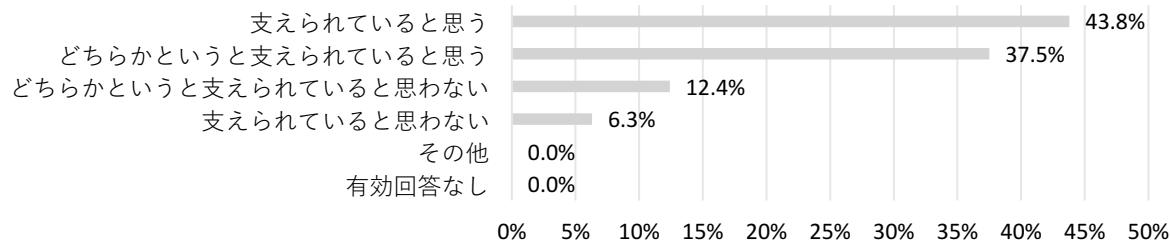
地域の方に支えられていると感じている児童は約8割となっております。



**問17 希望する暮らしをするためには、どのような支援があればいいと思いますか**



**問18 あなたは地域の人に支えられていると思いますか**



**③ 外出について**

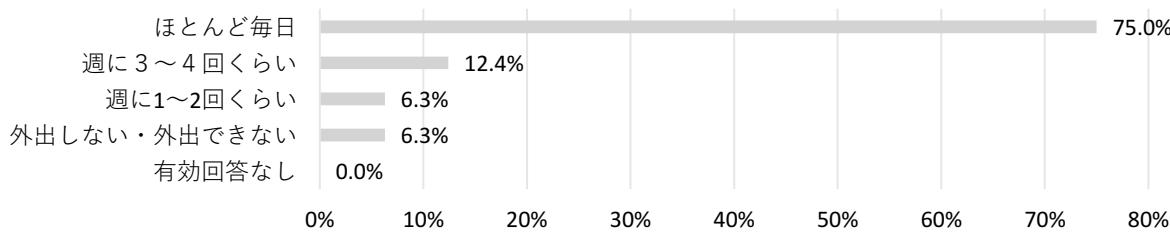
「ほとんど毎日外出」する児童の割合は75%と前回調査よりも大きく上がっておりま

「学校・通園」と回答した割合が最も高いが、「放課後等デイサービス事業所・児童発達支援事業所」の割合が前回より10.7ポイント高くなっています。

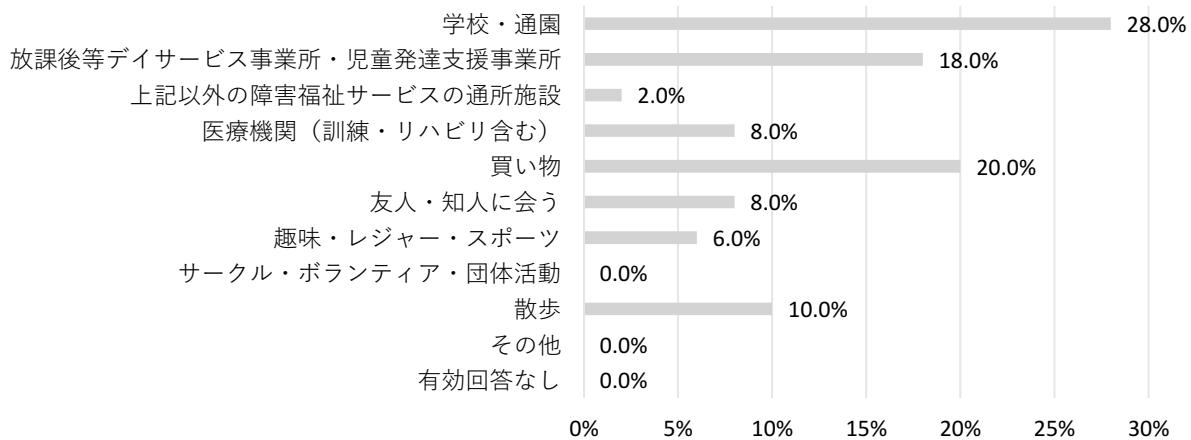
家族と一緒に外出されているようですが、外出時に困ることとして「他人との会話が難しい」「他人の視線が気になる」など、周りの人との関わりに課題があることも見受けられます。

「ヘルプマーク」についても設問では、約8割以上の児童が知っており、所持している児童は約5割で、成人の方より関心が高いようです。

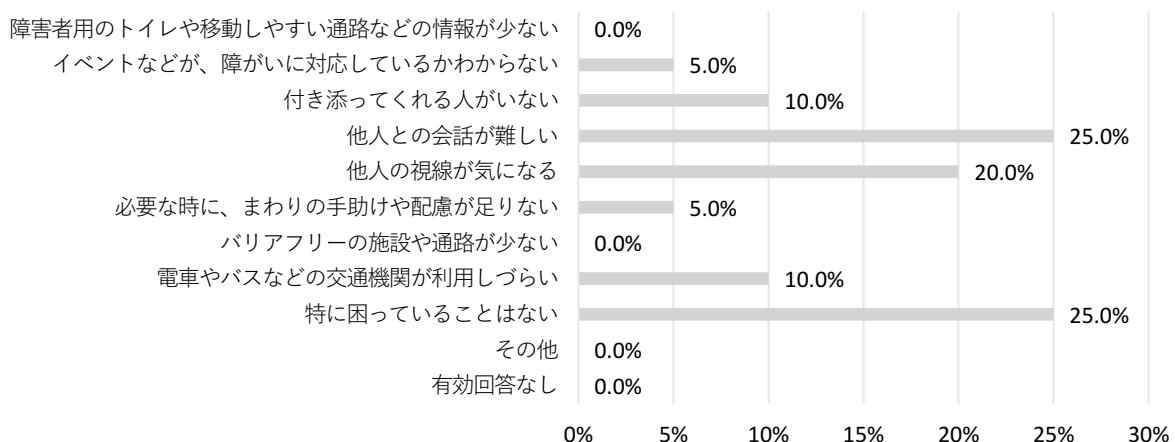
**問19 あなたは、1週間のうちどの程度外出しますか**



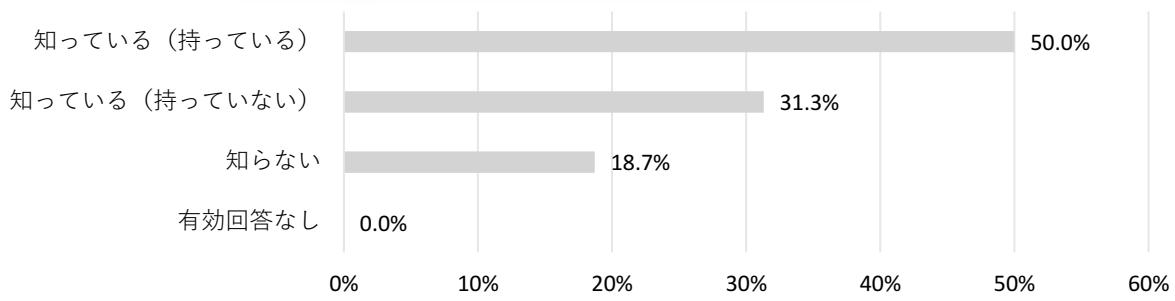
## 問20 主にどのような目的で外出しますか



## 問21（2）外出の際に困っていることはありますか



## 問23 あなたはヘルプマークを知っていますか



## 第2章 障がい福祉の現状と課題

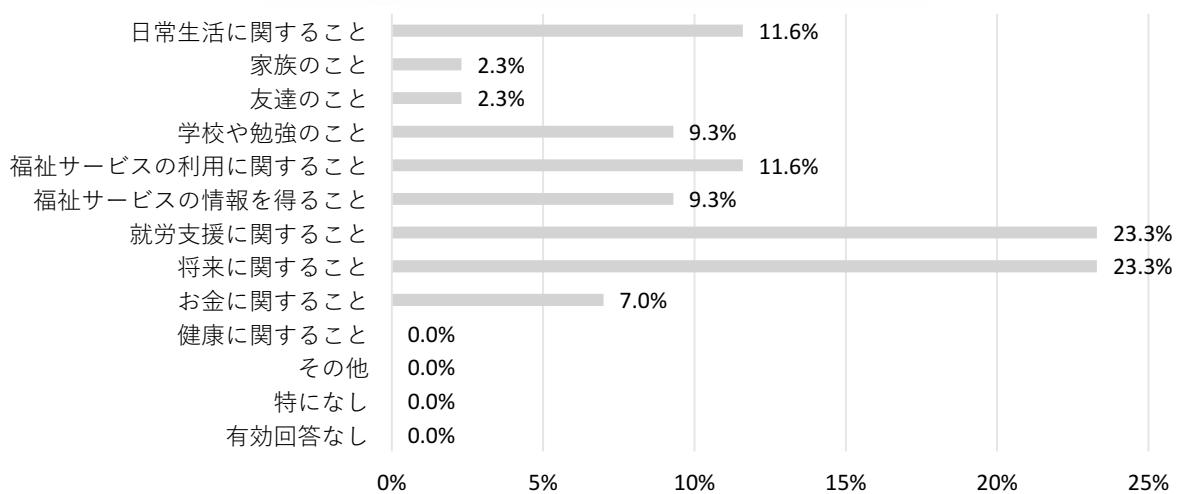
### ④ 相談や情報入手について

日常生活における相談先としての設問です。「親・祖父母」への相談が最も高く、次いで療育・通院先の「医療療育センター」となっています。「福祉施設の職員」「相談支援事業者」が前回調査より高くなっています。サービス利用により相談する機会が増えたことが伺えます。

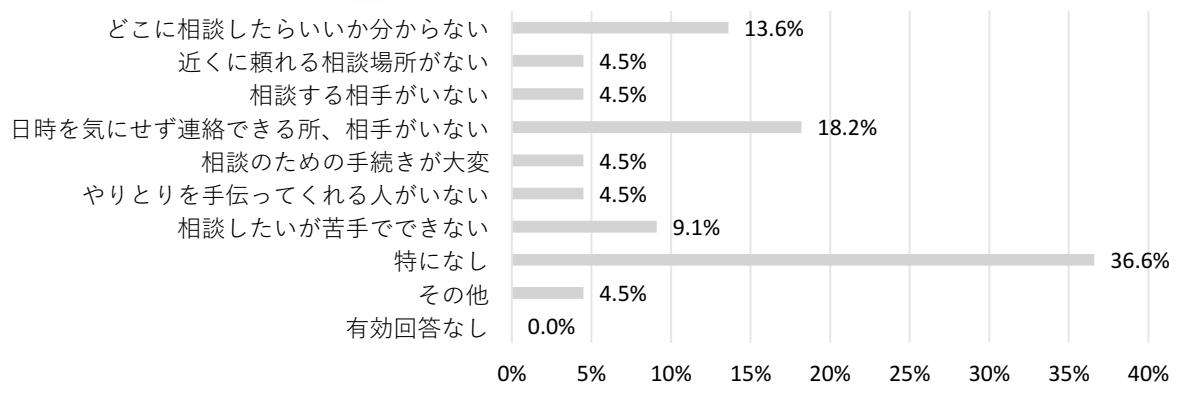
相談したい内容については、「就労支援に関すること」「将来に関すること」が最も高くなっています。

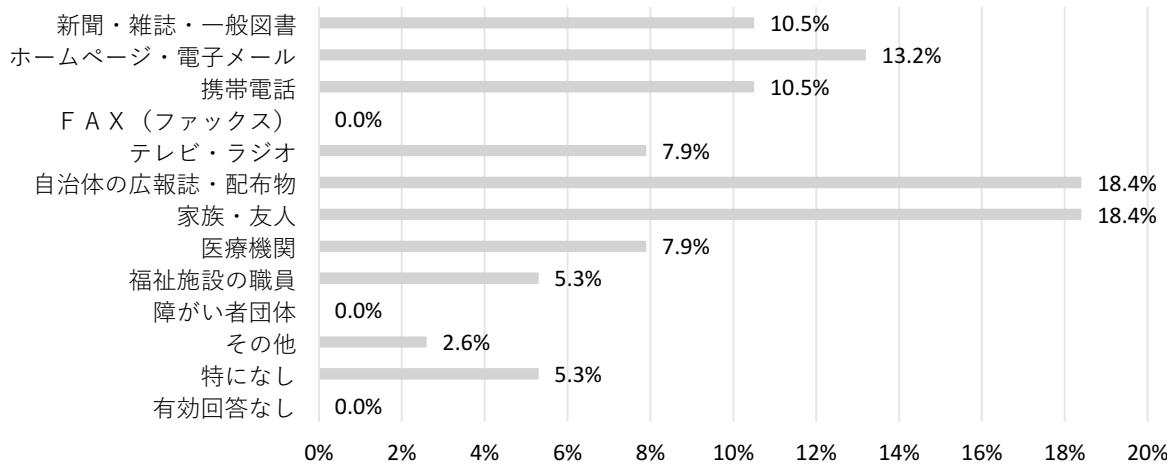
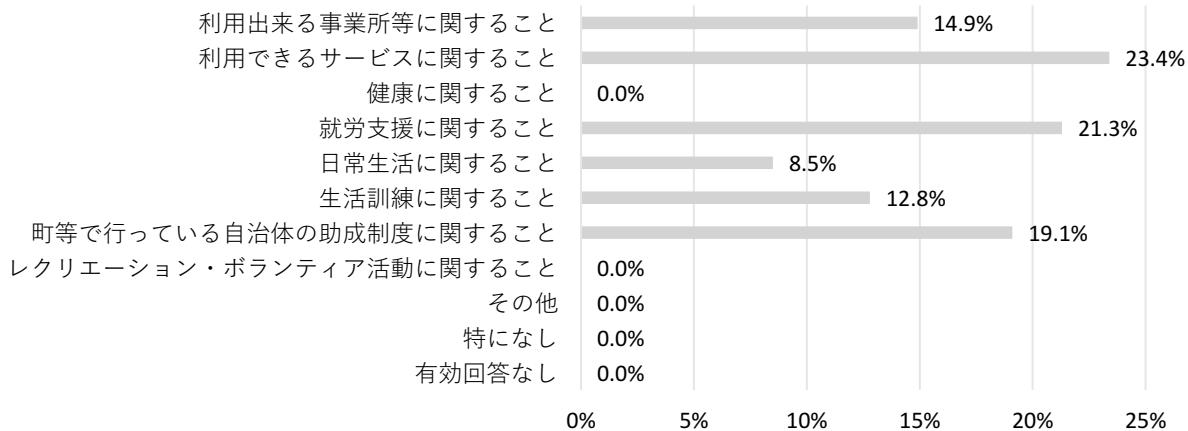
福祉情報の入手方法は、「自治体の広報誌・配布物」、「ホームページ・電子メール」「テレビ・ラジオ」と回答した方の割合が高くなっていますが、「家族・友人」からの情報入手も同様に高い割合となっています。電子媒体に限らず、口コミや情報交換などの交流が情報ツールになっているようです。

問26 あなたが相談したいと思うことは何ですか



問27 あなたが相談したい時に困ることは何ですか

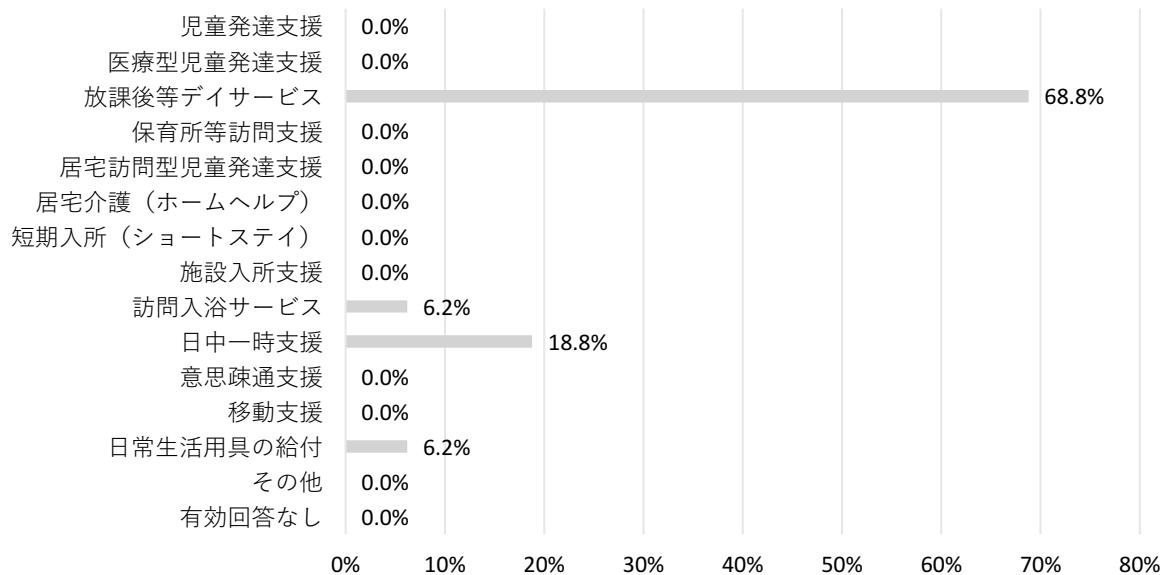


**問28 あなたは現在どのような方法で福祉などの情報を得ていますか****問29 あなたはどのような情報を得たいですか****⑤ 福祉サービスについて**

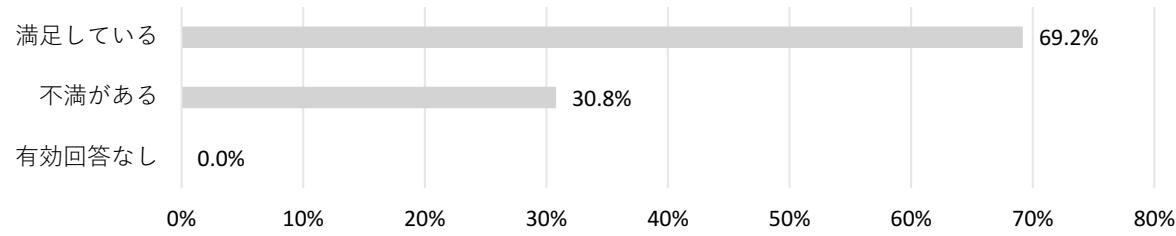
利用している障害福祉サービスは、前回同様に「放課後等デイサービス」が最も割合が高くなっています。前回よりも24.6ポイント上回っています。利用できる事業所が増えたことや、事業所の広報活動や学校との連携により、サービス利用に繋がっていることに大きく影響しているものと思われます。

サービス利用の満足度は69.2%で、不満を感じている人の理由としては「申請の手続きのわざらわしさ」が最も高く、その他に送迎や利用日、利用時間が思うようにできないことなどが挙げられています。

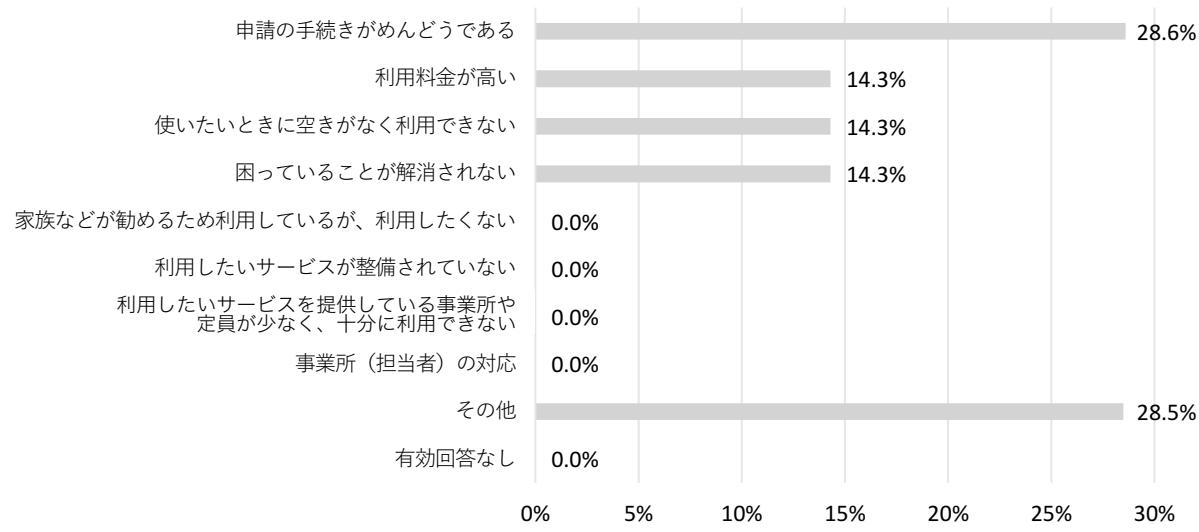
問30（1）あなたは福祉サービスを利用していますか



問30（1）あなたは現在利用している福祉サービスについて  
どう思われていますか



問31（2）あなたはどのような点に不満を感じましたか

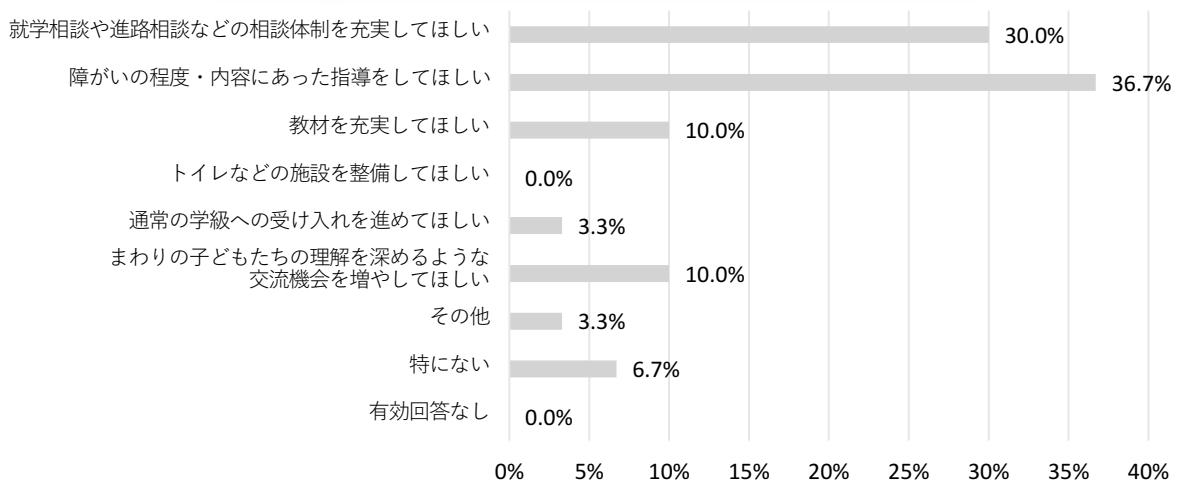


## ⑥ 教育について

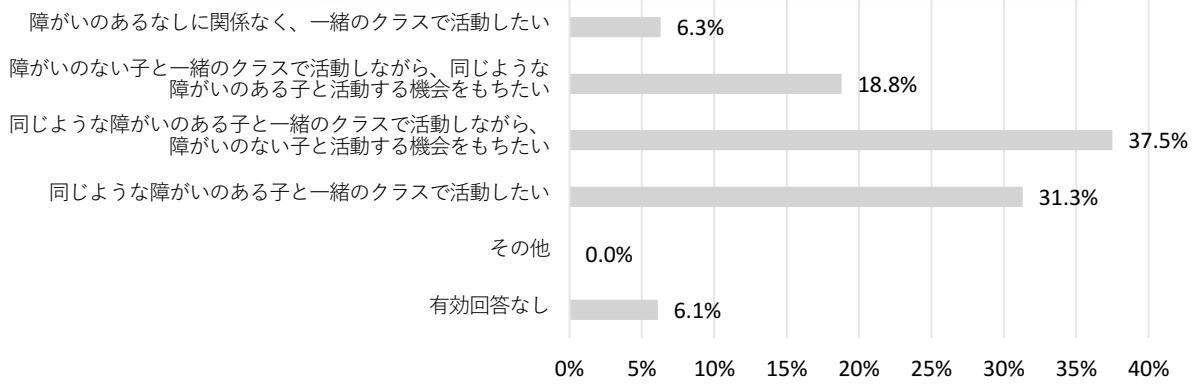
教育においては「障がいの程度・内容にあった指導をしてほしい」と回答した児童の割合が最も高く、次いで「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」となっています。障がいのあるなしに関わらず一緒に活動を望んでおり、「周りの子どもたちの理解を深めるような交流機会を増やしてほしい」と望まれている事が分かりました。

学校卒業後の希望や暮らしとして、「福祉サービス事業所などの指導員の支援を受けながら働きたい」と回答した児童の割合が最も高くなっていますが、次いで「まだわからない」との回答も一定数あり、将来を模索している人も多いことが伺えます。

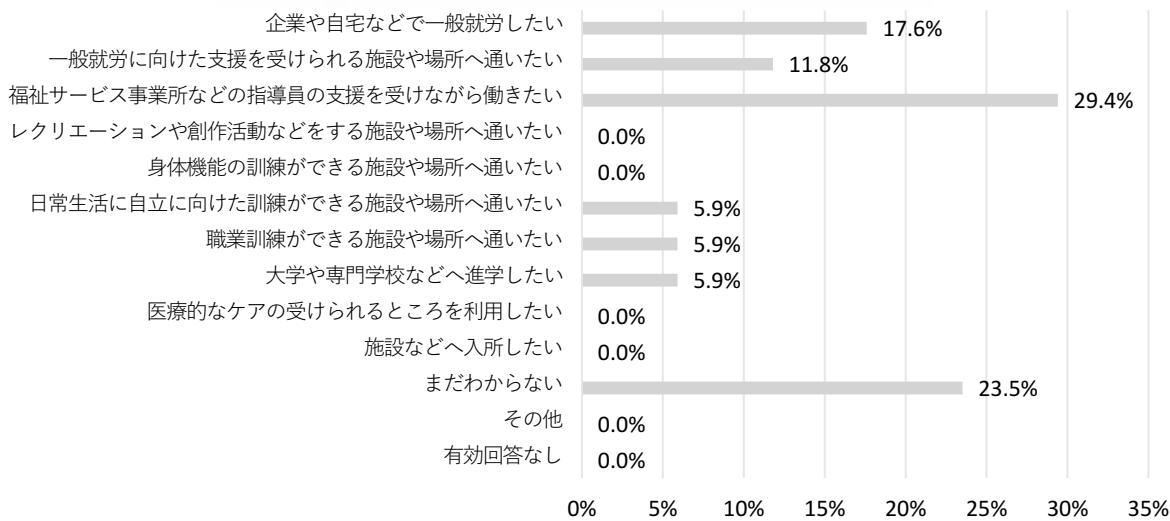
### 問34 通園や通学先に望むことは、どのようなことですか



### 問35 通園や通学先で活動する場合に、どのような形を望みますか



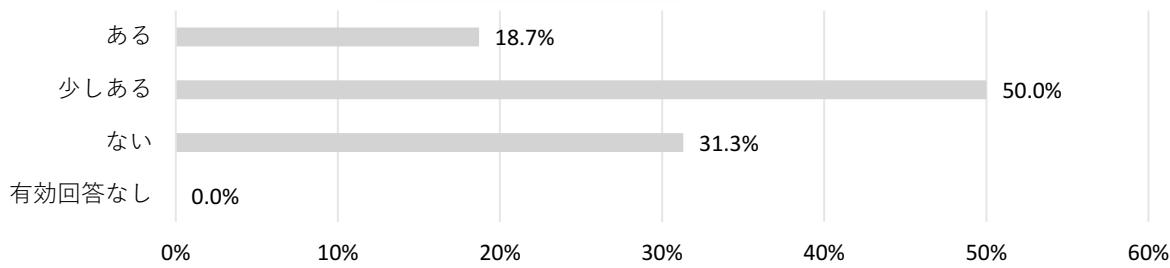
**問36 学校卒業後、どのような暮らしを希望しますか**



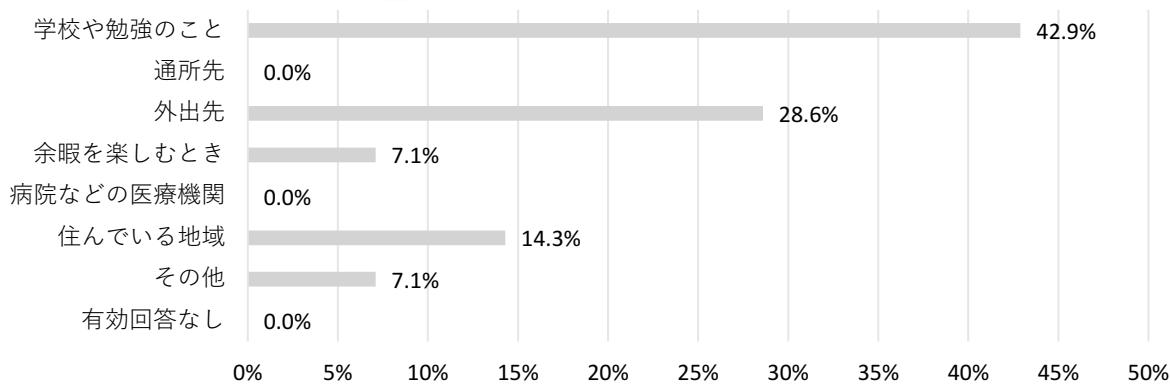
**⑦ 権利擁護について**

「障害者差別解消法」の設問では、「名前も内容も知らない」と回答した方が半数以上となっていますが、障害があることで差別や嫌な思いをしたことがある方が68.7%になっております。具体的な内容はありませんが、「学校」や「外出先」で感じていることが分かりました。

**問37（2）あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか**

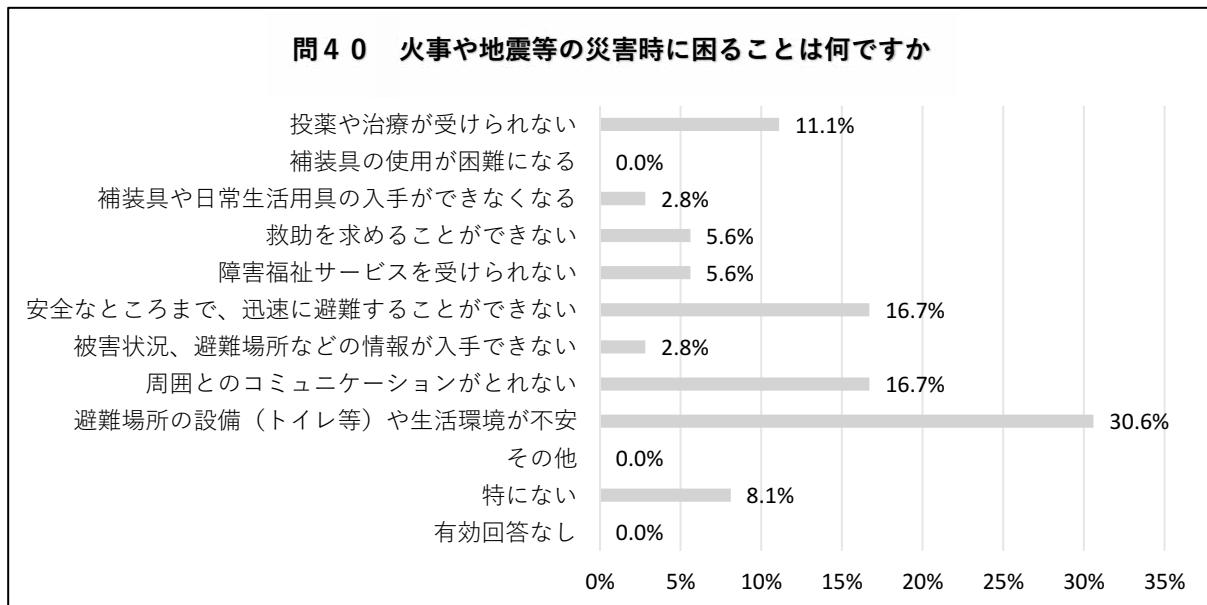


**問37（3）どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか**



### ⑧ 災害について

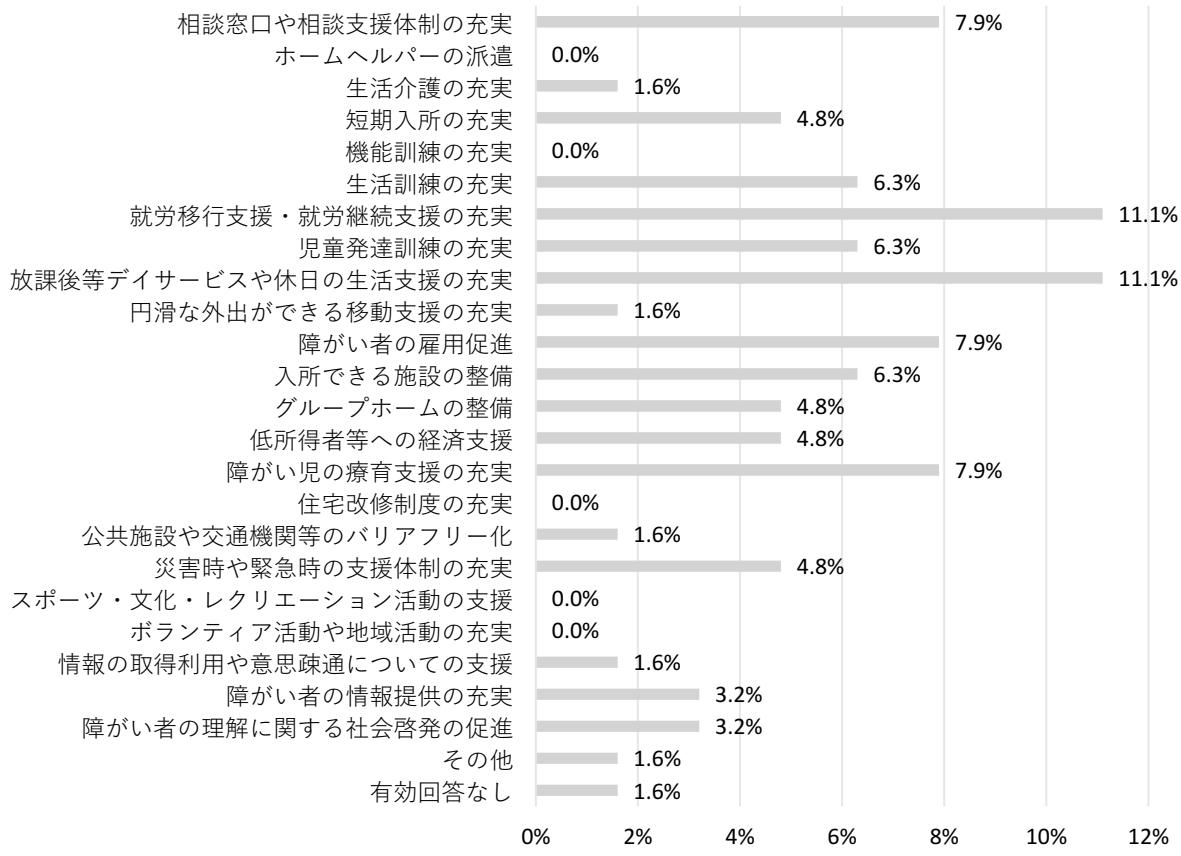
災害が起きた時に不安を感じることは、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」と回答した割合が最も高く、前回調査の約2倍となっています。次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」「周囲とのコミュニケーションが取れない」との回答が多く、児童の場合は一人になる機会が少ないため、普段誰もいない状況は想定されておらず不安の要素は多岐にわたります。



### ⑨ 施策について

「今後、充実すべきだと思う施策」について、前回同様「放課後等デイサービスや休日の生活支援の充実」「障がい児の療育支援の充実」が必要だと思われる人が高くなっていますが、次いで「就労系の訓練サービス」「雇用促進」についての割合が高く、卒業後の暮らしとして就労について関心が高いことが伺えます。

問41 あなたが今後、充実すべきだと考える施策はどれですか



【自由記載欄に寄せられた意見 一部抜粋】

- 近年、療育を必要としている子供が増えてきているので、美郷町にも療育支援センターみたいな所を作り、集団訓練や個別訓練を出来る場所があればいいと思います。園などの保育士さんも、普通の子供の接し方はプロだと思うので、発達障害を持っているお子さんとの接し方、知識などをもっと身につけていったら、預ける側の親としても安心だと思います。
- 現在、放課後等デイサービスを利用しています。支援学校の開始時刻が8:30であり、父母共に働いているためバス利用であってもそれに合わせて仕事を休んでいる状態です。朝の通学時にもデイサービス等の送迎など利用できるサービスを強く望みます。
- アンケートは毎年のように来ますが町で行っている詳しい障害者施策がまったく伝わってきません。アンケートを郵送した家に詳しい内容を送ってくれると助かります。将来役立ちます。
- 放課後等デイサービスを利用しているが、あまり変化がなく(本人が伸びてきた!という様子がみえない)、他の施設はどうなのか。その子に合った学習や生活訓練の支援を利用したいが、併給は可能なのか。料金は?など情報が不足で、自分で調べてすすめていかないといけないが、仕事でなかなか身動きが取れずどこにどう相談したらよいか、何から始めてすすめたらよいかよくわからない現在です。

- 千畳地区にも放課後等デイサービスの事業所があつて欲しい。
- どのような福祉サービスがあり利用できるのか情報が不足している。放課後等デイサービス、福祉サービス事業所の利用希望者が増えており選択肢が限られている。事業所の拡充(利用時間、利用日数など)をお願いしたいです。障害者雇用について、企業の雇用推進が進められているが、職場での障害への理解がそれにおいついていない。障害の特性の周知、理解がより進んでいくことを願います。

## (5) 調査結果【18歳以上64歳以下、抜粋一部編集】回収率49.6%

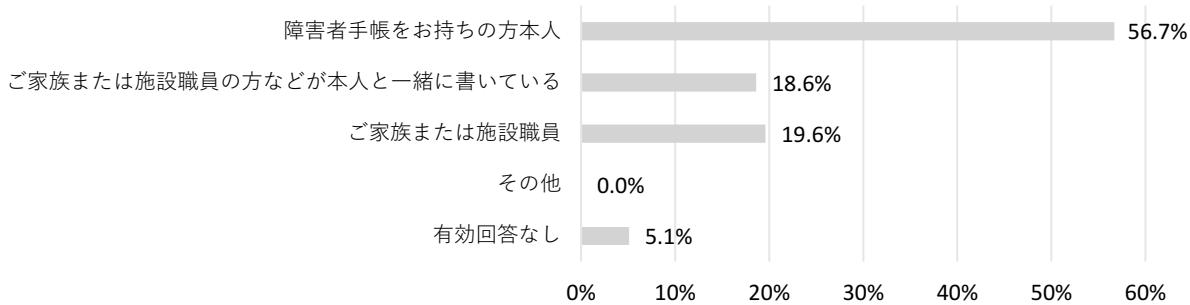
## ① 障がいについて

前回の調査時と比較し、身体障害者手帳所持者の調査対象者が減り、療育手帳と精神保健福祉手帳所持者の調査対象者が増えましたが、回収率は知的障がいの人の回収率が最も高く、次いで身体障がいの人、精神障がいの人の順になっています。重複して手帳をお持ちの方は20人と見込んでおりましたが、回答された人は35名おりました。

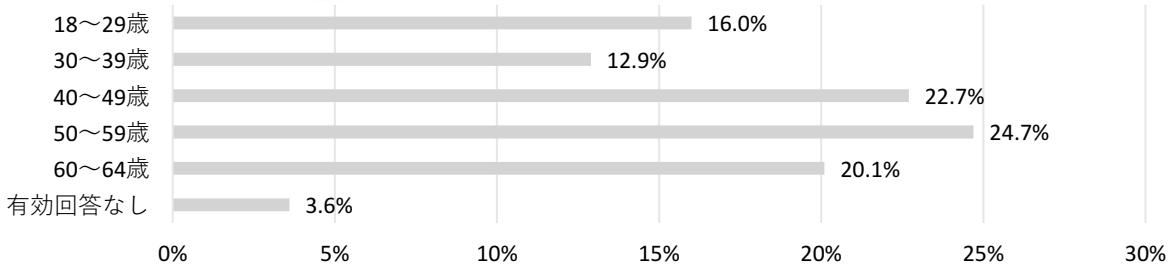
今回新設された「強度行動障害」に関する質問ですが、診断されたことがあると回答された人は全体で2.1%の割合となっており、障がい種別毎では精神障がいの人と知的障がいの人回答がありました。

「医療的ケア」に関する質問では必要としていない人は7割を越えています。ケアを受けている人は身体障がいの人が最も多く、透析、胃ろう・腸ろう、ストマなど多岐にわたるケアを受けており、障がい種別毎に見ても服薬管理が最も高い割合を占めています。その他に精神面の管理やカウンセリングといった回答もありました。

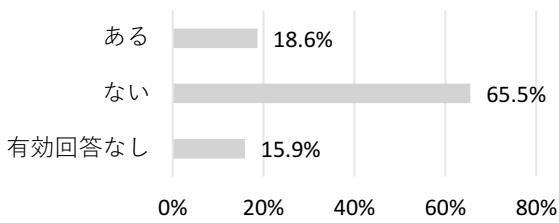
## 問1 この調査票を書いているのは、どなたですか



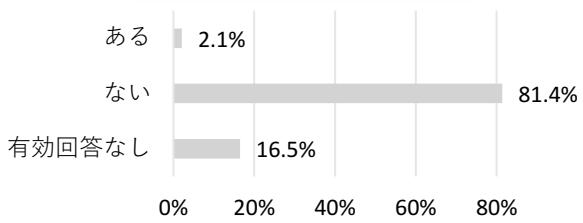
## 問3 あなたの年齢はいくつですか

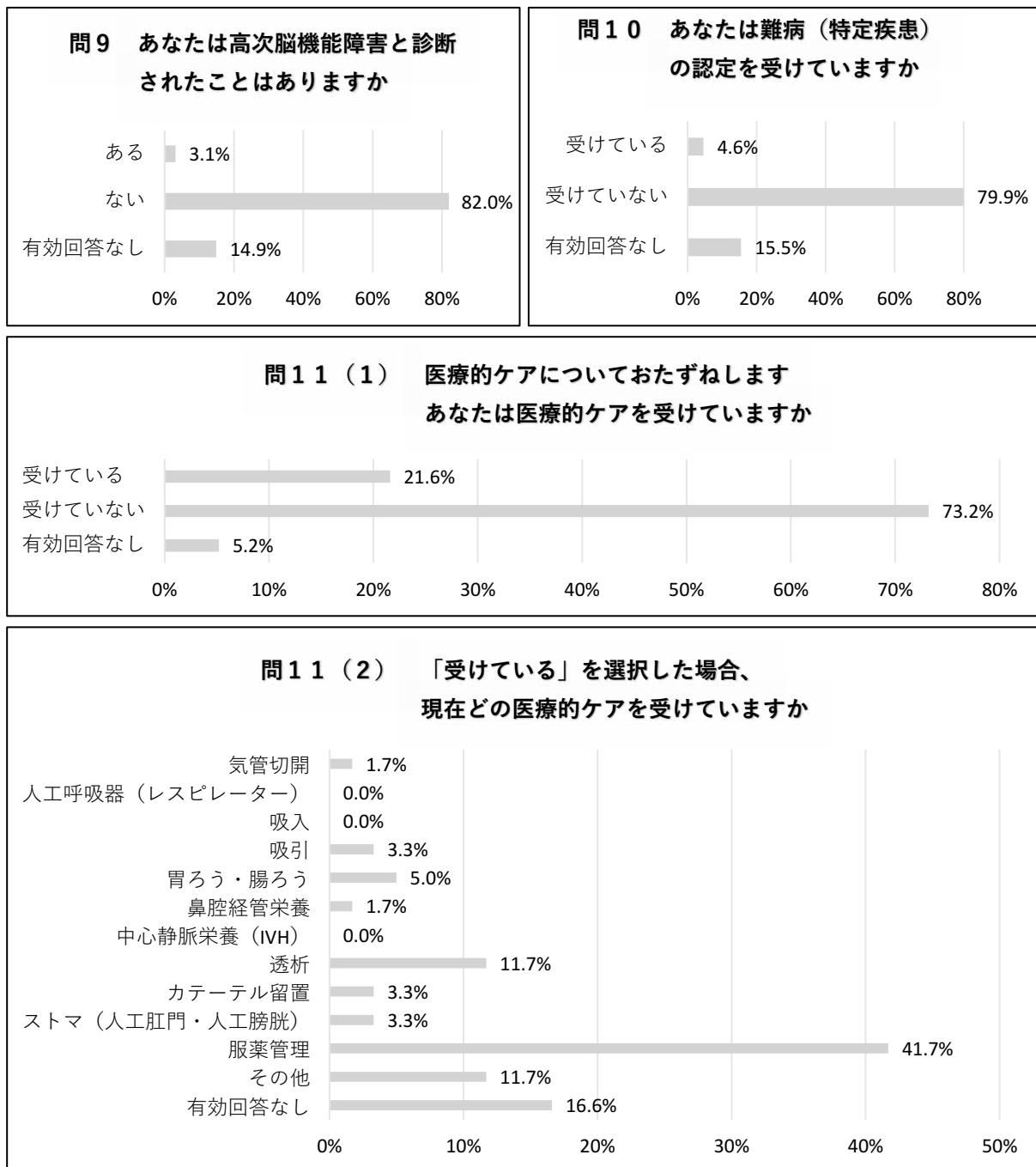


## 問7 あなたは発達障害と診断されたことはありますか



## 問8 あなたは強度行動障害と診断されたことはありますか

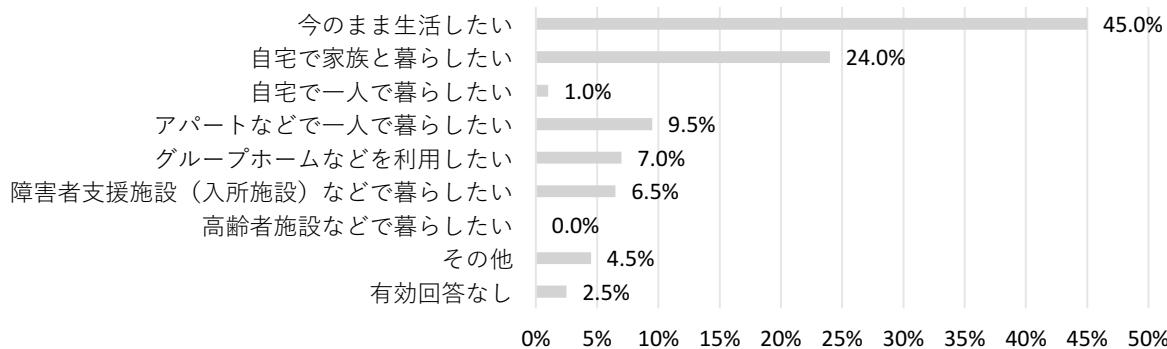




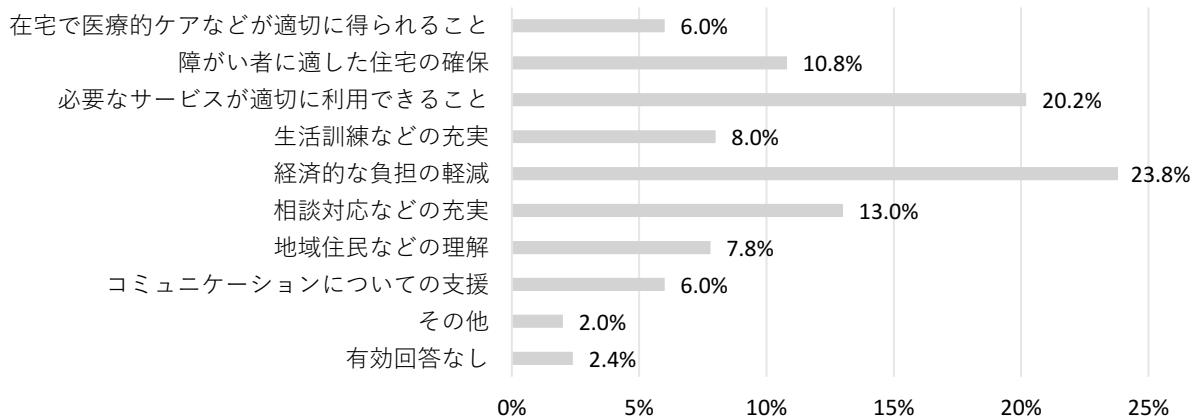
## ② 家族とすまいについて

将来のすまいとして、「今ままの生活で」「自宅で家族と一緒に」と回答された割合が最も高く、住み慣れた地域で今後も暮らしていきたいと望んでいることが分かります。しかし知的障がいの人は介護者である親の高齢化に不安を抱えており、約2割の人は「グループホーム」や「障害者支援施設」への入所を考えている人もおりました。将来希望する暮らしに必要なことは、いずれの障がいの人も「経済的な負担の軽減」が最も多く、次いで「必要なサービスが適切に利用できること」、その他「相談対応の充実」「障がい者に適した住宅の確保」「生活訓練などの充実」「地域住民の理解」などが望まれており、必要な支援を受けながら安心して生活できる環境を整える必要があることが分かります。

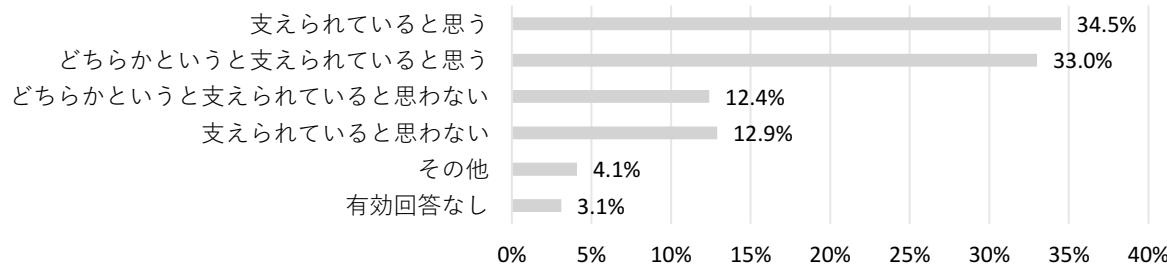
**問15 あなたは今後（将来含む）どのような暮らしをしたいと思いますか**



**問16 希望する暮らしをするためには、どのような支援があればいいですか**



**問17 あなたは地域の人に支えられていると思いますか**



### ③ 外出について

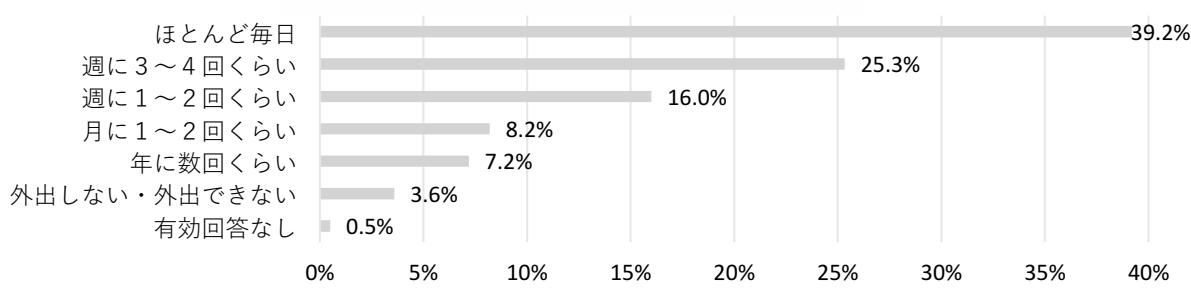
外出や交通手段、主な介助者について尋ねています。知的障がいの人は他の障がいの人と比較し、入所されている人の回答の割合が高かったため、外出する機会の割合が少なくなっています。主な外出先としては、「買い物」「医療機関」「仕事」が多く、「障害福祉サービスの通所先」には精神障がいの人、知的障がいの人、身体障がいの人の順となっています。公共機関の乗り物を利用される人は少なく、自分や家族の車で移動される人が多いようです。

町が実施している「乗合タクシー」の利用状況は前回同様に「利用したことのない人」が9割を占めており、「行きたい場所に行けない」「好きな時間に乗れない」など不便を感じている人が多いほか、「利用するまでの手続きのわずらわしさ」を挙げている人が前回の調査より多くなっておりました。

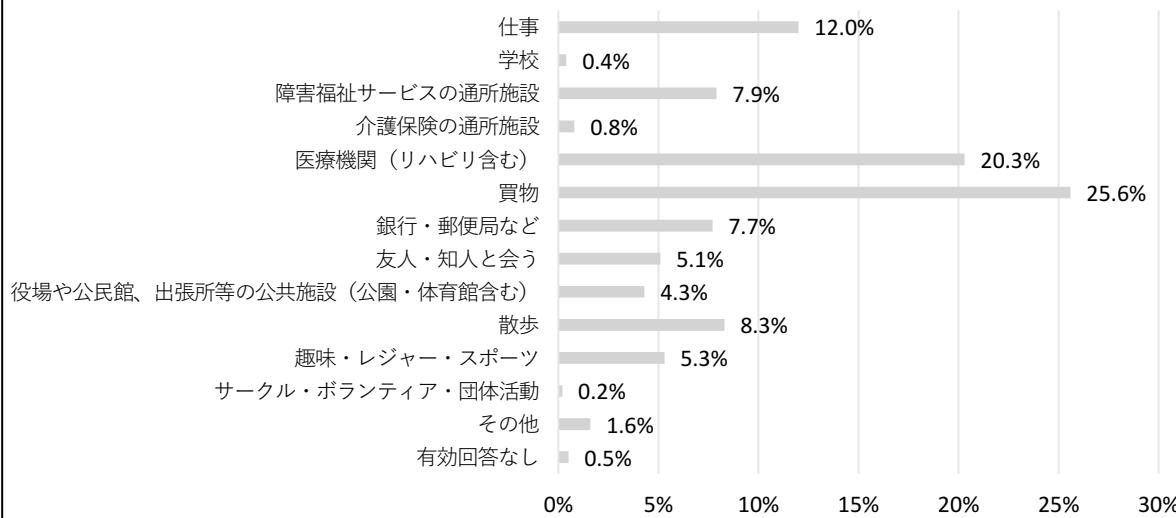
「ヘルプマーク」はTVやポスター等でも多く目にする機会が増えていることから47.4%と約半数の人が「知っている」と回答されています。「持っている」と回答した人は全体の14.9%で、障がい種別毎では精神障がいの人が最も多く、次いで身体障がいの人、知的障がいの人となっています。

精神障がいの人は見た目では分かりにくい困難さもあり、活用することで様々な場面で役立つこともあり関心が高いようです。

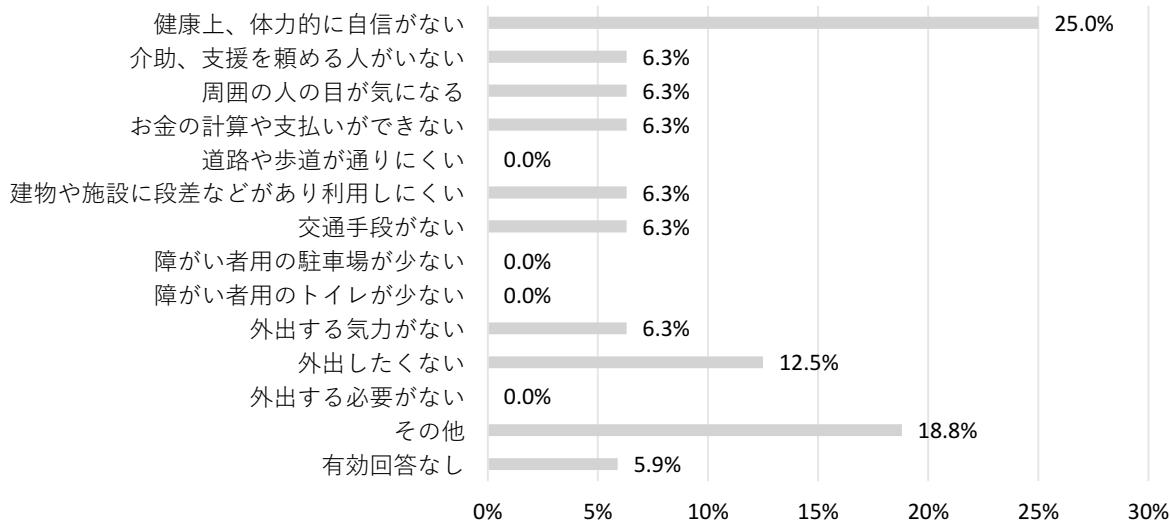
**問18 あなたは仕事（学校・通所施設）、医療機関への通院、買物などで外出する回数はどれくらいですか**



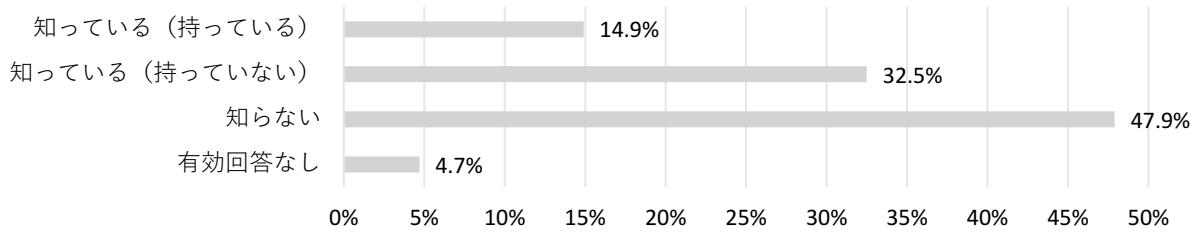
**問19 主にどのような目的で外出しますか**



問21 外出しない・外出できないを選択した方は、その理由は何ですか



問22 あなたはヘルプマークを知っていますか

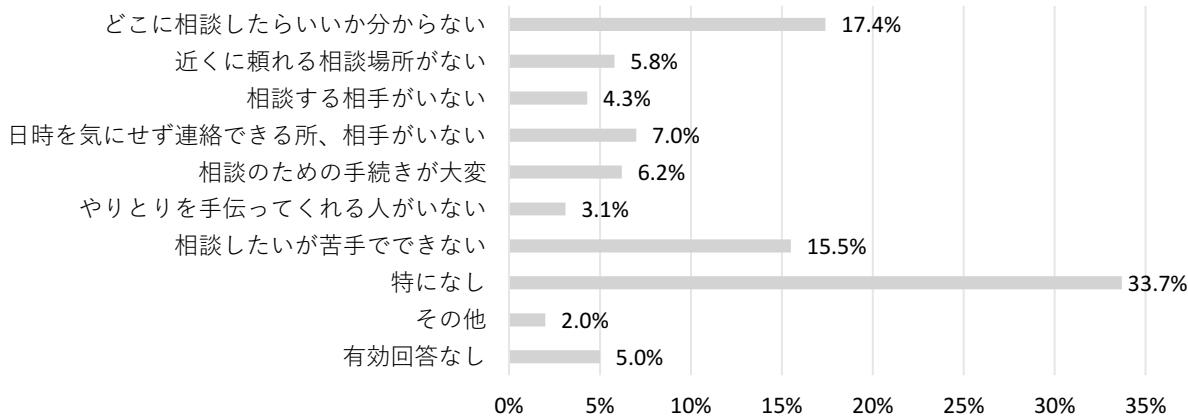
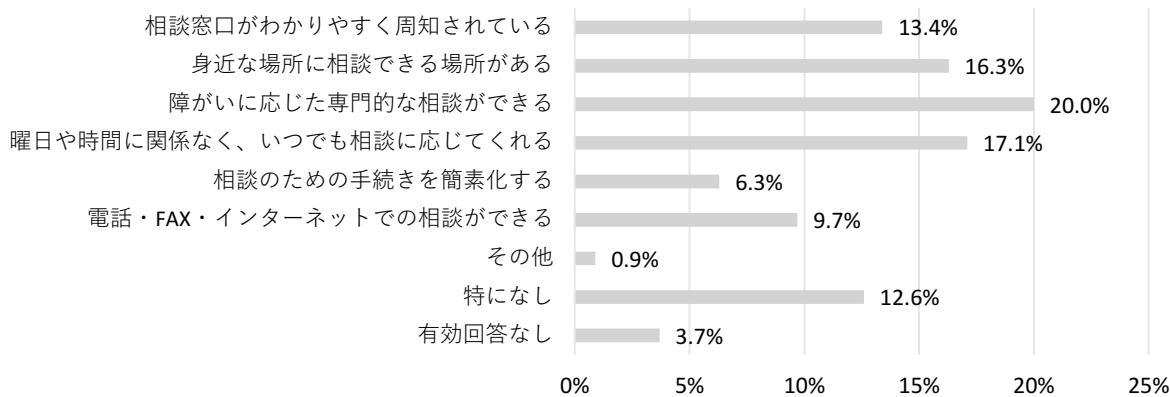
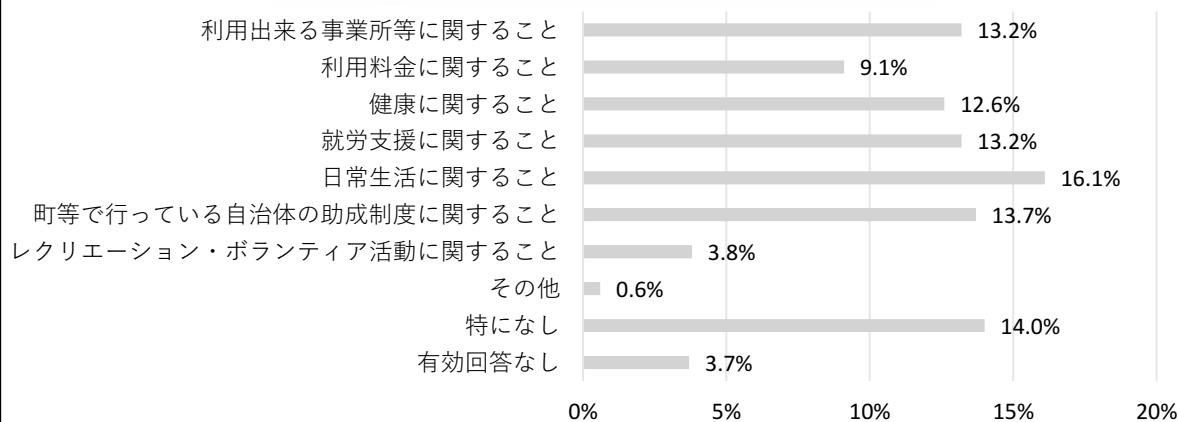


#### ④ 相談や情報入手について

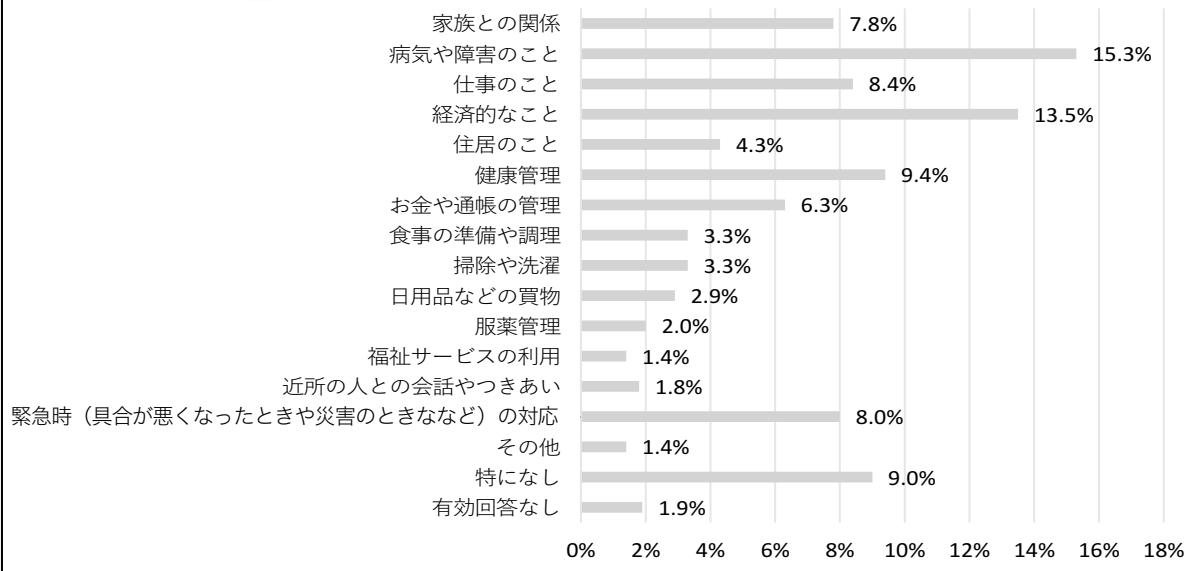
日常的に相談する相手としては、すべての障がいにおいて「家族」と回答された人が最も多く、障がい種別毎では身体障がいの人は「医師・看護師」「役場」、知的障がいの人は「福祉施設の職員」「相談支援事業者」、精神障がいの人は「福祉施設の職員」「友人」と違いがみられています。相談内容としては「日常生活」「お金」「健康」の割合が最も高くなっています。前回調査に比べて「福祉サービス」や「就労支援」に関する割合が高くなっています。その他に「親亡き後」や「人間関係」という回答もありました。

相談したい時に「どこに相談していいか分からぬ」「苦手でできない」と回答された人も多く、「分かりやすい相談窓口の周知」「身近な場所で相談できる」「障がいに応じた専門的な相談」「曜日や時間に関係なく応じてくれる相談」が相談をしやすくなるために必要性があるようです。

福祉情報の入手方法は、身体障がいの人は「自治体の広報誌・配布物」、知的障がいの人は「福祉施設の職員」、精神障がいの人は「医療機関」と回答された人が最も多く障がいによって違いがみられますが、「ホームページ」「携帯電話」「テレビ・ラジオ」などの電子媒体から情報を得ている人の割合が前回調査より増えており、情報入手のしやすさにも注力していく必要があるとみられます。

**問26 あなたが相談したい時に困ることは何ですか****問27 相談しやすくなるためには、どのようなことが必要だと思いますか****問29 あなたは、どのような情報を得たいですか**

## 問30 現在の生活で不安な事や困っていることはどのようなことですか



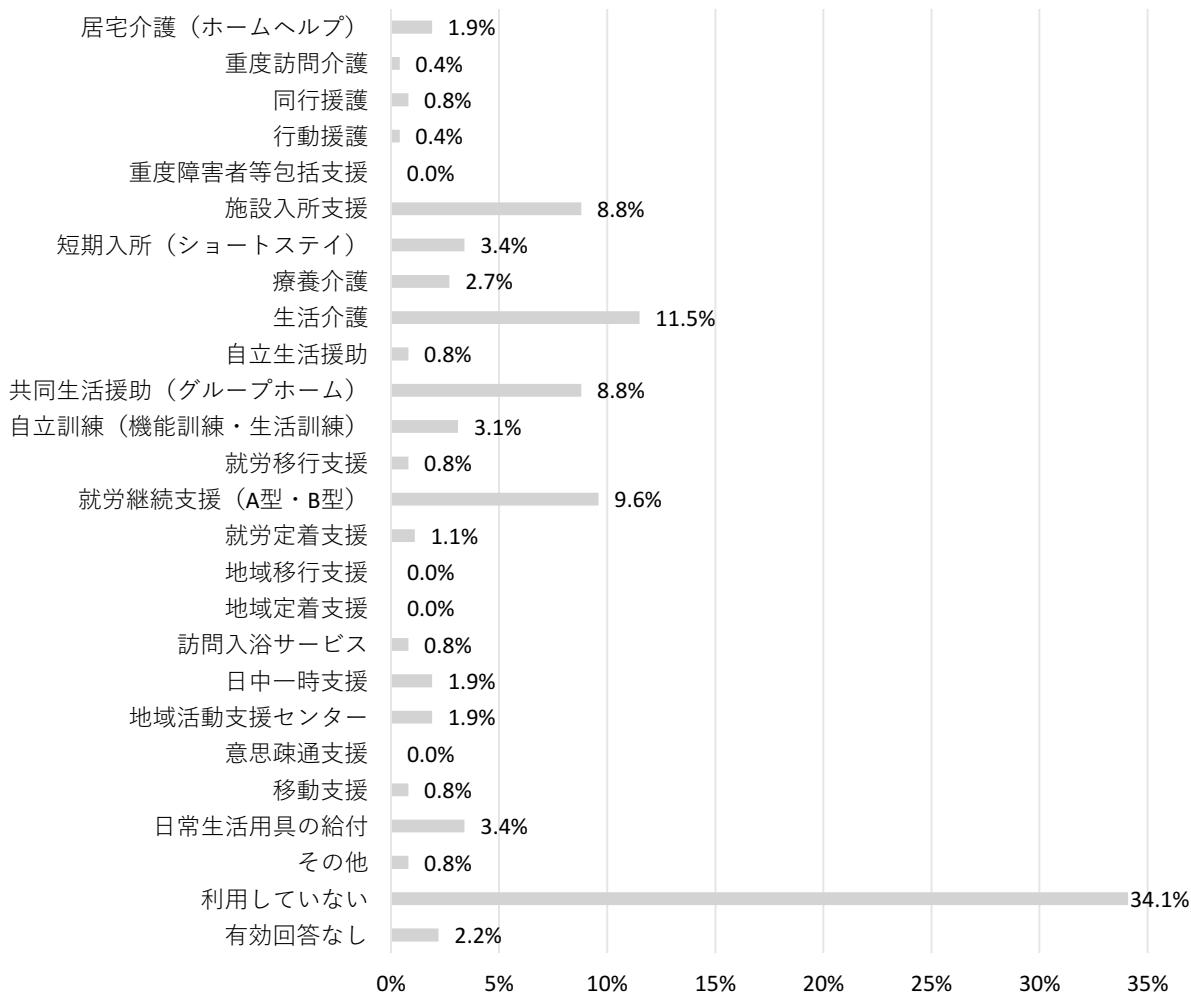
## ⑤ 福祉サービスについて

福祉サービスを利用されている人は、知的障がいの人が最も多く73.9%、次いで精神障がいの人43.2%、身体障がいの人40.6%であり、利用しているサービス全体では、「生活介護」が最も多く、次いで「就労継続支援」「共同生活援助」「施設入所」となっています。「共同生活援助」「施設入所」を現在利用されていない人で将来的な希望においては半数以上が「わからぬ」と回答されていますが、利用してみて、「今は必要ないが親亡き後にと関心がある人も前回より多くなっていることが分かりました。精神障がいの人は6割以上の人気が現時点では考えていないうですが、「施設入所」は身体障がいの人、「共同生活援助」は知的障がいの人の関心が高いようです。「就労移行」「就労継続支援」といった就労系のサービスに関心のある人も前回より高くなっています。

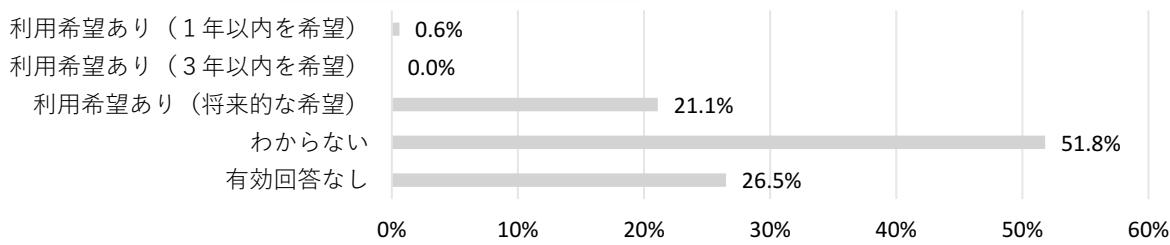
現在利用している人の満足度は66.4%と前回より0.5ポイント高くなっています。不満があると回答した人は「申請の手続きが面倒」「思うとおりに利用できない」「困っていることが解消されない」と回答した人が最も多く、「家族などが勧めるため利用しているが、利用したくない」と回答された割合も前回より高くなっています。本人の意向にそぐわないサービス利用もあることが伺えました。

現在利用していない人の中では、42.8%の人が「必要がない」と回答しており、理由として利用料金に関するもののほか、「利用したいサービスを提供している事業所や定員が少なく、利用できないから」「引き受けてくれる事業所が見つからないから」と回答した人の割合が高くなっています。

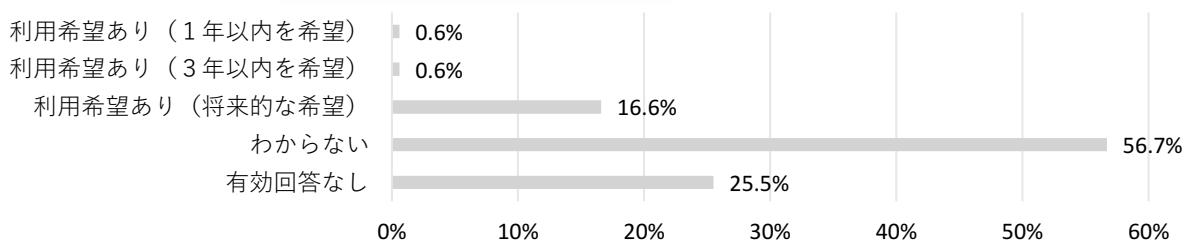
## 問31 あなたは福祉サービスを現在利用していますか

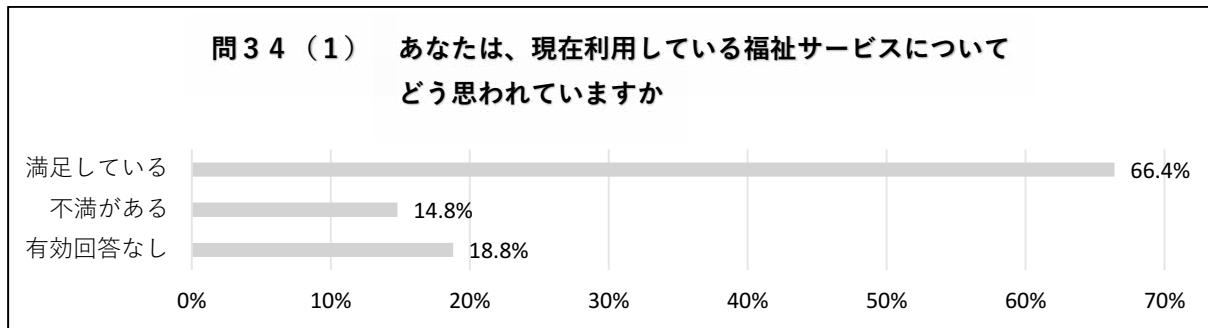


## 問32 現在「施設入所支援」のサービスを利用していない方で、今後利用意向はありますか



## 問33 現在「共同生活援助」のサービスを利用していない方で、今後利用の意向はありますか





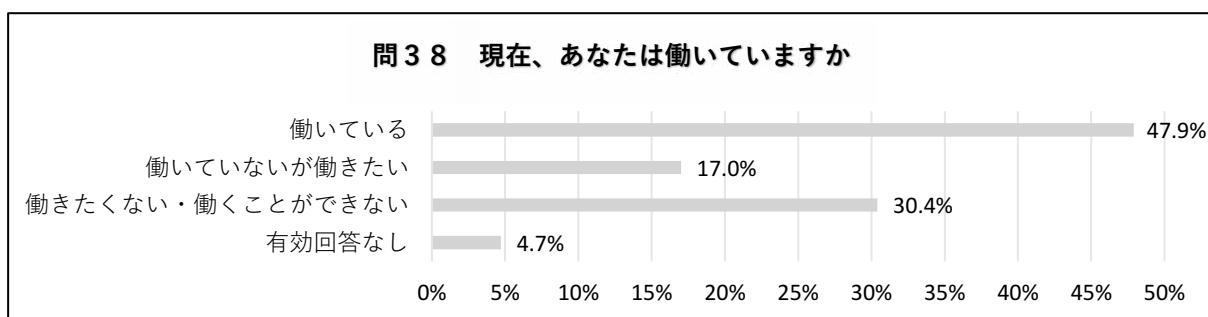
#### ⑥ 就労について

「働いている」と回答した人の割合が前回調査より6.0ポイント増加しています。働いていると回答した人の割合は知的障がいの人が最も多く、福祉サービスにて福祉就労をされていることが他の障がいのある人に比べて多いことが表れています。一方で精神障がいの人は「働きたくない・働くことができない」と回答された人が多く、障がいによって働くことの意欲を引き出すことの難しさが見えます。

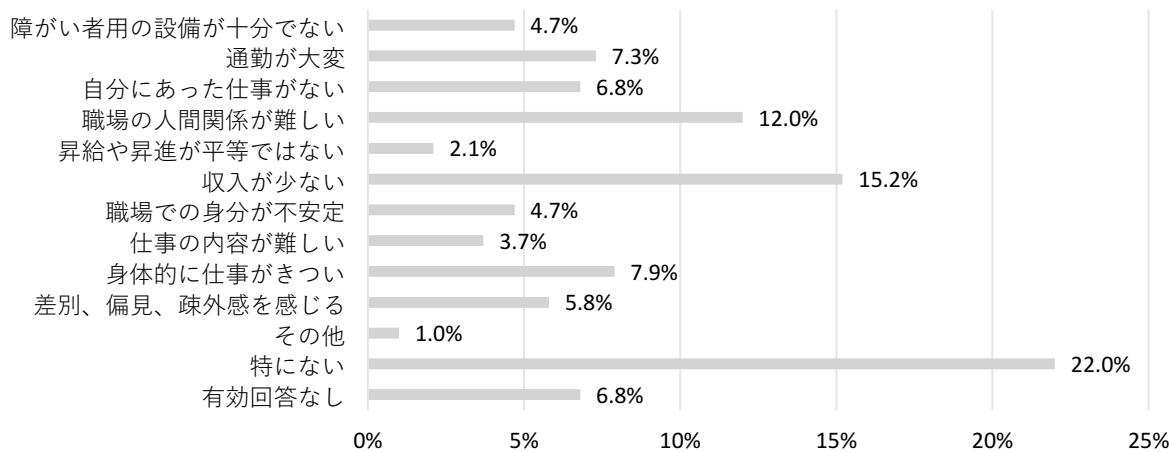
働いている人においては、仕事をする上での不安や不満として、すべての障がいにおいて「収入が少ない」と回答した人の割合が高く、次いで身体障がいの人が「身体的に仕事がきつい」知的障がい、精神障がいの人は「職場の人間関係が難しい」と挙げられています。

働いていない人は、「就労を考えていない」と回答した人の割合がそれぞれ一定数いますが、働いていない理由としては「病気」以外に「働き続ける自信がない」「自分の適性が分からぬ」「職歴が無い」と回答している人の割合が増加しています。

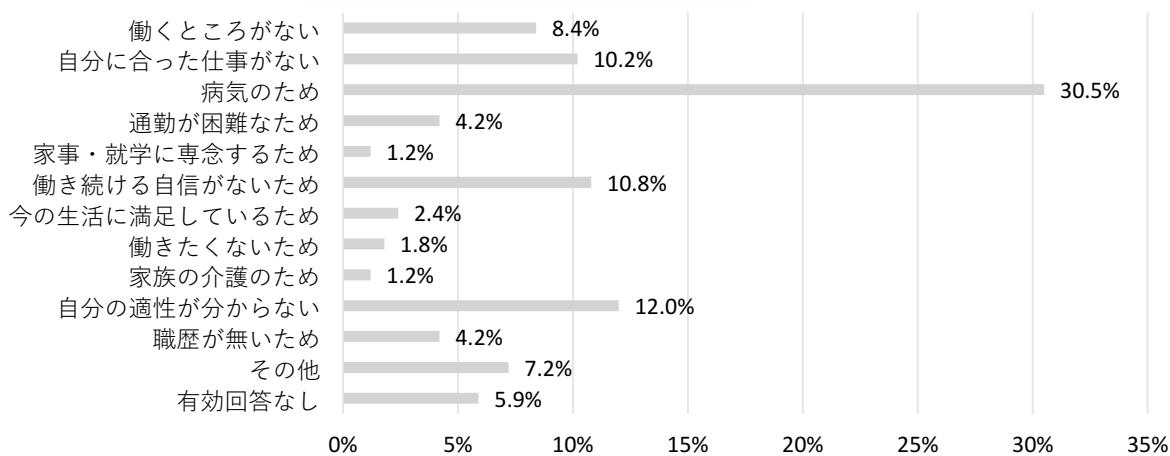
障がいのある人の就労支援として「職場が障がい者の雇用について十分理解していること」の割合が全ての障がいのある人の割合が高めになっていることから、職場における障がい者雇用の理解促進を求める声が高いと考えられます。



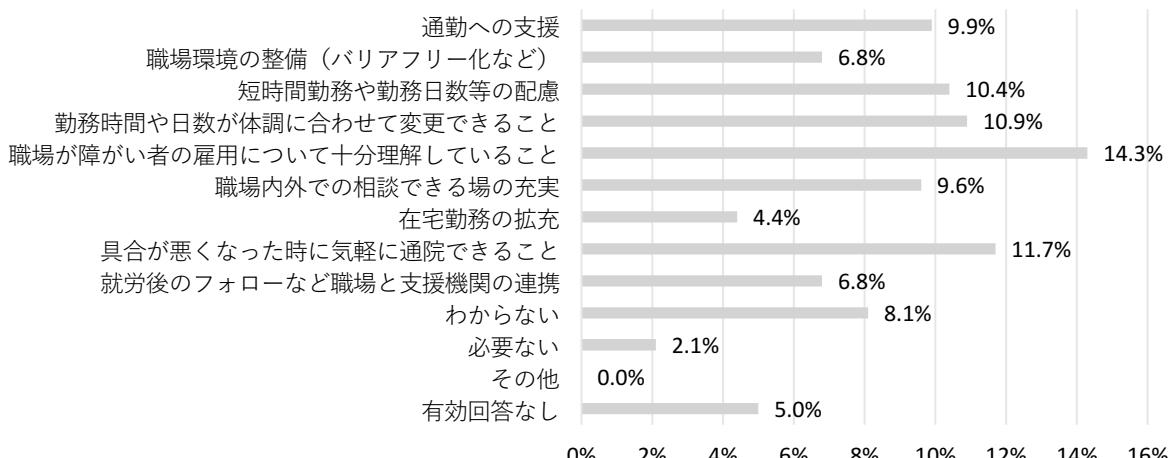
**問39（3） 障がいがあることで、仕事をする上での不安や不満を感じることはありますか**



**問40（1） 問38で「働いていないが働きたい」「働くことができない・働くことができない」に○をした方におたずねします  
現在働いていない理由は何ですか**



**問40（3） あなたは障がい者の就労支援としてどのようなことが必要だと思いますか。**



## ⑦ 権利擁護について

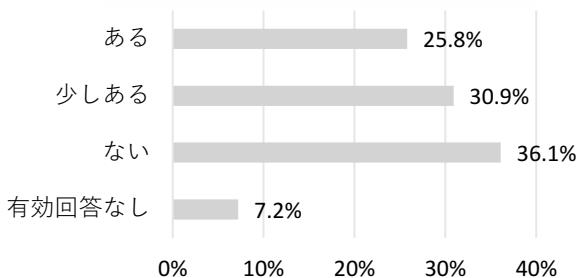
「障害者差別解消法」の設問では、法律や制度を知らない人が前回同様に約6割となっておりますが、前回よりも差別や嫌な思いをしたことがある人が増加しています。差別の経験は「ある」「少しある」と回答された人を合わせて、身体障がいの人が最も高く59.4%、次いで精神障がいの人59.1%、知的障がいの人54.4%となっています。「学校・仕事場」が最も多く、次いで「外出先」「医療機関」と回答されています。

「障害者虐待防止法」の設問では、半数の人が知っていたり耳にしたことがあるようですが、その中でも約3割の人は内容までは分からぬようです。「虐待を経験している」と回答された人は14.4%で、うち3.6%の人は「現在もよくある」と回答されており、多くの人が相談先が分からず相談できていないことも分かりました。

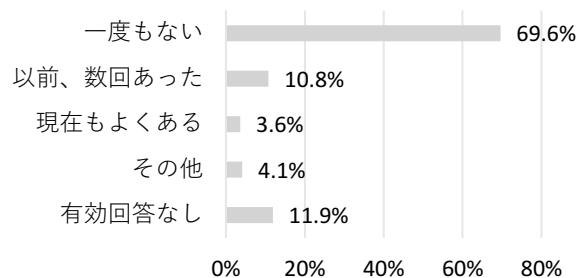
「成年後見制度」の設問では、「名前も内容も知っている」と回答された人の割合が前回より3.3ポイント増加しており、制度が僅かながら浸透してきていることが分かりました。

障がいのある人への理解や配慮を深めていくためには、「障がいについて理解を深めるための教育の推進」「障がいの有無に関わらず共に学ぶ教育の推進」「一般企業への就業の促進」等が求められています。

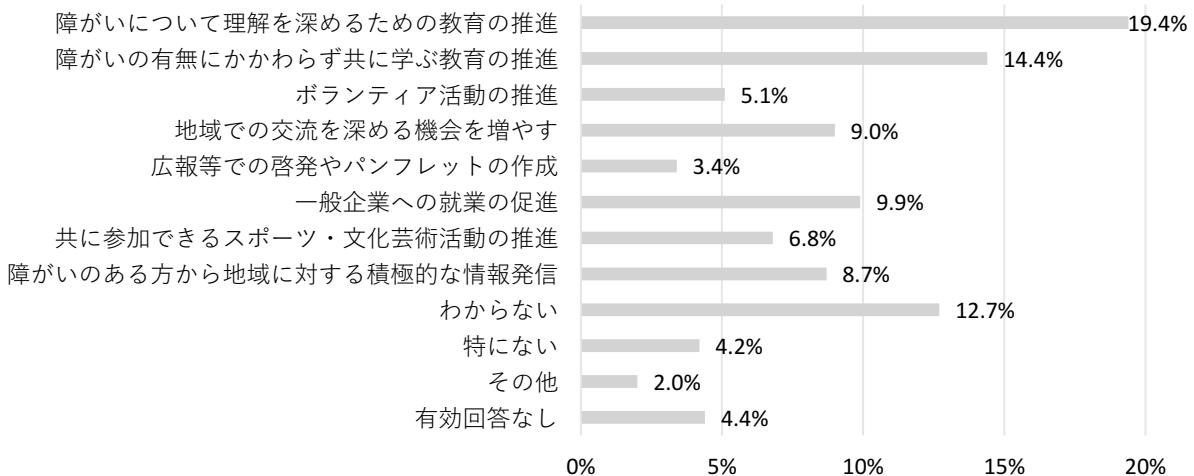
問4 1 (2) あなたは、障がいがあることで  
差別や嫌な思いをしたことがありますか



問4 2 (2) 家族や施設の職員、職場の上司  
等から虐待を受けたことはありますか



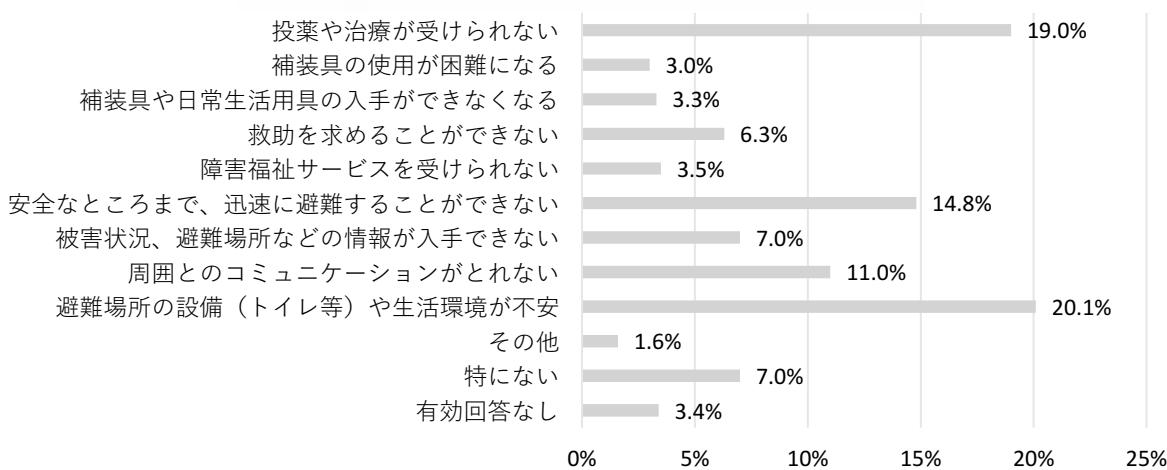
問4 4 障がいのある方への理解や配慮を深めていくためには、  
どのようなことが特に必要だと思いますか



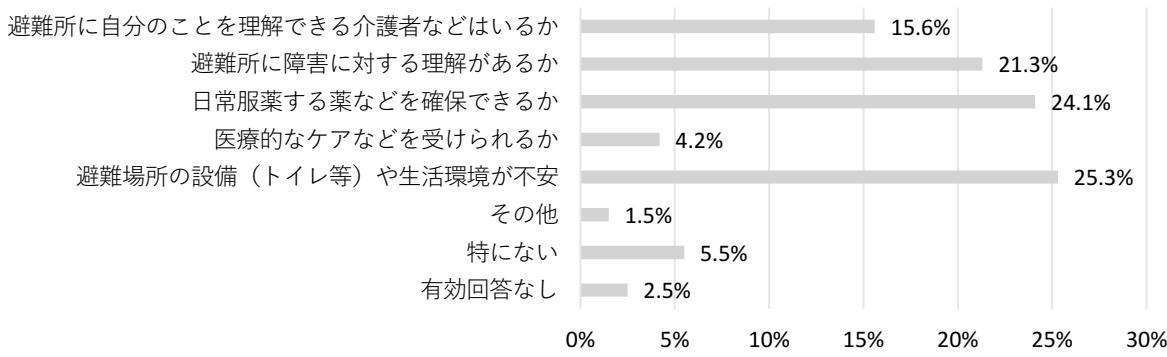
### ⑧ 災害について

災害が起きた時に不安を感じることは、「補装具の使用が困難」「救助を求めることができない」「障害福祉サービスを受けられない」「周囲とのコミュニケーションがとれない」「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」という選択肢が前回の調査より高くなっています。避難所生活をする必要性が生じた場合、すべての障がいにおいて「避難場所の設備や生活環境」「投薬や治療が受けられない」「迅速な避難」と心配することが共通して高くなっています。次いで「服薬の確保」「障がいに対する理解」が挙げられました。

問47 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか



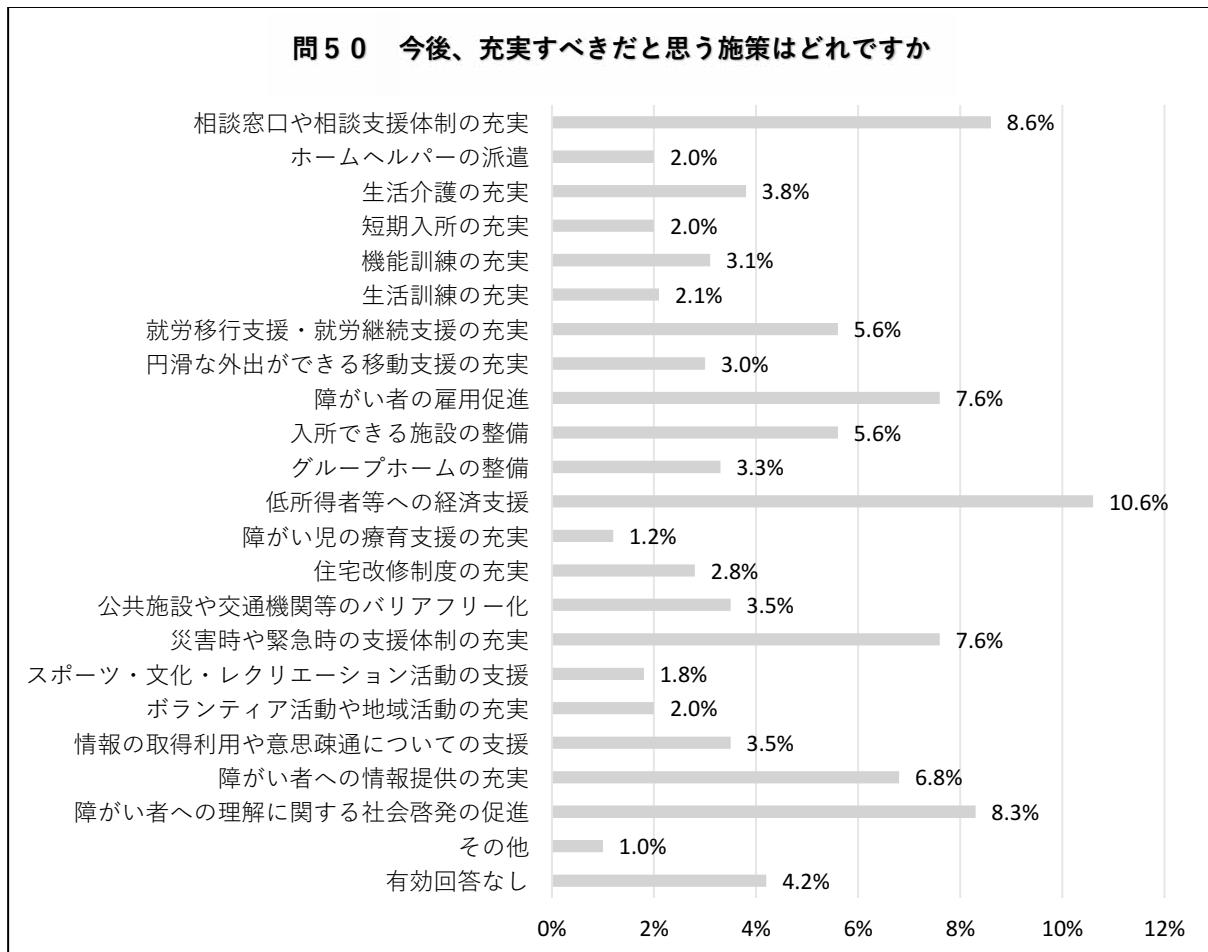
問49 避難所生活する必要性が生じた場合、どのようなことが心配ですか



### ⑨ 施策について

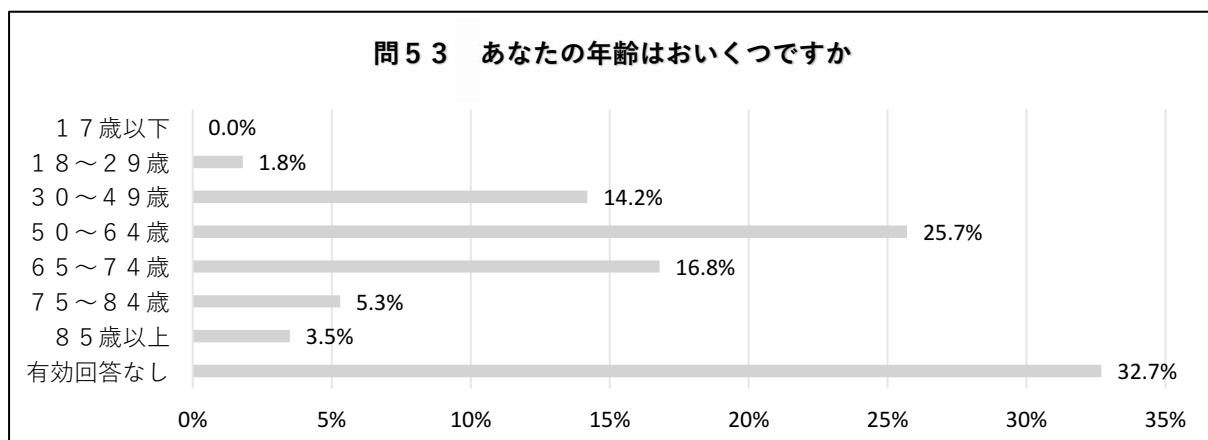
「今後、充実すべきだと思う施策」については、「低所得者への経済的支援」と回答した人の割合が最も高くなっています。その他に「相談窓口や相談支援体制の充実」「障がい者への理解に関する社会啓発の促進」「災害時や緊急時の支援体制の充実」などが多く望まれていることが分かりました。

その他の回答としては、「施設の敷地の拡大」「バス代の助成」と意見がありました。



## ⑩ 介護者の状況

前回から引き続き「65歳以上」の介護者の割合が段々高くなっています。介護者による自由記載においても、親亡き後の将来を不安に思う意見が挙げられています。地域生活支援拠点をいかに充実し活用させていくか、また制度の浸透も課題となります。



## 【自由記載欄に寄せられた意見 一部抜粋】

- これから高齢になっていくので、お世話になると思っています。分かりやすい情報提供をお願いします。(身体/肢体・男性) 【情報提供について】
- 乗合タクシーでイオン等に行けるようにして欲しい。美郷にない病院の科に行けるよう考えて欲しい。災害時の避難所の把握。(身体/視覚・男性) 【移動の確保】【災害時について】
- スロープを利用するが、片側しか手すりがついていない。行きは良いが帰りが怖い。(身体/内部・女性) 【施設等整備について】
- 出会いの場や交流の機会がもう少しあってもよいと思います。(身体/肢体・女性) 【集いの場の充実】
- 現在のグループホームは全体的に高い(利用料金)ので障害者年金の範囲で生活できる所が増えて欲しい。もしくは障害者年金が増えて欲しい。(療育・女性) 【経済的支援について】
- 今、施設に通っているのですが大曲にあり、バスで片道200円位かかります。働いてもバス代に消えています。どうか、何か対策を考えてもらえませんでしょうか?(精神・女性) 【移動の確保】【経済的支援について】
- 障がいがあるからどうのこうのとか言われたりするのがこわい(就労や災害の避難場所) 障がいのある方へ優しい心を持った大人が増えてくれたらいい。(療育/精神・女性) 【障がいへの理解】
- 今は自立できているが、今後高齢になっていくので、そこが不安です。(身体/肢体・男性) 【将来の不安について】
- 道路のはがれが怖い。階段に手すりがついているが、上まで完全に手すりがないことがある。何もかも不便である障がい者になってみなければ分からぬことだらけです。(身体/内部・女性) 【施設等整備について】
- 私(介護者)が生きている間は生活できると思うが、私が亡くなったら生活できないと思う。私の子供は軽度知的な為、見た目ではわがままで頭が悪い勉強が出来ない子で、学校も不登校までなりませんでしたが、社会に出て働くことは出来ないと思う。私の子供みたいに軽度知的な子の未来のシミュレーションができない。(療育・女性) 【将来の不安について】

## 第2章 障がい福祉の現状と課題

- 支援学校に通っている時は、学校や自治体、周囲の同じ立場の方々から情報を得られることが多くたですが、現在はあまり情報交換ができる機会がなくなり、知らないこともたくさんあるのではないかと思います。日々の忙しさの中で自ら積極的に情報を取りに行く…という余裕もないです。通っている福祉事業所の支援員さんが1度に大勢変わってしまったり、経営形態が変わったりした時、この先も長くお世話に慣れるのだろうか…と不安に思うことがあります。役場福祉保健課の担当者さんや相談支援事業者さんの担当が変わってしまって、また一から説明が必要になるのも不安に感じることのひとつです。(当事者母)(療育・女性)

【情報提供について】

- 障がい者でも一般の人と同じ支払いだと大変(色々な役場関係の支払いの事)。障がい者への給付金を増やして欲しい。病院代、毎月の支払いが大変な為。(身体/精神・女性)

【経済的支援について】

- 成年後見制度を利用していますが、もっと料金を安くしていただきたいです。法律に基づいて正しく報告しているのに、高額の支払いを求められることに疑問を感じます。必要な方と、そうでない方がいると思います。(身体/療育・女性)

【経済的支援について】

### (6) アンケート調査から見える今後の課題

#### ◆地域での生活に対する支援

住み慣れた地域で自分らしく暮らしたいと思うことは全ての人の願いです。しかし、年齢、障がいの程度や種別、生活状況は様々で、一人ひとりの生活の場面におけるニーズは多様化・複雑化しています。福祉・保健・医療にかかる支援や、相談・情報などの分かりやすい周知、日常生活に必要なサービスを提供し、安心して暮らせる地域づくりを目指すために、更なる支援体制の強化が望まれます。

#### ◆教育、就労について

障がいの有無に関わらず、いきいきと暮らしていく社会の実現のためには、障がいのある人一人ひとりが、個性と能力を発揮した活躍の場を持って生活できる共生社会の実現が必要です。

教育の場では、障がいのある子どもの個々に応じた指導と同時に、多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させることにより、障がいの有無にかかわらずいきいきと学び、共に育つ場の環境整備がさらに必要となっています。

働く場では、障がいへの理解を求める声が高くなっています。就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障がいの特性に応じた支援を受けながら、働き続けることができる環境整備が必要です。また、就労支援実施機関による効果的な就労移行支援、就労定着支援といったサービスの一層の推進が求められます。

### ◆障がいのある人に対する理解

障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことについては、全体の約半数が「ある」または「少しある」と回答しており、特に学校や職場において感じている割合が高くなっています。

障がいに対する理解、差別や偏見の解消のため、より実効性のある周知・啓発・交流を行っていくことが必要です。また、幼い頃からの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障がいのある人の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの方を対象とした福祉教育の充実を図ることが必要です。

### ◆経済的支援

「今後、充実すべきだと思う施策」について、「低所得者への経済的支援」と回答した人が最も多く、自由記載においても交通費や各種利用料の助成等を求める意見がありました。

障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、経済的に安定していることが重要であり、年金や手当の適正な支給や税の減免など、諸制度の周知を推進していく必要があります。

### ◆災害時の避難・対策について

アンケート調査によると、災害等に一人で避難できない・わからない人が約半数、避難する際に、近所に助けてくれる人がいない・わからない人が約7割います。

障がいがある等の理由により緊急時の援護や配慮及び平時からの見守りを必要とする人については、災害時避難行動要支援者名簿の定期的な更新等を行っていく必要があります。

また、災害時に困ることについて、避難場所の設備や生活環境が不安、救助を求めることができない、周囲とのコミュニケーションがとれないといった不安を感じる割合が高くなっています。障がいの内容等により、災害時に困る事柄は多様です。障がいや困難を抱えた人を包括的にフォローできるような仕組みを検討する必要があります。

## 第3章 第3期障害者計画

### 1 基本理念

障がいのある人もない人も、子どもも高齢者もだれもが地域で安心して暮らしながら、全ての人々が社会の一員として、お互いに尊重し支え合いながら人としての尊厳を大切にし、自分らしく生活できることが「共生社会」の理想とする姿です。

だれもが住み慣れた地域の中で、自らの意思で主体的に尊厳をもって生活を営む権利があります。だれもが、個性と能力を発揮した活躍の場をもち、共に生きる地域の一員である実感を持ちながら、生活できる地域社会が望まれます。

第3期障害者計画では、基本となる理念を次のように定め、住民一人ひとりが障がいへの理解を深め、人と人のつながりを大切にしながら助け合い、だれもが自分らしく安心して暮らせる「共生社会」の実現に向けて取り組みます。

#### 【基本理念】

健やか・安心・思いやりのまちづくり

### 2 基本目標

基本理念に基づくまちづくりを進めるにあたり、目指すべきまちづくりの方向性を示すため、次のとおり3つの目標を定めます。

#### 基本目標1 いつでも支援を受けることができる体制づくり

障がいのある人が安心して暮らせる環境をつくるには、福祉サービスを必要な時に、必要な量を利用できるよう、提供体制を充実させる必要があります。そのためには、乳幼児から高齢者までそれぞれの年齢層や障がい特性に合わせて、保健・医療と障害福祉サービスとを適切につなぎ、切れ目のない支援を展開していく必要があります。

福祉サービス事業や医療機関等の連携を強化し、障がいのある人の情報を共有することで保健・医療・福祉の包括ケア体制を推進します。

## 基本目標2 障がいのある人が いきいきと社会参画できる環境づくり

障がいのある人の自立した生活や自己実現を図るには、働く意欲を持ち、自らの特性を活かして社会に参加し、スポーツ活動や創作活動、仲間との交流を通して生きがいを感じられることが大切です。

地域社会の一員として、生きがいを持って暮らしていくよう、さまざまな社会活動・地域活動への参加を支援・推進していきます。

## 基本目標3 共に生きる環境づくり

地域における障がいのある人の生活を支えるに当たっては、行政の公的なサービス以外に、隣近所の住民やボランティア等の活動団体など、地域に住む人たちが協力し合い、取り組んでいくことが大切です。

住民の福祉意識の高揚に取り組み、「地域福祉」の活動を推進するとともに、福祉やサービスに関する情報提供や窓口の充実を推進します。

### 3 計画の体系

基本理念	基本目標	重点施策	施策の方向
健 や か ・ 安 心 ・ 思 い や り の ま ち づ く り	いつでも支援 を受けること ができる体制 づくり	① 保健・医療の充実	1. 保健事業・障がい予防の充実 2. こころの病の予防・支援対策の推進 3. 医療サービスの充実
		② 教育・療育の充実	1. 障がい・発達に課題のある子どもへの 支援 2. 教育相談・教育支援体制の充実 3. 福祉教育の推進
		③ 自立生活の支援	1. 障害福祉サービス等の充実
障がいのある 人がいきいき と社会参画で きる環境づく り	④ 雇用・就労の促進 ⑤ 社会参加の推進	④ 雇用・就労の促進	1. 雇用・就労の場の充実
		⑤ 社会参加の推進	1. スポーツ・芸術文化活動等の推進 2. 情報提供の充実 3. 国際交流の推進
共に生きる環 境づくり	⑥ 住みよいまちづく りの推進		1. 居住支援の充実 2. 移動・交通手段の確保 3. 災害時支援・防犯対策の推進 4. ボランティア活動の促進 5. 障がいのある人への理解の促進

## 4 基本目標、重点施策の取組

### 基本目標 1 いつでも支援を受けることができる体制づくり

#### 重点施策 ① 保健・医療の充実

施策の方向	1. 保健事業・障がい予防の充実 2. こころの病の予防・支援対策の推進 3. 医療サービスの充実
-------	---

#### 1. 保健事業・障がい予防の充実

障がいの予防や軽減を図るために、疾病や障がいを早期に発見し、適切な治療や支援につなげることが重要です。そのため、妊娠・出産期をはじめ、乳幼児期から高齢期まで一貫した切れ目のない保健・医療サービスを提供しています。

障がいのある人自身の高齢化と、加齢や病気などにより障害者手帳を取得する人が増えています。身体障害者手帳を所持する人の約83%が65歳以上です。

内部障がいの割合が高いほか、後天的疾患により障がいを持つ人がかなりの割合を占めており、障がいの原因となる疾病(糖尿病、心臓病、大腸がんなど)等の予防と早期発見・早期治療をしていくことが重要です。

脳血管障害等の疾病を原因として障がいをもつことになった人や高齢期で障がいのある人が多い現状から、疾病や要介護状態になることを防止するために、若いうちからの生活習慣病対策、介護保険事業・介護予防事業の充実に努めるとともに、特定健診・特定保健指導を推進します。

児童においては、障がいを早期に発見し、適切な教育・療育につなげられるよう、健診や相談の機会を増やし、発達面や精神面でフォローが必要な児童に対し、適宜相談・指導を行います。

#### 【主な取組】

取組	内容
乳幼児の各種健診	「4か月児健康診査」から「3歳児健康診査」まで、発達段階に応じた健康診査を実施します。
相談体制の充実	妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を充実します。 各種乳幼児健診後の精密健診等で、発達面・精神面で支援が必要と認められた乳幼児については、専門機関等への紹介と訪問指導等による支援体制整備を進めます。

取組	内容
特定健康診査・特定保健指導	40歳以上の方を対象にメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健診及び生活習慣病改善を目的とした特定保健指導を実施します。
障がいの発生予防	障がいの発生予防や介護予防に向けて、心身の健康づくりに関する各種講座等の健康教育や介護予防教室を地域においても実施するなど拡充を図り、講話や体操を通じて、健康管理意識の向上、疾病の予防知識の普及に努めます。
訪問指導の充実	必要に応じて家庭を訪問し、健康管理等の相談を行います。
セルフケアの推進	美郷町セルフケア推進方針に基づき、セルフケアの実践(休息・運動・食事)の啓発と情報を発信し、住民の健康増進を図ります。

## 2. こころの病の予防・支援対策の推進

民生児童委員の実態調査から、本町においても、社会的ひきこもりの状態にある人が一定数いることが把握され、町では令和4年3月に、総合支援協議会の生活支援・障害者虐待防止部会にひきこもり支援プラットホームを位置づけております。社会的ひきこもりの背景には、精神障がいや発達障がい等がある場合もあり、早期に対応することが望まれます。

障がいのある人の家族は、様々な悩みや葛藤を抱くことが多いと言われ、辛さや大変さを一人で抱え込んだ結果、抑うつ状態に陥ったり、自己肯定感が失われる等のこともあります。家族の負担軽減につながるサービスや、同じ悩みを持つ家族同士が交流できる機会の提供等を通じて、障がいのある本人だけでなく、家族が孤立しないよう支援していく必要があります。

こころの健康に関して心配のある人やその家族を対象に、相談窓口の周知やストレスへの対応方法、こころの健康に関する正しい知識の普及とともに、相談窓口や専門相談機関の周知を図ります。また、社会参加の支援、さらに身近な人の心の不調に気づき、声をかけ、話を聞いて専門の期間に繋げるなど、必要な支援の提供に取り組んでいきます。

入所施設や精神科病院から地域での生活に移行する人が、家庭での生活が難しい場合や本人の希望などにより独立した生活を希望する場合、また居宅で生活している人が家族状況の変化等により居宅での生活が難しくなった場合において、ニーズに合わせたサービスを提供し、安心して自分らしく暮すことができるよう重層的な連携による支援体制の構築を目指します。

## 【主な取組】

取組	内容
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	医療機関、サービス提供事業所と連携して入院の長期化解消に努めます。退院後もニーズに合わせたサービス提供を充実し、切れ目のない支援につなげます。
訪問系サービスの利用促進	地域生活支援のため、居宅介護(ホームヘルプサービス)等、精神障がい者を対象とした訪問系サービスの利用促進を図ります。
保健福祉サービスの周知	精神障害者保健福祉手帳の取得や自立支援医療制度の利用等のほか、保健福祉サービス・制度の周知を図るとともに、必要に応じ各種手続きの情報提供や支援施設等との連絡調整を行っていきます。
こころの健康づくり事業	心の悩みや不安などに対応するため、こころの健康づくりに関する普及啓発に取り組みます。
精神疾患の予防と相談支援の推進	発症からできるだけ早期に精神科医療に結びつくよう、精神疾患や精神科医療の正しい知識の普及とともに、身近な相談支援体制の充実に取り組みます。

## 3. 医療サービスの充実

知的障がい、身体障がい、精神障がい、難病(特定疾患)に加え、近年、発達障害や高次脳機能障害、医療的ケア児(者)への対応の必要性が高まってきています。障がいの範囲が拡大することにより、そのニーズも多様化しており、ニーズに対応した支援を行うことが求められています。

医療の必要な障がい者(児)が、安心して適切な治療が受けられるよう、福祉医療制度や自立支援医療制度(更生医療・育成医療・精神通院医療)を円滑に推進するとともに、制度の内容などについてきめ細かな周知を図ります。

アンケート調査によると、現在医療的ケアを受けている人は「服薬管理」が障がい種別毎に見ても、最も高い割合になっています。身体に障がいのある人は、透析、胃ろう・腸ろう、スマなど多岐にわたるケアを受けており、精神に障がいのある人は、精神面の管理やカウンセリングといった回答がありました。引き続き保健・医療・福祉の連携を図っていきます。

## 【主な取組】

取組	内容
自立支援医療費の給付	身体に障がいのある人や児童の障がいの軽減等のために行う医療(更生医療・育成医療)及び精神通院医療の自立支援医療費の適切な給付に努めます。

取組	内容
福祉医療費の給付	65歳以上の身体障がい者及び重度の心身障がい者(重度の心身障がい児)を対象とし、心身の健康保持と生活の安定を図るために、医療費における自己負担額を助成します。
難病患者の支援	難病患者の支援については、医療機関や保健所等と連携し、支援の方法について検討していきます。なお、障害者総合支援法の改正により、難病等の方も障害福祉サービス等の利用対象となつたため、その周知に努めます。
保健・福祉と連携した医療	障がいを発見した後、早期治療、リハビリテーションの実施、福祉サービスの提供等一連の対応を効果的に進めるため、医療・保健・福祉の連携強化のための体制及び早期療養体制の充実について検討していきます。

## 重点施策 ② 教育・療育の充実

施策の方向	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障がい・発達に課題のある子どもへの支援</li> <li>2. 教育相談・教育支援体制の充実</li> <li>3. 福祉教育の推進</li> </ol>
-------	---

### 1. 障がい・発達に課題のある子どもへの支援

障がいや発達に課題のある子どもに対しては、適切な時期に、医学的リハビリテーションや指導訓練などの療育を行うことにより、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上が期待されるため、保護者がわが子の発達を受容し、早期に療育などにつなげられるよう、メンタルケアを含めた支援が必要です。

町及び障害福祉サービス相談支援事業所では、乳幼児から学齢期にわたる子どもの発達に関わる相談支援を実施しています。また、保護者からの相談を通じて、必要なサービスの紹介や専門機関への橋渡しを行っています。

総合支援協議会の「児童支援部会」では、障がいや発達に課題のある子どもの状況について情報交換の場を設け、各関係機関が必要な情報を共有しながら、その子どもにあった支援等を検討しております。引き続き関係機関の連携を図ります。

アンケート調査では、障害児通所支援サービスが、前回同様に「放課後等デイサービス」の利用が最も割合が高くなっています。前回よりも24.6ポイント上回っています。利用できる事業所が増えたことや、事業所の広報活動や学校との連携により、サービス利用に繋がることが大きく影響しているものと思われます。一方、利用している人の意見として、申請の手続

### 第3章 第3期障害者計画

きのわざらわしさや送迎、利用日、利用時間が思うように調整できていないこと等が不満として挙げられています。

障害児通所支援サービスにおいては、事業の充実を図りながら、スムーズな提供体制の検討が課題となっています。

今後も、支援が必要な子どもについては、乳幼児の健診事業と保育支援、児童相談などから療育活動に繋がるよう取り組んでいきます。

#### 【主な取組】

取組	内容
相談体制の充実	乳幼児健診や保育の機会を通じて、支援が必要な子どもを把握し、医療やサービスに適切に繋がるよう、外部の関係機関ともスムーズな連携に努めます。
ライフステージに応じた切れ目のない支援	総合支援協議会の「児童支援部会」を活用し、各関係機関が必要な情報を共有しながら、その子どもにあった支援等を検討するとともに、就園、就学、卒業等ライフステージの節目の際に総合的な支援が途切れることがないよう連携を強化します。
認定こども園の資質向上	認定こども園では、職員研修の充実、特別支援教育アドバイザーの訪問により、支援が必要な子どもの発達の様子を見守りし、支援の在り方の検討と指導力の向上を図ります。また、支援員の配置により、障がいのある児童の受け入れ態勢の継続に努めます。
障害児通所支援の給付	障がいの程度に応じた適切な療育・訓練等ができるよう、適切な給付に努めます。
医療的ケア児の療育支援	ニーズを把握し、レスパイト・ケアが提供できるよう、在宅で生活する医療的ケア児等について、専門的な支援の体制を備えた短期入所や居宅介護、児童発達支援等、在宅支援の充実を図ります。
難聴児補聴器購入費助成事業の推進	身体障害者手帳の対象とならない程度の聴覚に障がいを持つ児童が言語の習得やコミュニケーションを図るために使用される、補聴器購入費用の一部を助成します。

## 2. 教育相談・教育支援体制の充実

障がいのある子どものきめ細やかな教育体制を確保するとともに、いきいきとした生活を送れるよう就学前教育、学校教育、社会教育の充実を図ります。

すべての障がいのある子どもが、その障がい特性に応じた支援を受けられるよう、自立や社会参加に向けて個々の教育ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善克服するために適切な支援が必要です。

アンケートの「教育について」の調査項目では、通園通学先に望むことは、「障がいの程度・内容にあった指導をしてほしい」と回答した児童の割合が最も高く、次いで「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」とありました。

#### 【主な取組】

取組	内容
就学指導・教育相談の実施	特別な支援が必要な子どもについて最も適した教育環境が得られるよう、本人及び保護者の意向を尊重しながら、教育支援委員会を核とした適切な教育相談や就学指導の実施に努めます。
教育人材の資質向上	教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行うために、教職員の障がいに対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取り組みを推進します。

### 3. 福祉教育の推進

子ども世代から障がいの理解を図る学習活動を通して、障がいや障がいのある人への知識や理解を深め配慮が出来ることは、お互いを尊重し合い、共生しようとする心の醸成にもつながります。

アンケート調査において、通園通学先で活動する場合の形として、障がいのあるなしに関わらず一緒に活動を望まれており、「周りの子どもたちの理解を深めるような交流機会を増やしてほしい」と望まれる児童が多くいる事が分かりました。

障がいのある子どもの社会経験を豊かにするとともに、障がいについての正しい理解と認識を深め、思いやりや豊かな心の育成を図るために、児童生徒・住民の方々と活動を共にし、ふれあう機会を積極的に設けるなど、交流及び共同学習の充実に努めます。

#### 【主な取組】

取組	内容
特別支援教育の充実	特別な支援を要する個に応じた指導を行うなど支援の充実を図っていきます。
体験活動の実施	特別支援学級に在籍する児童・生徒が合同で行う体験活動の充実に努めます。

## 重点施策 ③ 自立生活の支援

施策の方向	1. 障害福祉サービス等の充実
-------	-----------------

## 1. 障害福祉サービス等の充実

障がいのある人やその家族の多くは、住み慣れた家庭や地域で共に暮らしたいという希望持っています。

アンケートの「家族とすまい」の調査項目からも、将来のすまいとして、「今ままの生活で」「自宅で家族と一緒に」と回答された割合が最も高く、住み慣れた地域で今後も暮らしていきたいと望んでいることが分かります。しかし知的障がいのある人は介護者である親が高齢になることに不安を抱えており、約2割の方は「グループホーム」や「障害者支援施設」への入所を考えておりました。将来希望する暮らしに必要なことは、いずれの障がいのある人も「経済的な負担の軽減」が最も高く、次いで「必要なサービスが適切に利用できること」、その他「相談対応の充実」「障がい者に適した住宅の確保」「地域住民の理解」などが望まれており、必要な支援を受けながら安心して生活できる環境を整える必要があることが分かりました。

障がいのある人が地域において自立した社会生活を営むには、そのニーズに合わせた障害福祉サービスのほか、地域生活支援事業なども組み合わせ、障がい種別にとらわれないサービス提供体制を充実させていく必要があります。

## 【主な取組】

取組	内容
情報提供の充実	利用者が適切なサービスを選択できるよう、福祉サービスや制度について周知に努めるとともに、安心して利用できるように情報提供の充実を図ります。
相談支援体制の充実	多岐にわたる相談内容に対する専門的な対応を図るため、関係機関と連絡を密にしながら、あらゆる方面から充実した支援ができるよう専門的・総合的な相談体制を整えます。
在宅福祉サービスの推進	個々のニーズや実態に応じて、日常生活又は社会生活を営む上での在宅での支援を行うとともに、量的・質的充実を図り安定した提供体制の確保に努めます。
日中活動の場の確保	自立した生きがいのある生活を支援するため、障がいの状態や希望に合わせたサービスを提供し、社会とのつながりを持つ機会の確保に努めます

取組	内容
地域活動支援センター事業の充実	創作的活動又は地域交流の機会の提供など日中過ごす場の確保として地域活動支援センターを活用します。
地域生活への移行支援	施設入所や精神病院に入院している障がいのある人等の地域生活への移行に向けた支援を行うため、グループホーム等の居住の場についての多面的な検討と、日中活動の場の提供について関係機関と連携して取り組みます。
意思決定支援の推進	自ら意思を決定することに困難を抱える障がいのある人に対し、日常生活や社会生活等に関して、自らの意思が適切に反映させられた生活が送れるよう、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインに基づいて支援します。
障害福祉サービスの質の向上	障がい福祉に関わる職員等の質の向上を図るため、各種研修会に参加します。また、障害福祉サービス事業者に対し、サービスが適切に提供できているか等、定期的に指導・監査を行います。

## 基本目標2 障がいのある人がいきいきと社会参画できる環境づくり

### 重点施策 ④ 雇用・就労の促進

施策の方向	1. 雇用・就労の場の充実
-------	---------------

#### 1. 雇用・就労の場の充実

障がいのある人の一般就労への移行や就労支援施策は着実に進展しているものの、利用者や働き方の多様化等、障がいのある人の就労を取り巻く環境は変化しております。

障がいのある人の就職件数が年々増加している一方、障がいへの理解不足や特性に対する配慮がなかった等の様々な理由による早期退職も課題となっています。

こうした変化や課題に対応し、さらに障がいのある人の就労を支援するため、雇用施策と福祉施策の一層の連携強化が必要であり、障がいや病気があっても本人が希望を叶え、力を発揮して活躍できる働きやすい環境整備への取り組みが必要です。

アンケートの「就労について」の調査項目から、「働いている」と回答した人の割合が前回調査より6.0ポイント増加しています。働いていると回答した人の割合は知的障がいのある人が最も多く、福祉サービスにて福祉就労をされていることが他の障がいのある人に比べて多いことが表れています。一方で精神障がいのある人は「働きたくない・働くことができない」と考えている人が多く、障がいによって働くことの意欲を引き出すことの難しさが見えます。働いている人は、仕事をする上での不安や不満として、すべての障がいにおいて「収入が少ない」と回答した割合が高く、次いで身体障がいのある人は「身体的に仕事がきつい」、知的障がい、精神障がいのある人は「職場の人間関係が難しい」とあげられています。

働いていない人は、「就労を考えていない」と回答する方の割合がそれぞれ一定数いますが、働いていない理由として「病気」以外に「働き続ける自信がない」「自分の適性が分からぬい」「職歴が無い」と回答している方の割合が増加しています。

障がいのある人の就労支援として「職場が障がい者の雇用について十分理解していること」の割合が全体で高めになっていることから、職場における障がい者雇用の理解を求める声が高いと考えられます。

町では総合支援協議会の「就労支援部会」にて、障がいのある人の就労に関する情報と地域課題について共有を図っております。一般就労を進めるためには、民間企業などの理解と配慮が不可欠であり、障がいに対する理解の啓発や多様な働き方の推進、企業と就労支援事業所などの関係機関の連携など、障がいのある人が働きやすい体制の強化に取り組んでいきます。

一般企業への就職が困難な障がいのある人に対しては、就労移行支援事業所等と連携し、一般企業への就職に向けた準備や、福祉的就労の機会の提供など、働く場の確保と就労定着のための環境整備を図ります。

### 【主な取組】

取組	内容
雇用機会の拡大	支援学校や、就労支援事業所、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等との連携を強化し、職業相談や雇用の拡大、福祉的就労への充実を図ります。
啓発活動の推進	「障害者雇用促進月間」などを中心に、障がい者の雇用問題に関する住民への啓発に努めるとともに、企業に対しては、職場における障がいへの理解や合理的配慮の提供の促進など、障がい者雇用を推進するための理解・啓発に努めます。
福祉的就労の充実	就労関係サービスの提供事業者と連携し、支援体制の拡充と知識や能力向上の促進を図ります。
事業や制度の周知	障害福祉サービスの訓練等給付事業や、障がいのある人の就労や社会参加の活動の促進を図るため、自動車運転免許取得費や自動車改造費助成事業など制度の周知を行います。
障がい者就労等施設からの物品等の優先調達の推進	「美郷町障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障がい者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、施設等の物品及び役務の調達について全庁的に取り組みます。また、その事業実績については毎年HPで公表します。

### 重点施策 ⑤ 社会参加の推進

施策の方向	1. スポーツ・芸術文化活動等の推進 2. 情報提供の充実 3. 国際交流の推進
-------	--

#### 1. スポーツ・芸術文化活動等の推進

共生社会の実現には、障がいのある人ない人にもかかわらず、だれもが社会を構成する一員として社会、経済、文化をはじめ、あらゆる分野の活動に参加する機会を確保していく必要があります。これらの活動への参加は、社会参加を促進し、生活を豊かにする上で、特にスポーツについては、体力向上・健康増進という観点からも大きな意義があります。

障がいのある人の生活の質の向上を図り、ゆとりと生きがいのある生活を実現するため、各種行事の周知に努め、参加する意識の高揚に努めます。

## 【主な取組】

取組	内容
各種行事の周知	県や町の行事を広報や障がい者団体等を通して周知し、参加する機会をお知らせします。

## 2. 情報提供の充実

アンケート調査によると、福祉情報の入手先について、身体障がいのある人は「自治体の広報誌・配布物」、知的障がいのある人は「福祉施設の職員」、精神障がいのある人は「医療機関」と回答された人が最も多く、障がいによって違いがみられました。障がいのある子どもの保護者は、「自治体の広報誌・配布物」「家族・友人」という回答が最も多いが、次いで「ホームページや電子メール」となっており、情報を受け取る人の年代により、有効な手段が異なることが分かりました。

このように情報の収集先が多岐に渡ることに配慮し、情報発信においては関係機関との連携を図りながら、福祉サービスや生活に関する情報を、必要な時に手軽に入手することができるよう情報提供に努めるとともに、各種制度の活用を図ることが必要です。

障がい福祉に関する制度やサービス等の内容については、町の「ホームページ」や「広報」への掲載、「障がい者福祉のしおり」の配布等により周知を図っていますが、障がい者福祉に関する法制度は常に変化しており、サービスや各種制度の利用方法や手続きが複雑なことから、わかりやすい情報提供に努めています。

## 【主な取組】

取組	内容
特性に配慮した情報提供	情報源として最も活用されている広報紙とホームページについて、必要とされる情報をわかりやすく発信します。また、障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、ホームページでは音声読み上げ機能に対応した方法で情報を掲載するなど、引き続き障がいの特性に配慮した情報発信を行うとともに、だれにでもわかりやすく伝えることに努めます。
意思疎通支援事業 (地域生活支援事業)	聴覚障がいのため、意思疎通を図るために支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記を行う人の派遣を行います。
障がい者福祉のしおりの発行	「障がい者福祉のしおり」を発行・配布します。 制度に合わせながら都度見直しを行います。

### 3. 国際交流の推進

国際化の進展に伴い、障がい者分野においても国際交流が活発になってきています。特にスポーツではパラリンピックを始めとする国際大会、音楽などの芸術面においても日本人の活躍がみられています。このような国際交流を通して、年齢や性別、障がいの有無を超えた交流を図っていくことが大切となります。

#### 【主な取組】

取組	内容
国際交流の推進	国際交流は、国際感覚を養うとともに障がい者問題に対する視野を広め、障がい者の自立と社会参加を促進するうえで大きな意義を持つため、国際交流・活動の支援を推進します。

## 基本目標3 共に生きる環境づくり

### 重点施策 ⑥ 住みよいまちづくりの推進

施策の方向	1. 居住支援の充実 2. 移動・交通手段の確保 3. 災害時支援・防犯対策の推進 4. ボランティア活動の促進 5. 障がいのある人への理解の促進
-------	--

#### 1. 居住支援の充実

地域で生活している障がいのある人が、本人や両親の高齢化、障がいの重度化等の要因により、安心して地域生活を続けることが難しくなってきている状況があります。

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制として平成31年4月に「地域生活支援拠点」を整備しております。既存の社会資源の機能を活用して、状況に応じその機能を拡充・連携させる面的な整備に取り組んできましたが、体制強化は今後の課題となっています。

住宅の確保については、障がいのある人や高齢者は、賃貸住宅市場から敬遠されることがあり、自立した生活を営むことの妨げとなっているケースがあります。精神障がいのある人が長期入院から地域生活に移行した際に、地域生活を継続する際の課題を抽出し、関係機関で共通認識を持つ必要があります。

### 第3章 第3期障害者計画

障がいのある人が、それぞれの地域で安全に安心して暮らしていくためには、生活の基盤である住宅が、障がいがあっても暮らしやすいものとなっていること、外出ができる状況にあるかどうかということなどが重要です。障がいのある人が地域の暮らしの中で、安全安心な社会生活を送るために、住宅や公共施設など住まいのバリアフリー化、また、障がいの有無に関わらず誰もが使用しやすいよう配慮されたユニバーサルデザイン化を推進します。

#### 【主な取組】

取組	内容
地域生活支援拠点の機能強化	生活に必要な支援体制(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)について、総合支援協議会を中心に、地域課題の整理や推進の方法に関する検討を行い、地域生活支援拠点の機能強化に取り組みます。
グループホーム等の利用促進	退院後の地域生活への地域移行支援のため、グループホーム等住まいの日常生活基盤を確保しながら、安心して医療を受けられるように社会資源の整備に努めます。
公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	公共施設の整備についてはバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進し、また、障がいのある方が安心して車を駐車できるよう、障がい者用の駐車スペースの確保に努めます。
在宅サービスの充実	障がいのある人が日常生活においてできるだけ支障なく暮らせるよう「補装具の給付」、「日常生活用具の給付」、「訪問入浴サービス」等の在宅サービスの充実を図ります。

## 2. 移動・交通手段の確保

買物や通勤・通学、通所、通院等の日常生活だけでなく、積極的に地域活動に参加するためには移動手段の確保はかかせません。また、誰もが地域の一員として社会参加していくためにも、障がい特性に応じた情報提供とコミュニケーション手段の確保が必要です。

アンケート調査によると、障がいのある人の外出の頻度については、全体で「毎日外出する」が39.2%と最も多く、「1週間に3~4回くらい」「1週間に1~2回くらい」を合わせると41.3%と外出頻度は高く、主な目的としては、買い物、医療機関、仕事・学校・通所と多様です。公共交通機関の乗り物を利用する方は少なく、自分や家族の車で移動される方が多いようです。町が実施している「乗合タクシー」の利用状況は前回同様に「利用したことのない人」が9割を占めており、「行きたい場所に行けない」「好きな時間に乗れない」など不便さを感じている人が多いほか、「利用するまでの手続きのわずらわしさ」を挙げている人が前回の調査より多くなっておりました。障がいのある人のニーズを把握し、公共交通機関等の移動手段をより利用しやすくする必要があります。

「ヘルプマーク」はTVやポスター等でも多く目にする機会が増えていることから約半数以上の人人が「知っている」と回答されています。「持っている」と回答した人は全体の14.9%でした。ヘルプマークは、障がいのある人に限定せず、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人が周りに配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるアイテムとして交付されますので、活用することで様々な場面で役立つこともあり関心が高いようです。様々な特性や一人ひとりの状況、必要性に応じた支援方法及びコミュニケーション手段の理解を広めるとともに、その確保に努めていくことが必要です。

#### 【主な取組】

取組	内容
自動車利用に対する支援	自動車運転免許取得費用や自動車改造に要する費用の一部助成など、自動車利用に対する支援を行い、社会参加や就労機会の拡大を図ります。
透析通院者支援事業費補助金	透析通院をしている人の通院費の負担の軽減を図るため、通院費用を助成します。
ヘルプマーク・ヘルプカードの普及促進	援助や配慮を必要としていることが、外見上ではわからないが、日常での支援や配慮を得やすくなるよう、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及を促進します。
移動支援事業	外出時に移動が困難な障がいのある人に、外出の支援を行います。

### 3. 災害時支援・防犯対策の推進

障がいのある人は、緊急時や非常時における消防や警察等への通報や相談に困難を伴なうため、情報の収集や伝達が難しい状況にあります。

避難所での受入れに関しては、障がいの種別やその状況により様々ですが、外見ではわからない困難さを抱えている人もおり、特に発達障がいの場合、大勢の人と一緒に過ごすことが苦手であったり、抽象的な表現では指示が飲み込めないなどの特性があるため、福祉避難所への移動やそれができない場合の受入体制について更なる検討が必要な状況です。

また、障がいのある人や高齢者は、移動時に困難を伴い、特に視覚や聴覚に障がいのある人は、安全な避難行動に不安を抱えています。

アンケートの「外出について」の調査項目から、災害が起きた時に不安を感じることは、「補装具の使用が困難」「救助を求めることができない」「障害福祉サービスを受けられない」「周囲とのコミュニケーションがとれない」「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」という選択肢が前回の調査より高くなっています。避難所生活をする必要性が生じた場合、すべての障がいにおいて「避難場所の設備や生活環境」「迅速な避難」「投薬や治療が受けられない」

### 第3章 第3期障害者計画

と心配することが共通して高くなっています。次いで「服薬の確保」「障がいに対する理解」が挙げられました。

避難行動要支援者制度は、登録の手続きについて「知っている」のは約17%しかおらず、登録しているのは4.6%で身体障がいのある人の割合が最も高く、次いで知的障がいのある人、精神障がいのある人となっています。支えあいの体制づくりをより一層進めていく必要性が感じられます。

防犯・防災のための情報提供や支援体制の構築は、平時からの備えと地域や関係機関との密接な連携が重要です。

#### 【主な取組】

取組	内容
障がい特性に配慮した避難所における 支援	町で策定した地域防災計画により、福祉避難所を含む避難所・避難場所等の周知をはじめ、災害時に避難所で生活する障がいのある人(児)と家族の支援に当たっては、障がい特性に応じた合理的配慮を行うよう努めます。
防犯・防災情報の提供	安全・安心メールや防災ラジオなどの情報伝達手段を用い、地域安全情報などの提供を行います。
災害時要援護者の把握	災害時要援護者の安否確認及び円滑な避難援護が行えるよう、民生児童委員の協力のもと、地域における要援護者の把握に努め、避難行動要支援者名簿と個別計画を作成します。個々の障がい特性に応じた避難行動時の適切な情報提供を検討します。
災害時要援護者への支援体制の整備	地域の自主防災組織の育成を図るとともに、障がいのある人などの災害時要支援者に対する支援体制の整備を図ります。

#### 4. ボランティア活動の促進

障がいに対する理解や認識を深めるために、住民が各種ボランティア活動に積極的に参加することが重要となります。

アンケート調査において、「地域の方に支えられている」と回答された人は、全体の約8割となっています。

地域のボランティア活動の拠点となる美郷町社会福祉協議会やみさぽーなどの関係団体との連携を図りながら、ボランティアの育成と活動の支援に取り組みます。

### 【主な取組】

取組	内容
福祉教育の推進	青少年期からボランティアのこころを養うため、学校や地域と一緒に福祉教育に取り組み、福祉活動を推進します。
社会福祉協議会との連携	地域福祉推進の担い手として位置づけられている社会福祉協議会との連携を強化します。

## 5. 障がいのある人への理解の促進

障がいのある人が、様々なサービスや支援を受けながら、一人の人間として尊重され、地域で自分らしい生活を営むことは当然の権利です。心身に機能の障がいがあることで被る不平等や差別、虐待等をなくしていくことは社会の責任です。

法律では行政機関や事業者に対し、差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止に向けた具体的取り組みと普及啓発活動などを通じ、障がいのある人も含めた一人ひとりによる自発的な行動を求めていきます。

アンケート調査では、約半数弱の人が「差別や嫌な思いをしたことがある」と回答されており、場面では「学校・仕事場」が最も多く、次いで「外出先」「医療機関」と回答されています。

町では平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に伴い、同年9月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する美郷町職員対応要領」を策定し、職員研修や窓口での対応に取り組んできました。令和6年4月の法改正では、事業者の合理的配慮の提供は努力義務から法的義務に改められます。今後も、合理的配慮の提供を進めるとともに、引き続き障がいのある人への差別解消に向けた啓発に取り組んでいきます。

「虐待を経験している」と回答された人は14.4%で3.6%の方は「現在もよくある」と回答されており、多くの人が相談先が分からず相談できていないことも分かりました。

障がいのある人への理解や配慮を深めていくためには、「障がいについて理解を深めるための教育の推進」「障がいの有無に関わらず共に学ぶ教育の推進」「一般企業への就業の促進」等が特に必要とあげられています。

町(福祉保健課)は、「障害者虐待防止センター」の役割を担っており、「美郷町障がい者虐待対応マニュアル」を作成し、相談・通報の受付、虐待防止に関する啓発を行っています。虐待に関する相談・通報を受けた場合は、事実確認や対応の協議を行い、関係機関と連携しながら適切な支援につなげるよう対応します。

「成年後見人制度」の設問では、「名前も内容も知っている」と回答された割合が前回より、3.3ポイント上がっており、制度が僅かに浸透していることが分かりましたが、約半数近くの人は知らないと回答しています。

### 第3章 第3期障害者計画

「親亡き後の不安」を軽減・解消し、障がいのある人やその家族が生涯にわたって安心して暮らせるよう、自らの意思を表明することが困難な人をはじめとした障がいのある人の権利を守るしくみの充実が求められています。成年後見制度など障がいのある人の権利擁護に関する仕組みを充実させるとともに、当事者やその家族にその制度や目的が十分に浸透しているとはいえない状況があることから、今後、より一層の制度の周知や利用促進への取組が必要です。

#### 【主な取組】

取組	内容
障害者週間における啓発・広報活動	障がい者理解を深めるための啓発・広報活動を推進するとともに、障害者週間における各種行事などの実施に合わせ重点的な広報活動を推進します。
理解を広めるための普及啓発	総合支援協議会の自立支援セミナー等を活用し、民生児童委員、企業関係者、サービス提供事業者などを対象とした研修の機会を提供します。
障がい者差別解消の推進	行政サービスにおける合理的配慮の提供、環境の整備に努めます。 障がいのある人へ適切な対応・配慮ができるよう、障害者差別解消法に基づき策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する美郷町職員対応要領」を活用し、町職員が適切に対応するように努めます。
虐待防止の推進	福祉保健課が、障害者虐待防止センターの役割を担っていることを広く周知するとともに、適切に対処できるよう研修等を通じて職員の能力向上に努めます。 家族等の心身の負担軽減等により、虐待の防止に努めるとともに、関係機関との連携や地域への理解促進を図りながら、早期発見と支援体制の充実を図ります。 総合支援協議会の「生活支援・障害者虐待防止部会」を中心としたネットワークを活用し、権利擁護、虐待の早期発見につながるよう関係機関との連携を強化します。
権利擁護の推進	成年後見制度など障がいのある人の権利擁護に関する仕組みを充実させるとともに、制度の周知や利用促進に取り組みます。

## 第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

---

### 1 障害福祉計画・障害児福祉計画について

障害福祉計画・障害児福祉計画は、地域で安心して暮らすために必要な障害福祉サービスや地域生活支援事業等のサービス提供体制の充実を図り、障がいのある方が自立した日常生活・社会生活を営むことができる社会の実現を目指す計画です。国の基本指針や町の基本的な考え方を踏まえ、成果目標と活動指標を設定するとともに、サービスごとに見込量を定めて、必要なサービス量の確保を図ります。

国ではこの障害福祉計画・障害児福祉計画については、3年を一期として作成することとし、令和6年～8年度の3年間について基本方針を示していることから、本計画では令和3年～5年度の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の達成状況を踏まえて内容を見直し、令和8年度までの成果目標と活動指標を設定します。

### 2 計画に定める事項

- (1) 障害福祉サービス、障害児通所支援等、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る成果目標
- (2) 令和6年度から令和8年度までの各年度における障害福祉サービス及び障害児通所支援等サービス、相談支援等の種類ごとの必要な見込量とその見込量を確保するための方策
- (3) 令和6年度から令和8年度までの各年度における地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項や必要な見込量とその見込量を確保するための方策

### 3 成果目標・活動指標について

- (1) 成果目標・活動指標の設定

福祉施設の入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援の充実、福祉施設から一般就労への移行等、障がい児支援の提供体制の整備等を進めるため、国の基本方針や町の基本的な考え方等を踏まえ、令和8年度を目標年度とする成果目標・活動指標を設定します。

成果目標 1	施設入所者の地域生活への移行
成果目標 2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
成果目標 3	地域生活支援の充実
成果目標 4	福祉施設から一般就労への移行等
成果目標 5	障害児支援の提供体制の整備等
成果目標 6	相談支援体制の充実・強化等
成果目標 7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

## 成果目標1 施設入所者の地域生活への移行

障がい者の入所施設等から地域生活への移行を進めるため、施設入所者のうち今後グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、地域生活への移行者及び施設入所者の数値目標を設定します。

### 【 国の基本指針 】

- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。  
(県対応:実績及び高齢化の状況を踏まえ3%とする。移行分1%+未達成分)
- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減する。

### 【 利用実績と目標値設定の考え方 】

成果指標 (指標名称)	第5期計画			第6期計画		
	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
	実績					目標値
地域生活への移行者数	0人	1人	1人	2人	0人	1人
施設入所者数	66人	62人	60人	56人	56人	59人

令和4年度末の地域生活への移行者数は0人、施設入所者数は56人です。近隣の市町村でもグループホームの整備が進み、地域での生活を希望される方が増えています。アンケート調査から分かるように、親亡き後の生活や住まいを心配されている方や介護者の高齢等に伴い入所希望のある方も一定数ありますが、施設の空きがない状況もあり新規の施設入所者は余り多くありません。地域生活への移行については令和元年度に施設入所からGHへの移行が1名おりましたが、令和2年度以降は高齢の施設入所者がサービス内容の変化に伴い、介護保険施設へ移行となったケースになります。

令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者数56人の3%以上に当たる2人が、グループホームを利用する等により地域生活へ移行することを目指します。

施設入所者については、令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数である56人の5%以上である3人を削減することを目指します。

### 【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
地域生活への移行者数	2人	令和8年度末
施設入所者数	54人を超えない	令和8年度末

## 成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場として美郷町総合支援協議会「生活支援・障害者虐待防止部会」に位置づけており、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた協議を実施します。

### 【 国の基本指針 】

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数：325.3日以上とすることを基本とする。
- 令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を目標値として設定。
- 精神病床における早期退院率については、3ヶ月後68.9%以上、6ヶ月後84.5%以上、1年後91.0%以上とすることを基本とする。

### 【 利用実績と目標値設定の考え方 】

成果指標 (指標名称)	第6期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	目標値	
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回/年	2回/年	2回/年
保健・医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人/年	10人/年	10人/年
保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年
精神障がい者における障害福祉サービス種別の利用者数	地域移行支援	0人/月	0人/月
	地域定着支援	0人/月	0人/月
	共同生活援助	14人/月	14人/月
	自立生活援助	0人/月	1人/月

「保健・医療・福祉関係者による協議の場」として位置づけた美郷町総合支援協議会「生活支援・障害者虐待防止部会」を活用し、地域生活への移行や安定した生活の構築のための具体的な検討を定期的に行っております。

退院後の精神障がいのある人が地域で安定した生活を送るために必要なサービス量を見込み、計画的にサービス提供体制の確保に努めるとともに、医療機関とも連携を図りながら地域で生活する上で必要な資源やネットワークのあり方について検討し、協議を継続していきます。新規に、自立訓練（生活訓練）利用者数が加わりました。実利用者数 R3(2人)R4(6人)R5.12月現在(5人)の利用があります。生活訓練全体の見込(伸び率)と合わせています。

## 【成果目標と活動指標】

成果指標 (指標名称)	第7期計画		
	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回/年	2回/年	2回/年
保健・医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	6人/年	6人/年	6人/年
保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年
精神障がい者における障害福祉サービス種別の利用者数	地域移行支援	1人/月	1人/月
	地域定着支援	1人/月	1人/月
	共同生活援助 R4基準値伸び率4%	15人/月	16人/月
	自立生活援助	1人/月	1人/月
	自立訓練(生活訓練) ※新規	3人/月	4人/月
			5人/月

## 成果目標3 地域生活支援の充実

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者が地域で安心して暮らしていくよう、地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。)の機能の充実を図ります。

## 【国の基本指針】

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のためコーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証及び検討を行うこと。
- 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。【新規】

## 【利用実績と目標値設定の考え方】

成果指標 (指標名称)	第6期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績		目標値
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	0回/年	2回/年	1回/年 以上

美郷町総合支援協議会「生活支援・障害者虐待防止部会」において、支援の実績について運用状況の検証及び検討を行っております。

地域生活支援拠点等が有する機能を更に充実させるため、美郷町総合支援協議会を活用しながら、今後も地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討を継続し機能の充実を図ります。

強度行動障害を有する者への支援体制の充実は新規の目標です。関係機関と連携し、支援を必要とする者を把握します。

### 【成果目標と活動指標】

成果指標 (指標名称)	第7期計画		
	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	1回/年	1回/年	1回/年
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置 ※新規	1人	1人	1人
強度行動障害者の支援ニーズの把握と関係機関の連携 ※新規	実施	実施	実施

### 成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する人数の数値目標を設定します。また、一般就労への定着を図るため、就労定着支援事業の利用者及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定します。

### 【国の基本指針】

- 令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とする。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする。【新規】
- 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする。
- 就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率(※)が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。また、各都道府県は地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進める。【新規】

## 第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

※就労定着実績体制加算:前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合が7割以上であることを要件としている。

### 【 利用実績と目標値設定の考え方 】

成果指標 (指標名称)	第6期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	目標値	
一般就労への移行者数 (就労移行支援事業)	1人	0人	2人
一般就労への移行者数 (就労継続支援A型事業)	0人	0人	1人
一般就労への移行者数 (就労継続支援B型事業)	0人	1人	2人
一般就労後の就労定着支援利用者数	0人	0人	4人

一般就労への移行者数は令和3年度、4年度合わせて2人でした。令和3年度の就労移行支援事業等を通じ一般就労へ移行した方の就労定着支援事業所の利用はありません。令和4年度に就労継続支援B型事業所を通じ一般就労へ移行された方が1人おりましたが、就労の定着には至りませんでした。コロナウイルス感染対策による様々な制限により一般就労に向けた大きな動きはなかったようです。

### 【 成果目標と活動指標 】

成果指標 (指標名称)	第7期計画		
	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
一般就労への移行者数 (就労移行支援事業)	1人	2人	3人
一般就労への移行者数 (就労継続支援A型事業)	1人	1人	1人
一般就労への移行者数 (就労継続支援B型事業)	1人	1人	1人
一般就労後の就労定着支援利用者数	1人	2人	3人

## 成果目標5 障害児支援の提供体制の整備等

児童のライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制を構築します。

### 【国の基本指針】

- 児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。(未設置とする場合は同等の機能を有する体制を整備する)
- 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。
- 「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を踏まえ、令和8年度末までに、各都道府県は、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を構築する。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各都道府県は、医療的ケア児支援センターを設置【新規】し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各市町村においては保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各都道府県は、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置する。【新規】

### 【利用実績と目標値設定の考え方】

成果指標 (指標名称)	第6期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	目標値	
児童発達支援センターの設置	検討	検討	1か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	体制構築	体制構築	体制構築
主に重症心身障害児支援の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	0か所	0か所	0か所 圏域の動向を確認
医療的ケア児等支援に関するコーディネーターの配置	検討	検討	1人 圏域の配置も検討

#### 第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

児童発達支援センターについては、専門的な知識を持つ人員の確保が困難であり、現状では設置の予定がありません。未設置の場合は同等の機能を有する体制を整備するということですが、今後も関係機関との連携を図りながら発達支援の入り口としての相談機能を充実し、支援の充実に努めています。

保育所等訪問支援については、町外事業所の利用により令和4年度に1人、令和5年度現在では3人利用されています。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について町内における新規の事業所開設はありませんが、これまでと同様に圏域内の事業所と連携していきます。

医療的ケア児の支援に関しては、平成30年度に美郷町総合支援協議会「児童支援部会」に医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として位置づけております。

保育所等に関しては、加配の職員(支援員)の確保が困難であり、受け入れ体制の維持が課題となっていますが、年齢や障がいの有無に関わらず児童が地域でともに育ちあえるよう関係機関との連携強化に努め、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築します。

保育所等において配慮を要する児童の受入状況

認定こども園 :R3(45人) R4(36人) R5(47人)

放課後児童クラブ:R3(36人) R4(41人) R5(32人)

#### 【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
障害児に対する重層的な地域支援体制の構築	構築	令和8年度末
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制の構築 ※新規	構築	令和8年度末
主に重症心身障害児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内の事業所との連携	令和8年度末
医療的ケア児協議の場の設置	継続	令和8年度末

## 成果目標6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等を推進するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた実施体制を確保する。

### 【 国の基本指針 】

- 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。【新規】

### 【 利用実績と目標値設定の考え方 】

成果指標 (指標名称)	第6期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	目標値	
基幹相談支援センターの設置	検討	検討	設置

基幹相談支援センターにおいては、視察や検討を重ねておますが未設置となっているため、地域の相談支援事業所と連携し、相談支援体制の充実・強化に取組んでいます。引き続き相談支援体制の強化を図る体制の拡充を図ります。

基幹相談支援センターについては、令和6年度中に委託先の選定、委託内容を協議し、令和8年度末までに設置を目指します。

美郷町総合支援協議会「専門部会」において、個別事例の検討を通して地域課題を整理し、課題の解決に向けた地域サービス基盤の開発・改善に繋げます。

### 【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
基幹相談支援センターの設置	設置	令和8年度末
地域の相談支援体制の強化 ※新規	実施	令和8年度末
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の実施 ※新規	実施	令和8年度末

## 【活動指標】

成果指標 (指標名称)	第7期計画		
	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数 ※新規	2回/年	2回/年	2回/年
相談支援事業所の参画による事例検討参加事業者・機関数 ※新規	6事業者	6事業者	6事業者

## 成果目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の多様化、サービス事業者の増加している中、より一層事業者が利用者に対して必要とするサービスを適切に提供することができるよう、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制を構築します。

## 【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、各都道府県や各市町村においてサービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

## 【利用実績と目標値設定の考え方】

成果指標 (指標名称)	第6期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	目標値	
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みを実施する体制の構築	1回/年	1回/年	1回/年 以上

障害福祉サービス等に係る各種研修会へ参加します。(令和3年度からはオンラインを活用した研修が主になっています。)

障害福祉サービス等事業者に対する集団指導・指導監査を実施しており、その結果を事業所及び関係自治体と共有することにより、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施しています。令和3年度から5年度は書面による監査を実施しました。

令和8年度まで、引き続き障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を継続します。

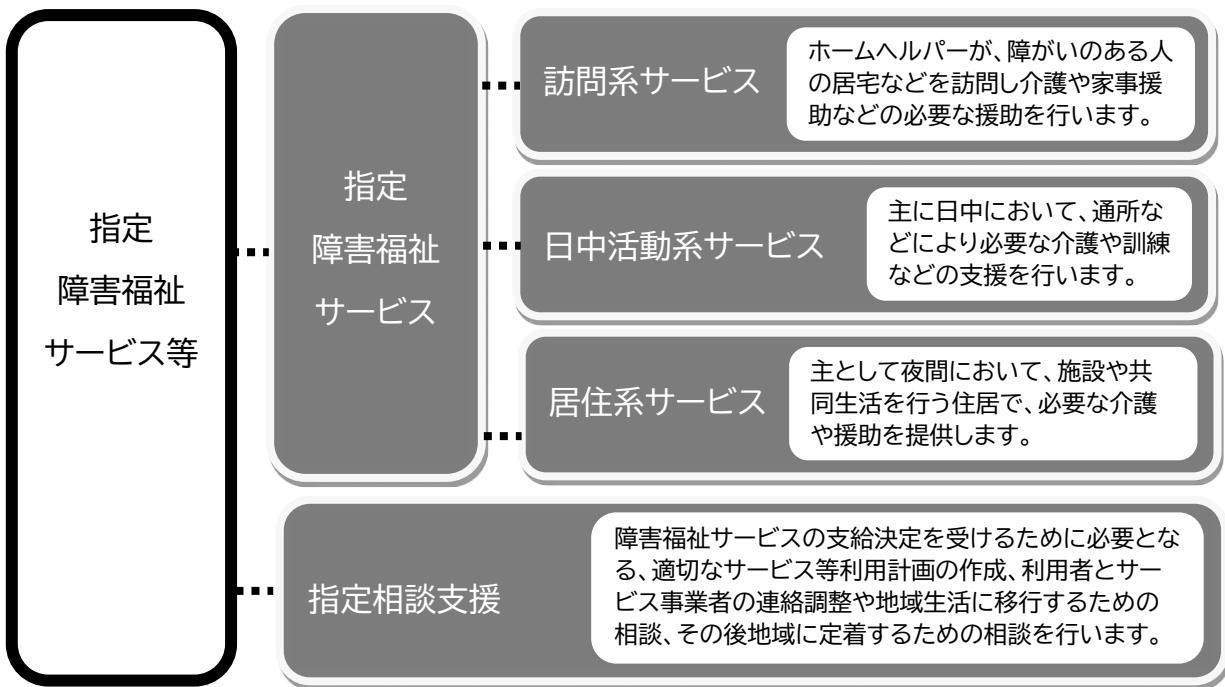
## 【成果目標】

指標名称	目標数値	目標年度
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みを実施する体制を維持	継続	令和8年度末

## 【活動指標】

成果指標 (指標名称)	第7期計画		
	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	1人	1人	1人

## (2) 指定障害福祉サービス等の利用に係る見込量と今後の方策



## 見込量の推計にあたっての考え方

各サービスの見込量については、次の事項を考慮して設定しました。

- 前期計画期間におけるサービス等利用実績
- アンケート調査から得た利用ニーズの動向等
- 施設入所者等の地域生活への移行数

## ① 訪問系サービス

## ア) サービスの内容

サービス名	サービスの内容
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいにより常に介護を必要とする障がいのある人に、居宅における介護及び家事並びに生活等に関する相談やその他の生活全般にわたる援助、また外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難のある人の外出に同行し、必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
行動援護	障がいのある人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時の移動中の介護、排せつ及び食事の介護、その他行動に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする人のうち、介護度が特に高いと認められた人に、複数のサービスを包括的に行います。

#### 第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

##### イ) 第6期計画見込量と実績

【単位】人:月間の利用人数 時間:月間のサービス提供時間

区分	R3 年度		R4 年度		R5 年度
	見込量	実績	見込量	実績	実績見込
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	28 人/月	28 人/月	28 人/月	27 人/月	27 人/月
	409 時間/月	460 時間/月	411 時間/月	506 時間/月	529 時間/月

##### ウ) 第7期計画見込量

区分	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護	23人/月	24人/月	25人/月
	202時間/月	202時間/月	204時間/月
重度訪問介護	1人/月	1人/月	1人/月
	330時間/月	330時間/月	330時間/月
同行援護	2人/月	2人/月	2人/月
	10時間/月	10時間/月	10時間/月
行動援護	0人/月	0人/月	0人/月
	0時間/月	0時間/月	0時間/月
重度障害者等包括支援	0人/月	0人/月	0人/月
	0時間/月	0時間/月	0時間/月

##### エ) サービス見込量確保の方策

訪問系のサービスは、利用人数に大きく変わりはありませんが、介護保険サービスに移行となる利用者がいる一方で、介護者の高齢化等に伴う家庭環境の変化により新たな利用者や利用時間の増加がみられました。

居宅介護は、サービス提供時間の利用実績が増加傾向にあり、今後も障がいのある人の高齢化や重度化により増加していくことが予想されます。多様化するニーズに応じたサービスが提供できるよう調整を図りながら、必要なサービス提供量の確保に努めます

行動援護、重度障害者等包括支援は、これまでニーズや利用実績がないことで見込量を設定しておりませんが、需要が生じた場合は都度対応してまいります。

## ② 日中活動系サービス

### ア) サービスの内容

サービス名	サービスの内容
生活介護	常時の介護を要する障がいのある人に、施設等で介護や生活等に関する相談及び助言やその他の必要な日常生活上の支援や創作的活動、生産活動の機会の提供等を行います。
自立訓練(機能訓練)	身体に障がいのある人に、一定の期間に施設等で地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るための訓練や、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション並びに歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練を行います。
自立訓練(生活訓練)	知的または精神に障がいのある人に、地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、一定期間、食事や家事等の日常生活能力に関する訓練を行います。
就労選択支援【新規】	障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択ができるよう支援します。
就労移行支援	一般企業での就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人に、一定期間、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型)	一般企業での就労が困難な 65 歳未満の障がいのある人に、契約に基づく就労の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上など一般就労への移行に向けた訓練を行います。
就労継続支援(B型)	一般企業や就労継続支援(A型)での就労が困難な場合や、就労移行支援事業を利用したが一般企業での就労に結びつかなかった障がいのある人に、就労や生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般企業等に雇用された障がいのある人の就労の継続をはかるため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活・社会生活上の問題に関する相談、指導及び助言等を行います。
療養介護	医療を要する障がいのある人で、常時の介護を必要とする方に病院等で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気等の場合に、短期間(夜間も含め)施設で入浴、排せつ、食事等の日常生活上の介護を行います。(障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、医療機関等において実施する「医療型」に分類されます。)

第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

イ) 第6期計画見込量と実績

【単位】人日:月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

区分	R3年度		R4年度		R5年度
	見込量	実績	見込量	実績	実績見込
生活介護	96 人/月	93 人/月	98 人/月	90 人/月	87 人/月
	1,767 人日/月	1,695 人日/月	1,804 人日/月	1,695 人日/月	1,672 人日/月
自立訓練 (機能訓練)	1 人/月	0 人/月	1 人/月	0 人/月	0 人/月
	20 人日/月	0 人日/月	20 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
自立訓練 (生活訓練)	6 人/月	5 人/月	6 人/月	5 人/月	6 人/月
	130 人日/月	85 人日/月	130 人日/月	74 人日/月	104 人日/月
就労移行支援	4 人/月	3 人/月	6 人/月	3 人/月	4 人/月
	60 人日/月	42 人日/月	90 人日/月	46 人日/月	60 人日/月
就労継続支援 (A型)	1 人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月	0 人/月
	21 人日/月	12 人日/月	21 人日/月	7 人日/月	0 人日/月
就労継続支援 (B型)	44 人/月	44 人/月	44 人/月	46 人/月	48 人/月
	753 人日/月	755 人日/月	770 人日/月	799 人日/月	879 人日/月
就労定着支援	6 人/月	2 人/月	6 人/月	1 人/月	0 人/月
療養介護	8 人/月	9 人/月	8 人/月	8 人/月	7 人/月
短期入所 (福祉型)	6 人/ 月	5 人/月	7 人/月	7 人/月	9 人/月
	42 人日/月	35 人日/月	47 人日/月	50 人日/月	56 人日/月
短期入所 (医療型)	1 人/月	0 人/月	1 人/月	0 人/月	0 人/月
	15 人日/月	0 人日/月	15 人日/月	0 人日/月	0 人日/月

## ウ) 第7期計画見込量

区分	R6年度	R7年度	R8年度
生活介護	90人/月	93人/月	96人/月
	※70人/月	※73人/月	※76人/月
	1,690人日/月	1,720人日/月	1,750人日/月
自立訓練 (機能訓練)	1人/月	1人/月	1人/月
	20人日/月	20人日/月	20人日/月
自立訓練 (生活訓練)	6人/月	7人/月	8人/月
	100人日/月	115人日/月	120人日/月
うち精神障害者の利用	3人/月	4人/月	5人/月
就労選択支援	一	2人/月	5人/月
就労移行支援	5人/月	7人/月	9人/月
	54人日/月	84人日/月	114人日/月
就労継続支援 (A型)	1人/月	1人/月	1人/月
	10人日/月	15人日/月	20人日/月
就労継続支援 (B型)	48人/月	50人/月	53人/月
	846人日/月	895人日/月	947人日/月
就労定着支援	1人/月	2人/月	3人/月
療養介護	5人/月	5人/月	5人/月
短期入所 (福祉型)	10人/月	11人/月	12人/月
	※4人/月	※6人/月	※8人/月
	60人日/月	65人日/月	70人日/月
短期入所 (医療型)	1人/月	1人/月	1人/月
	※1人/月	※1人/月	※1人/月
	15人日/月	15人日/月	15人日/月

※うち重度障害者利用者数(区分4以上)

(就労選択支援サービス利用開始は令和7年10月から)

## 工) サービス見込量確保の方策

日中活動系サービスにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響によりサービスの利用を制限せざるを得ない事業所もあり、実績として全体的に大きな伸びは見られませんでした。しかし、就労継続支援B型事業所においては、在宅支援として通所せずに行えるサービス提供を行うなど利用の継続に繋がり、サービス提供体制の充実が図られました。

**生活介護**は、これまでの実利用者数と利用時間を勘案し、障がいのある人の高齢化と重度化が進んでいること等を踏まえて見込量を設定します。

**自立訓練(生活訓練)・就労移行支援**は、訓練を経て一般企業への就職を希望される発達や精神に障がいのある人の利用が増えています。障がい者雇用をされる企業も増えていることで、働くことについての関心が高まっていることや、町が障がい者雇用の促進を今後の主要な取組ととらえていることを踏まえて見込量を設定します。

**就労選択支援**は、令和7年10月からの新規のサービスです。特別支援学校卒業者数、就労系サービスの新規利用者数や現在の利用者数等を勘案し見込量を設定します。

**就労継続支援(B型)**は、利用実績及び利用者数をもとに、今後の利用ニーズなどを勘案して見込量を設定します。

**就労定着支援**は、現在就労移行支援等の利用を経て就職された方がおりません。障がい者等のニーズ、福祉施設利用者の一般就労への移行希望等を勘案し、見込量を設定します。

**療養介護**は、現在の利用実績に基づき見込量を設定します。

**自立訓練(機能訓練)、就労継続支援(A型)、短期入所(医療型)**は、当町内に事業所がなく利用実績もほとんどありませんが、それぞれ一定程度の利用を見込んでいます。

**短期入所(福祉型)**は、利用実績及び利用者数を基礎とし、障がいのある人の重度化や介護者の高齢化といった潜在的なニーズを考慮し見込量を設定しました。地域生活支援拠点の枠組み等も最大限活用しながら、利用者のニーズに応じたサービスの質の確保・向上のため、サービス提供事業者等との連携に努めます。

### ③ 居住系サービス

#### ア) サービスの内容

サービス名	サービスの内容
自立生活援助	居宅において単身等で生活する障がいのある人に対して、自立した日常生活を営む上で必要な情報提供、助言、相談対応などの援助を行います。
共同生活援助	障がいのある人に対して、共同生活を営むべき住居で、相談、入浴、排せつ、食事提供等の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の日常生活上の支援を行います。

#### イ) 第6期計画見込量と実績

【単位】人:月間の利用人数

区分	R3年度		R4年度		R5年度
	見込量	実績	見込量	実績	実績見込
自立生活援助	2人/月	0人/月	2人/月	0人/月	0人/月
共同生活援助 (グループホーム)	39人/月	44人/月	43人/月	43人/月	53人/月
施設入所支援	60人/月	56人/月	59人/月	56人/月	53人/月

#### ウ) 第7期計画見込量

区分	R6年度	R7年度	R8年度
自立生活援助	1人/月	2人/月	3人/月
共同生活援助 (グループホーム)	49人/月	55人/月	62人/月
	※5人/月	※5人/月	※6人/月
施設入所支援	55人/月	54人/月	54人/月

※うち重度障害者利用者数(区分4以上)

#### エ) サービス見込量確保の方策

居住系サービスにおいて、令和3年度から自立生活援助の利用対象者が拡充となりましたが、他のサービス利用で補えていることもあり利用実績はありませんでした。当町内や近隣市町村でグループホームの整備が進み、利用者が増えたことで新規の施設利用者は少なくなりました。施設入所支援は主に入所者の高齢による死亡、介護保険施設へ移行されるケースがあり利用実績が減少しています。

**自立生活援助**は、アンケート調査の回答から、ひとり暮らしの希望者がみられたことや福祉施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行希望による利用者を見込んで設定します。

**共同生活援助**は、現時点の利用者数を基礎とし、近年の利用実績の伸び率や施設入所者の地域生活への移行が進むことなどを踏まえ見込量を設定します。

**施設入所支援**は、国の基本指針により令和4年度末時点の施設入所者数を基礎として、利用者数の見込量を設定します。地域生活への移行の推進とともに、これまで自宅で介護していた人の高齢化や障がいのある人ご自身の高齢化や重度化により、在宅での生活が困難となることで利用希望があると見込み大きな変動はないものと思われます。

地域生活への移行や退院可能な精神に障がいのある人の地域生活の意向を進めることができるよう、各事業者と連携を図りながら、安心して生活できる居住の場の確保に努めます。

#### ④ 相談支援

##### ア) サービスの内容

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービス利用者に対し、サービスの内容等を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、事業所との連絡調整を行います。また、利用しているサービスが適切であるか定期的に検証し、サービス等利用計画の見直しを行います。
地域移行支援	施設や病院から退所・退院する障がいのある人に対し、住居の確保や地域生活の移行に関する相談等を行います。
地域定着支援	居宅で単身生活を行う障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、相談や緊急時の対応等を行います。

##### イ) 第6期計画見込量と実績

【単位】人:月間の利用人数

区分	R3年度		R4年度		R5年度
	見込量	実績	見込量	実績	実績見込
計画相談支援	45 人/月	43 人/月	46 人/月	49 人/月	58 人/月
地域相談支援 (地域移行支援)	1 人/月	0 人/月	1 人/月	0 人/月	0 人/月
地域相談支援 (地域定着支援)	1 人/月	0 人/月	1 人/月	0 人/月	0 人/月

## ウ) 第7期計画見込量

区分	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	56人/月	60人/月	64人/月
地域相談支援 (地域移行支援)	1人/月	1人/月	1人/月
地域相談支援 (地域定着支援)	1人/月	1人/月	1人/月

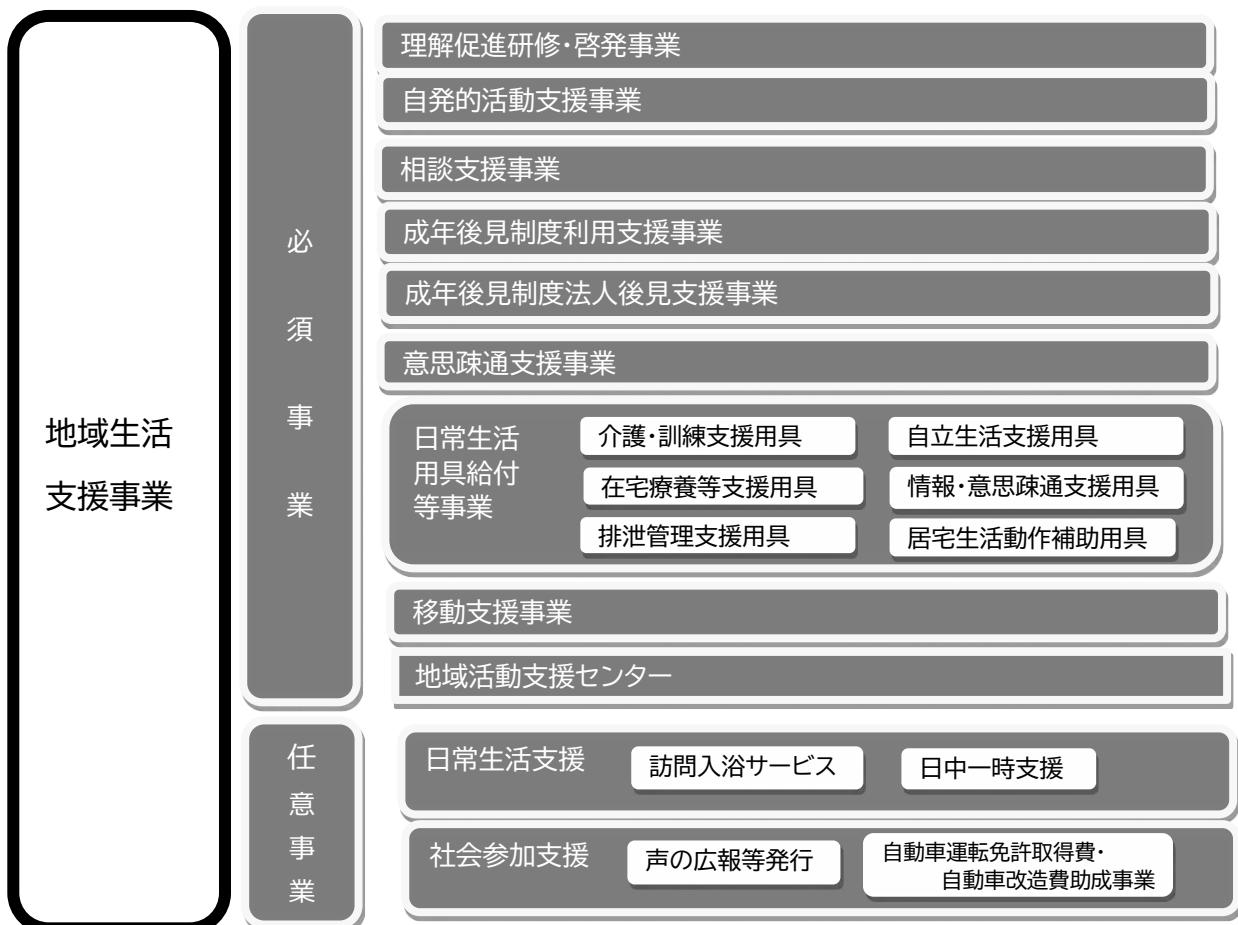
## エ) サービス見込量確保の方策

当町内や近隣市町村にも障害福祉サービス事業所が増えてきたことで関心が高まっていることもあり、サービス利用に関する相談も増え、新規の利用開始により相談支援の実績も増えました。

計画相談支援は、原則として全ての障害福祉サービス利用者を対象としています。今後の利用ニーズを勘案して見込量を設定します。地域生活への移行や相談内容も一層多様化していくことが見込まれるため、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所などの関係機関との連携を密にし、相談支援体制の充実を図ります。

地域移行支援及び地域定着支援については提供実績がありませんが、地域への移行を進めるにあたっては重要な機能であり、基盤を整備し、提供量を確保することが求められます。施設入所者の地域移行の推進にあたり見込量を設定します。

## (3) 地域生活支援事業の事業内容と見込量



## 見込量の推計にあたっての考え方

各サービスの見込量については、次の事項を考慮して設定しました。

- 前期計画期間におけるサービス等利用実績
- アンケート調査から得た利用ニーズの動向等

## ① 地域生活支援事業(必須事業)

## ア) 事業の内容

事業名	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して障がいのある人等に対する理解を深める、または「心のバリアフリー」の推進を図るための研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行います。
相談支援事業	障がいのある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援や関係機関との連絡調整を行います。
成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる障がいのある人に、制度利用に係る費用を支給します。
成年後見制度法人後見支援事業	障がいのある人の権利擁護を図るため、法人後見実施のための研修や、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援、その他法人後見の活動の推進に関する取組を行います。

## 第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

事業名	事業の内容
意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など、障がいにより意思疎通を図ることに支障がある人等とその他の人の意思疎通を支援します。
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、障がいのある人等に別に定める告示の要件を満たす用具(6種)を給付または貸与します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人等との交流活動の促進、実施主体の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する研修を行います。
移動支援事業	外出時に移動の支援が必要と認められる障がいのある人等に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
地域活動支援センター	障がいのある人等の地域生活支援の促進を図ることを目的とし、障がいのある人に対し、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

### イ) 第6期計画見込量と実績

【単位】※1:実施の有無 ※2:設置の有無

区分	単位	R3年度		R4年度		R5年度
		見込量	実績	見込量	実績	実績見込
理解促進研修・啓発事業	※1	有	有	有	有	有
<b>相談支援事業</b>						
<b>障害者相談支援事業</b>						
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	※2	令和5年度末までに設置の有無を検討 検討 → 7期計画へ				
基幹相談支援センター等機能強化事業	※1	令和5年度末までに実施の有無を検討 検討→無				
住宅入居等支援事業	※1	令和5年度末までに実施の有無を検討 検討→無				
成年後見制度利用支援事業	件	1	0	1	0	0
<b>意志疎通支援事業</b>						
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	3	0	3	0	0
手話通訳者設置事業	※2	令和5年度末までに設置の有無を検討 検討→無				
<b>日常生活用具給付等事業</b>						
介護・訓練支援用具	件	1	0	1	0	0
自立生活支援用具	件	1	2	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	2	1	2	0	2
情報・意思疎通支援用具	件	2	3	2	1	2
排泄管理支援用具	件	610	567	610	529	530
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	1	0	1	0	1
移動支援事業	人	1	0	1	0	8
	時間	14	0	14	0	65
地域活動支援センター事業	人	10	3	15	2	4

## ウ) 第7期計画見込量

【単位】※1:実施の有無、※2:設置の有無

区分	単位	R6年度	R7年度	R8年度
		見込量	見込量	見込量
理解促進研修・啓発事業	※1	有	有	有
自発的活動支援事業	※1	無	無	無
相談支援事業				
障害者相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3
基幹相談支援センター	※2	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	※1	無	無	無
住宅入居等支援事業	※1	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	件	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	※1	無	無	無
意志疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	3	3	3
手話通訳者設置事業	※2	検討	検討	検討
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	件	1	1	1
自立生活支援用具	件	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件	2	2	2
排泄管理支援用具	件	540	540	540
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	1	1	1
移動支援事業	人	5	5	5
	時間	20	20	20
地域活動支援センター事業(協定分含む)	人	10	10	10

## 工) サービス等見込量確保の方策

地域生活支援事業においては、障害福祉サービスや各種制度の利用方法とともに、広報や町ホームページ、障がい者福祉のしおり等を活用し、必要とするサービスを適切に利用できるよう、内容や手続きなどを紹介するとともに、相談窓口や相談支援体制の充実を図りました。基幹相談支援センターは、近隣市町村の設置や運営状況をみながら設置について検討しましたが、総合的な相談窓口としてどのような体制を図るべきか模索している段階であり、次期計画でも検討を重ねることとし、令和8年度末までの設置を見込んでいます。

## 第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

**理解促進研修・啓発事業**は、地域共生社会の実現を目指し、障がいへの理解を深めるための啓発活動等を継続的に行います。

**相談支援事業**は、指定相談支援事業所3か所に引き続き事業委託し、連携を図りながら相談支援業務の充実を図ります。また、美郷町総合支援協議会を活用しながら関係機関との連携を図り、相談支援の質の向上を図るとともに、令和8年度末までに基幹相談支援センターを設置し、運営体制を明確にします。

**成年後見制度利用支援事業**は、障がいのある人の高齢化・重度化等に伴い、成年後見制度の必要性は今後一層高まっていくことが予想されます。今後はニーズの把握に努めながら事業の周知に努めます。

**意思疎通支援事業**は、秋田県及び秋田県聴覚障害者支援センターに手話通訳や要約筆記者の派遣を依頼し事業を実施します。ニーズの把握に努めながら、今後も周知に努めるなど事業の充実を図ります。

**日常生活用具給付等事業**は、支援が必要な人に行きわたるよう充分な周知を図りながら事業を継続し、個々のニーズや障害特性に即した適切な給付に努めます。

**移動支援事業**は、地域生活への移行及び社会参加を促進していくことから、実績等を勘案し利用者数等を見込みます。事業所等との連携により事業の推進を図ります。

**地域活動支援センター**は、事業を実施するサービス提供事業者に委託し、利用者のニーズに応じた、創作的活動、利用者間の交流等の機会を提供します。広く情報提供を行うことにより利用の促進を図ります。

**自発的活動支援事業、成年後見制度法人後見支援事業**は、ニーズや活動の状況をみながら事業の実施を検討します。

### ② 地域生活支援事業(任意事業)

#### ア) 事業の内容

事業名	事業の内容
訪問入浴サービス事業	身体に重度の障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的として、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	障がいのある人の介護者が、病気等の理由により介護ができない場合に、一時的に事業所で見守りその他の必要な日常生活支援を行います。
声の広報等発行	視覚に障がいのある人に対し、町広報誌等を音読録音したカセットテープを郵送配布します。

事業名	事業の内容
音声コード対応配布物の発行	文字による情報入手が困難な障がいのある人に対し、町が提供する情報について、音声コード対応配布物を発行し、音声読み上げアプリ等の活用について周知を図ります。
自動車運転免許取得費助成事業	就労や社会参加の促進を図るため、身体又は知的障がいのある人が自動車運転免許を取得する場合に、10万円を限度として費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	就労や社会参加の促進を図るため、重度の身体に障がいのある人が自ら所有し運転する自動車を改造する場合に、10万円を限度として費用の一部を助成します。

## イ) 第6期計画見込量と実績

区分	単位	R3年度		R4年度		R5年度
		見込量	実績	見込量	実績	実績見込
訪問入浴サービス事業	回	370	474	370	456	420
日中一時支援事業	回	120	49	120	6	50
声の広報等発行	回	24	27	24	26	24
自動車運転免許取得費助成事業	人	1	0	1	0	0
自動車改造費助成事業	人	1	1	1	0	1

## ウ) 第7期計画見込量

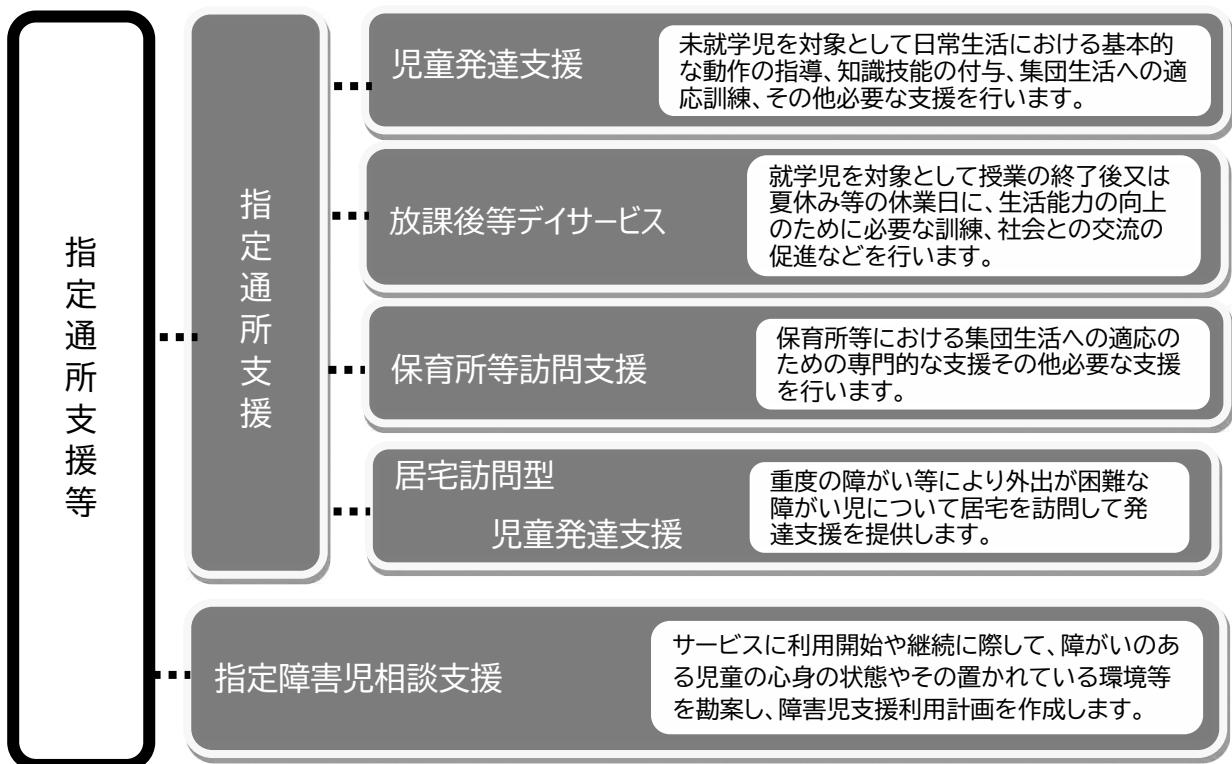
【単位】※1:実施の有無

区分	単位	R6年度		R7年度	R8年度
		見込量	見込量	見込量	見込量
訪問入浴サービス事業	回	380	380	380	380
日中一時支援事業	回	60	60	60	60
声の広報等発行	回	24	24	24	24
音声コード対応配布物の発行	※1	1	1	1	1
自動車運転免許取得費助成事業	人	1	1	1	1
自動車改造費助成事業	人	有	有	有	有

## エ) サービス等見込量確保の方策

障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援するため、地域生活支援事業の任意事業として、現在実施している5事業を継続して実施していくとともに、事業内容の充実に努めます。音声コード対応配布物の発行は新規事業として実施します。今後、障がいのある人の地域生活への移行状況、生活実態、ニーズ等を充分に考慮しながら、必要な事業の創設や事業の見直しを行います。

## (4) 指定通所支援等の利用に係る見込量と今後の方策



## 見込量の推計にあたっての考え方

各サービスの見込量については、次の事項を考慮して設定しました。

- 前期計画期間におけるサービス等利用実績
- アンケート調査から得た利用ニーズの動向等
- 地域における児童の数の推移、現在サービス利用している障がい児童の数、医療的ケア児等のニーズ、認定こども園、放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ状況等

## ① 障害児通所支援

## ア) サービスの内容

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、または集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある子どもに対し、授業終了後、夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問して、障がいのある子どもに対し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに対し、居宅を訪問して児童発達支援と同様の支援を行います。

#### 第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

##### イ) 第6期計画見込量と実績

【単位】人:月間の利用人数 時間:月間のサービス提供日数

区分	R3年度		R4年度		R5年度
	見込量	実績	見込量	実績	実績見込
児童発達支援	2人/月	9人/月	3人/月	13人/月	13人/月
	12人日/月	39人日/月	16人日/月	55人日/月	56人日/月
医療型 児童発達支援	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月	0人/月
	2人日/月	0人日/月	2人日/月	0人日/月	0人日/月
放課後等 デイサービス	20人/月	37人/月	21人/月	42人/月	51人/月
	205人日/月	255人日/月	210人日/月	322人日/月	402人日/月
保育所等 訪問支援	1人/月	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
	1人日/月	0人日/月	1人日/月	1人日/月	1人日/月
居宅訪問型 児童発達支援	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月	0人/月
	8人日/月	0人日/月	8人日/月	0人日/月	0人日/月

##### ウ) 第7期計画見込量

区分	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	14人/月	15人/月	16人/月
	59人日/月	63人日/月	67人日/月
放課後等 デイサービス	55人/月	60人/月	65人/月
	410人日/月	430人日/月	450人日/月
保育所等 訪問支援	1人/月	1人/月	1人/月
	1人日/月	1人日/月	1人日/月
居宅訪問型 児童発達支援	1人/月	1人/月	1人/月
	1人日/月	1人日/月	1人日/月

## 第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

### 工) サービス見込量確保の方策

障害児通所支援における児童発達支援、放課後等デイサービスは、療育に対し保護者の関心が高まっていることや実施事業所が町内に新設され通所しやすくなつたことなどにより、利用される児童が年々増えております。医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援は利用ニーズがあれませんでした。

保育所等訪問支援は、児童発達支援の実施事業所がサービス提供をしていることで周知され、利用される児童が僅かにみられております。

地域における児童の数の推移、現在サービス利用している障がい児童の数、医療的ケア児等のニーズ、認定こども園や放課後児童クラブにおいて配慮を要する児童の受入状況等を勘案し見込量を設定します。

児童発達支援、放課後等デイサービスは、今後も需要が高まることが予想されます。町内の既存の事業所は、キャパシティの意味で大幅な受入増を望むことは難しい状況にあり、近隣市町村の事業所と連携を図りながら、今後も安心してサービスを利用できる環境づくりを図っていきます。

### ② 障害児相談支援

#### ア) サービスの内容

サービス名	サービスの内容
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する子どもに対し、支援の内容等を定めた「障害児支援利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います

#### イ) 第6期計画見込量と実績

【単位】人:月間の利用人数

区分	R3年度		R4年度		R5年度
	見込量	実績	見込量	実績	実績見込
障害児相談支援	11人/月	11人/月	12人/月	13人/月	14人/月

#### ウ) 第7期計画見込量

区分	R6年度	R7年度	R8年度
障害児相談支援	13人/月	15人/月	17人/月

## 工) サービス見込量確保のための方策

障害児相談支援は、概ね見込み通りの数値となっています。今後は、障害児通所支援を利用する障がい児の増加を勘案し、見込量を設定します。

それぞれの障がいに応じた適切な療育を受けられるよう、認定こども園や町内小中学校、特別支援学校、町保健センター等と連携し、対象者の把握に努めます。障がいのある子どもとそのご家族の心身両面を支援するサービス提供体制の確保を図るため、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所などの関係機関との連携を密にし、相談支援体制の充実を図ります。

## 第5章 各計画の推進に向けて

### 1 計画の推進のために

計画を推進し、目標を達成するためには、実施してきた施策の効果や達成度に鑑み、計画の内容を変更する必要が生じることもあります。

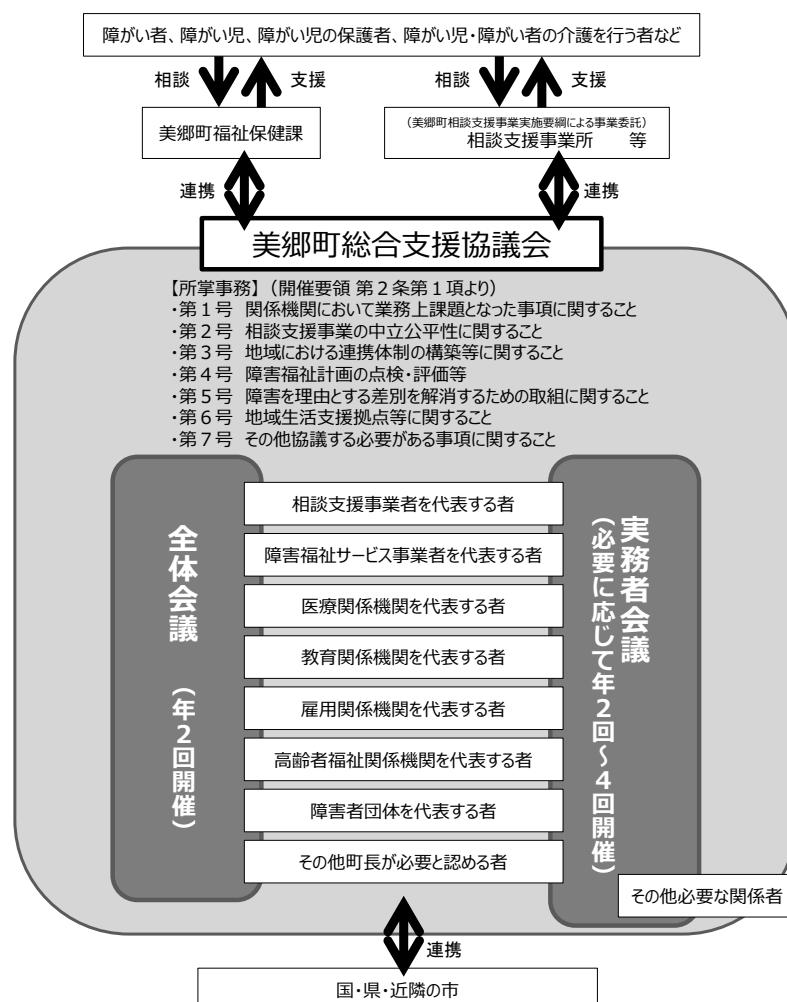
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)では、計画に定める事項について、定期的に調査、分析、評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更その他の必要な措置を講じることとされています。

本計画にあたっては、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」の「PDCAサイクル」にて、進捗管理を行います。

### 2 計画の推進体制

美郷町総合支援協議会を中心として、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等の関係機関が連携し、計画の具体化に向けた協議を行いながら協働して計画の推進に努めます。

【美郷町総合支援協議会体系図】



### 3 計画の達成状況の点検と評価

毎年、各計画の進捗状況を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画について分析・評価を行います。

毎年行う評価及び実績については、美郷町総合支援協議会に報告し、意見を聴くとともに、その結果について公表します。

### 4 計画の中間見直し

障害福祉計画、及び障害児福祉計画については、国が3年を一期として計画を作成することを基本とし、令和6年度から令和8年度までの3年間における計画策定の基本指針を設定し、障害福祉サービス等の見込量等について定めております。また、令和8年度には次期計画に向けその見直しを実施することとされています。

これに伴い、本町においても令和8年度には、障害者計画の計画期間の後半にあたる令和9年度から始まる障害福祉計画及び障害児福祉計画において、障害福祉サービス等の見込量等について改めて定める予定です。

令和8年度の国の基本方針等の見直しに合わせ、社会情勢の変化や地域の実情等に鑑みながら、障害福祉計画及び障害児福祉計画の中間見直しを実施し、また、これに合わせ、障害者計画においても障害福祉計画及び障害児福祉計画の見直しの内容を反映し、各計画における整合性を図っていきます。

美郷町総合支援協議会 委員名簿(計画策定)

職名	氏名	所属等	備考
会長	いし 石川 悅郎	社会福祉法人 慈泉会 県南障害者就業・生活支援センター	保健及び福祉関係者
副会長	たか 高橋 真由美	美郷町介護事業所	福祉団体に関する者
	まつ 松井 淳子	地域生活支援センターのぞみ	保健及び福祉関係者
	み 三浦 靖之	後三年鴻声の里	保健及び福祉関係者
	ふく 福田 晃一	横手興生病院	保健及び福祉関係者
	わた 渡會 義信	秋田県立大曲支援学校	関係行政機関の職員
	さとう 佐藤 和徳	大曲公共職業安定所	関係行政機関の職員
	むら 村田 薫	美郷町身体障害者協会	障がい者及びその家族
	かとう 加藤 堅之助	美郷町民生児童委員協議会	識見を有する者
	あお 青谷 千里	美郷町教育委員会	関係行政機関の職員

「第3期美郷町障害者計画」  
「美郷町障害福祉計画(第7期)  
美郷町障害児福祉計画(第3期)」

発行年月:令和6年3月

発行:美郷町  
編集:美郷町 福祉保健課 福祉班



